

第4期旭川市地域福祉計画 (最終案)

平成31(2019)年 月
旭 川 市

目 次

第1章 計画策定に当たって

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- 3 計画の名称及び期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
- 4 計画の見直しに当たって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 4

第2章 計画策定の背景

1 地域福祉に関わる国の動向

- (1) ニッポン一億総活躍プランの閣議決定・・・・・・・・P 5
- (2) 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部及び地域力強化検討会における検討
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 5
- (3) 社会福祉法の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 6

2 本市における地域福祉を取り巻く現状・・・・・・・・P 7

- (1) 各種統計指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 7
 - ア 人口・年齢別割合の状況・・・・・・・・・・・・・・・・P 7
 - イ 世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 9
 - ウ 合計特殊出生率・出生数の状況・・・・・・・・P 11
 - エ 地区別の人口の状況・・・・・・・・・・・・・・・・P 12
 - オ 児童人口の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 21
 - カ 児童扶養手当受給者の状況・・・・・・・・・・・・P 21
 - キ 障がい者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 22
 - ク 生活保護法による被保護人員・世帯の状況・・・・P 23
 - ケ 町内会加入率の状況・・・・・・・・・・・・・・・・P 24
 - コ ボランティア登録者の状況・・・・・・・・・・・・P 24
 - サ NPO法人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 25
- (2) アンケート結果等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 26
 - ア 市政モニター調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 26
 - イ 地域福祉活動に関わるアンケート・・・・・・・・P 31
 - ウ 地域まちづくり推進協議会意見交換会・・・・P 34

3 第3期計画における取組の成果と課題・・・・・・・・P 36

基本目標1 優しさにあふれるまちづくり

- 取組の方向 地域福祉活動を担う人材の育成・・・・・・・・P 36

基本目標2 共に支え合うまちづくり

- 取組の方向 住民主体による地域を支える体制づくりの推進・・・・P 37

| | |
|------------------------------------|------|
| 取組の方向 地域福祉を支える団体の活動の推進 | P 38 |
| 基本目標3 自立した生活を送ることができるまちづくり | |
| 取組の方向 福祉サービスの適切な利用の推進 | P 39 |
| 取組の方向 切れ目のない権利擁護システムの推進 | P 40 |
| 基本目標4 安心して生活できるまちづくり | |
| 取組の方向 安全で快適な環境づくりの推進 | P 41 |
| 第3章 課題認識と重点的な取組 | |
| 1 課題認識について | P 42 |
| 課題1 暮らしにくさや困りごとを抱える市民の増加 | |
| 課題2 社会的なつながりが弱まった世帯の増加 | |
| 課題3 複合的な課題や制度の狭間にある課題を抱える世帯の増加 | |
| 課題4 地域福祉活動基盤の弱体化, 担い手不足やその固定化 | |
| 課題5 包括的相談支援体制の未整備 | |
| 2 重点的に取り組むこと | P 43 |
| (1) 包括的支援体制の在り方についての検討 | |
| (2) 地域福祉活動の担い手が広がる取組 | |
| 第4章 第4期における地域福祉推進の基本 | |
| 1 基本理念 | P 45 |
| 2 基本目標 | P 46 |
| 基本目標1 みんなで支え合う地域福祉の推進 | |
| 基本目標2 くらしを支える地域福祉施策の推進 | |
| 基本目標3 いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進 | |
| 3 地域福祉活動圏域 | P 48 |
| 4 施策体系 | P 50 |
| 第5章 施策の展開 | |
| 基本目標1 みんなで支え合う地域福祉の推進 | |
| 取組の方向(1) 地域福祉活動への主体的参加の促進と人材育成 | P 51 |
| 関連施策① 地域福祉の推進を担う人材の育成 | P 52 |
| 関連施策② 地域交流活動の推進と活動拠点の整備 | P 54 |
| 関連施策③ 地域福祉活動への主体的参加の促進 | P 55 |
| 取組の方向(2) 住民主体による支え合いの促進 | P 56 |
| 関連施策① 地域住民等による地域福祉活動の推進 | P 57 |
| 関連施策② 住民に身近な圏域で地域生活課題を受け止める体制の整備 | P 58 |
| 取組の方向(3) 地域福祉を支える団体との協働による地域福祉力の向上 | P 59 |

| | |
|---------------------------------|------|
| 関連施策① 地域福祉を支える団体等とのネットワークの構築 | P 60 |
| 関連施策② 社会福祉協議会との連携 | P 61 |
| 関連施策③ 社会福祉法人等による地域における公益的な取組の推進 | P 62 |

基本目標2 くらしを支える地域福祉施策の推進

| | |
|---|------|
| 取組の方向(1) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進 | P 63 |
| 関連施策① 福祉サービスの利用に関する相談体制の確保 | P 64 |
| 関連施策② 福祉サービスの提供体制の充実 | P 66 |
| 関連施策③ 福祉サービスの適切な選択につながる情報提供の推進 | P 68 |
| 取組の方向(2) 困りごとを抱えた市民に対する包括的な相談支援の促進 | P 69 |
| 関連施策① 社会的要援護者の把握と支援 | P 70 |
| 関連施策② 生活困窮者に対する自立支援方策の推進 | P 71 |
| 関連施策③ 市圏域における包括的な相談支援体制の構築 | P 75 |
| 取組の方向(3) 地域における権利擁護の体制の整備 | P 77 |
| 関連施策① 日常生活自立支援事業等の周知 | P 78 |
| 関連施策② 成年後見制度の利用促進 | P 79 |

基本目標3 いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進

| | |
|--|------|
| 取組の方向(1) ひとにやさしい生活環境づくりの推進 | P 84 |
| 関連施策① ユニバーサルデザインの考え方に基づく各種施策の実施 | P 85 |
| 関連施策② 生活環境の向上 | P 87 |
| 取組の方向(2) 災害時に備えた地域づくりの推進 | P 88 |
| 関連施策① 災害に備えた地域による避難行動支援の取組 | P 89 |
| 関連施策② 災害時における避難所受入体制の整備 | P 90 |
| 関連施策③ 災害ボランティアセンターの体制整備 | P 91 |
| 取組の方向(3) 地域における介護予防や健康づくりの取組の推進 | P 92 |
| 関連施策① 住民主体の介護予防・健康づくりの取組の推進 | P 93 |

第6章 計画の推進

| | |
|--|------|
| 1 市民, 事業者, 社会福祉に関する活動を行う団体, 行政の協働による計画の推進 | P 94 |
| (1) 市民の役割 | P 94 |
| (2) 事業者の役割 | P 94 |
| (3) 社会福祉に関する活動を行う団体の役割 | P 94 |
| (4) 行政の役割 | P 95 |
| 2 旭川市社会福祉協議会との連携による計画の推進 | P 95 |
| 3 計画の進行管理及び評価 | P 95 |
| (1) 実施状況の把握及び附属機関への報告 | P 95 |
| (2) 指標の設定 | P 96 |

第1章 計画策定に当たって

1 策定の趣旨

「自分らしい生活を人生の最期まで続けたい。」これは、誰もが抱いている願いです。

一方、年齢を重ねて高齢になると、体の機能が衰えていきます。病気や事故など、予想しないことでこれまでと同じ生活ができなくなる可能性もあります。また、人生を送る過程では、子どもの成長や親の介護、雇用環境の変化など、その局面に応じてライフスタイルも大きく変わることがあります。

国の社会保障制度は、このように生活上のリスクを抱えたり、ライフスタイルが変化したりしたときの、セーフティネットとしての機能を有しており、誰もがどのような状況にあっても、自分らしい生活を送ることができる社会に不可欠なものです。とりわけ、私たちが困りごとを抱えたとき、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの社会福祉制度は、大きな支えになるものとして、これまで困りごとの分野に特化し、サービスを高度化させながら充実が図られてきました。

しかし、困りごとを抱えている方の中には、複数の要因が複雑に絡み合い、単に制度を当てはめただけでは解決が困難な状況に直面していたり、そもそも困っている方が、制度利用の基準に満たない場合もあります。また、本人にとっては深刻な問題であっても、制度としては対象外としている問題であったり、反対に周囲の人にとっては大きな問題に見えても、肝心の本人が問題として受け止めていないこともあります。今日的な福祉に対する住民ニーズは、複雑かつ多様なものに変化しており、これまでの対象者ごと又は分野別に整備された縦割りの制度を適用するだけでは、対応が難しいケースが増えてきています。

そうした中、国においては、少子高齢化を成長のあい路と捉え、介護離職ゼロを目指す戦略の中において、「地域共生社会の実現」を旗印に掲げ、その実現に向けて、公的支援の在り方を従来の縦割りから「丸ごと」へ転換するとともに、現に存在している福祉課題を地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として向き合い、その解決を図る中で得られた成功体験を積み重ね、ひいては豊かな地域づくりにつなげていくことを企図しているところです。

一方、市町村においては、地域住民の一人一人が、その人らしく生き生きと暮らせるように、先述したような今日的な福祉課題への対応を図るため、地域における支え合いや助け合いを中心とした地域福祉の推進につながる施策を実践してきました。こうした取組の目的と地域共生社会の実現を目指す国の方向性は共通しています。つまり、地域共生社会の実現に向けては、地域における支え合いや助け合いを中心とした地域福祉の推進が重要な要素であり、今後もその取組は変わらず求められているとすることができます。

第4期旭川市地域福祉計画では、地域福祉に関わる取組を体系的につなぎ合わせるとともに、現状の課題を踏まえて新たに取り組むべき事項などを示し、これらを計画的に実施していくことによって、旭川市における地域共生社会の実現を目的として策定します。

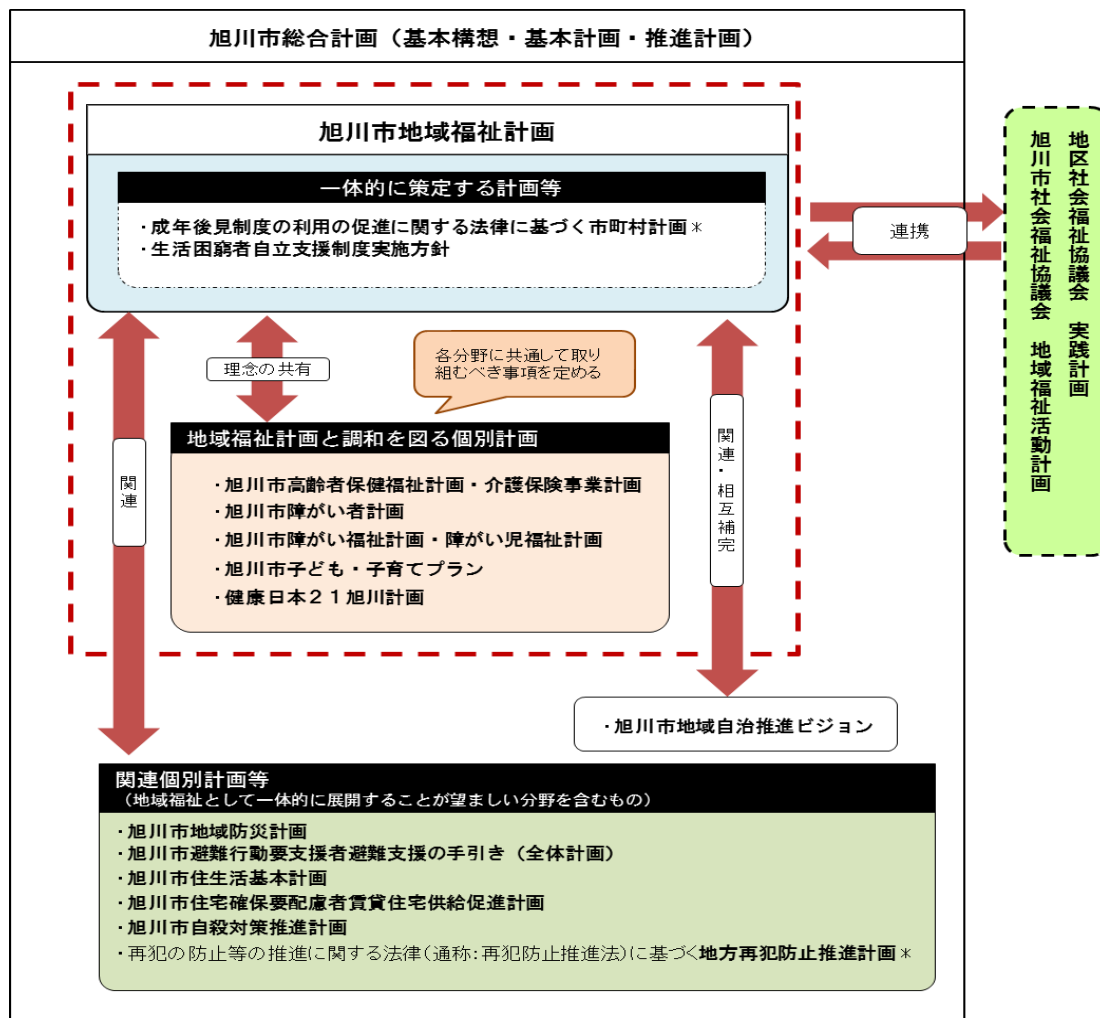
2 計画の位置付け

旭川市地域福祉計画は、旭川市総合計画を上位計画とした地域福祉に関する個別計画として位置付けます。また、社会福祉法¹においては、市町村が定める地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を盛り込むことと規定されているため、“地域における”各福祉計画の上位に位置付け、高齢者や障がい者の福祉、子ども・子育て、健康などに関連する計画とは、基本的な理念を共有するなどし、調和が図られた内容とします。

ただし、これら個別計画においては、既に施策や取組が体系的に実践されていることや、社会福祉法等において計画に盛り込むべき事項として規定された内容を踏まえて、本計画に具体的に掲げる取組等は、地域福祉の推進に資する要素を含むものととどめます。

なお、本市における地域福祉の重要な担い手である旭川市社会福祉協議会において策定する地域福祉活動計画²とも方向性を共有し、連携して取組を進めていきます。

【地域福祉計画の位置付け及び相関図】



※ *印は、未策定の計画

1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）

2 地域福祉活動計画 旭川市社会福祉協議会が策定する市民の福祉活動を中心とした行動計画のこと

3 計画の名称及び期間

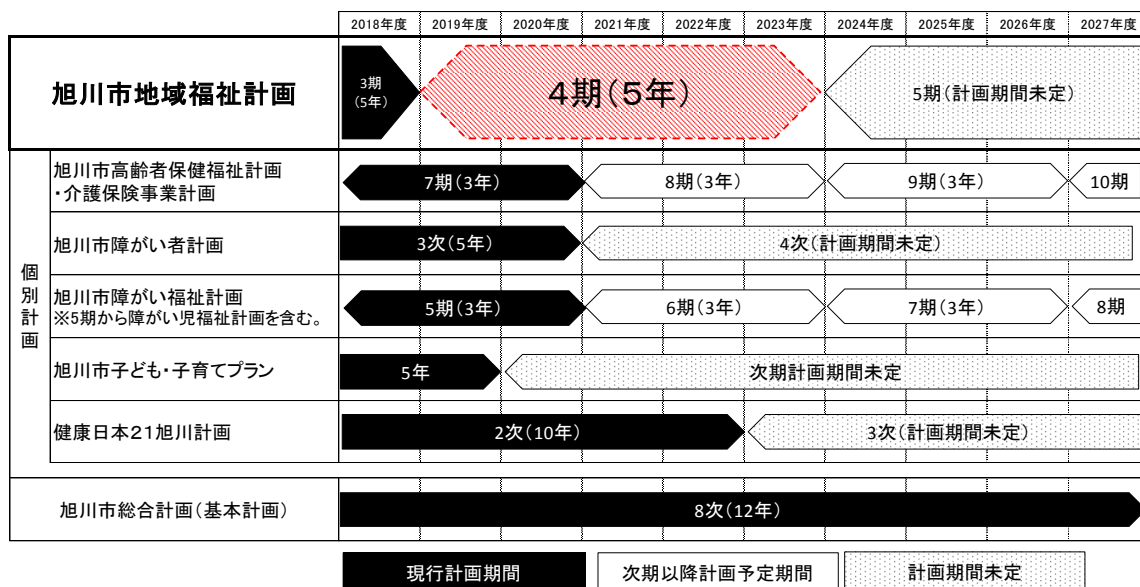
(1) 計画の名称

名称は「第4期旭川市地域福祉計画」とします。

(2) 計画の期間

期間は、国が示したガイドライン³を参考とし、2019年度から2023年度までの5か年とします。

【他計画の計画期間との比較】

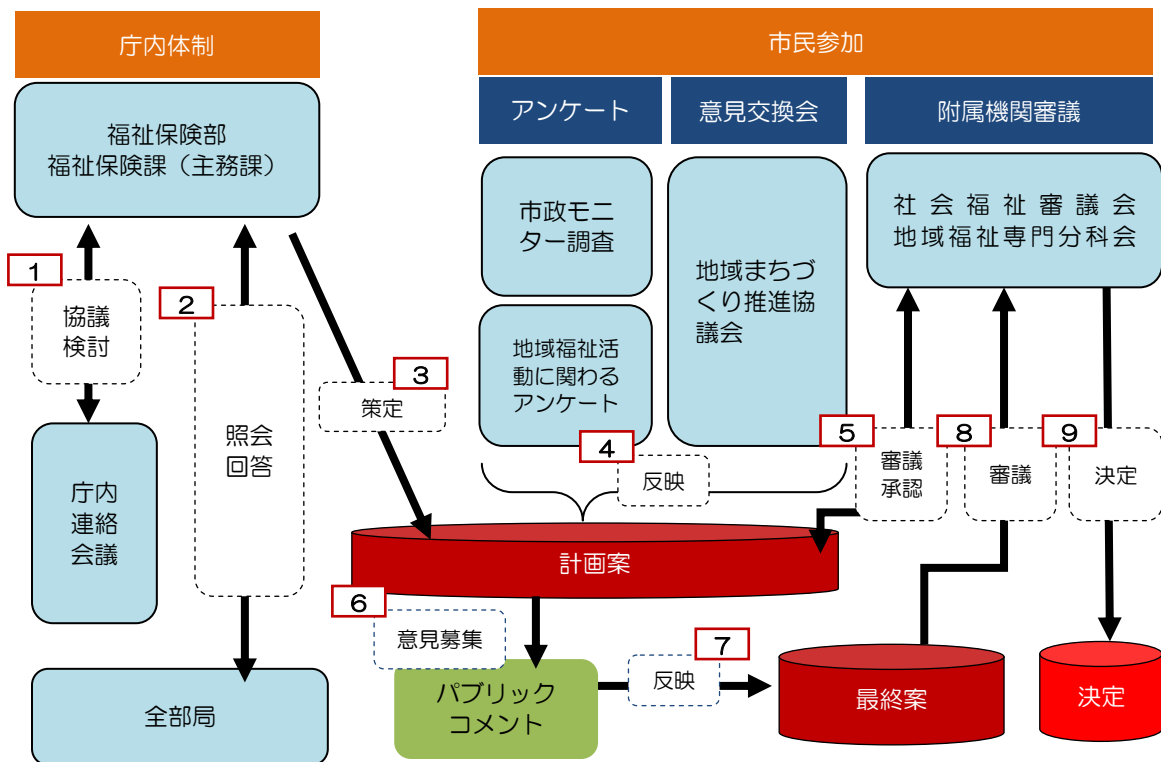


³ 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（平成29年12月12日付け厚生労働省子ども家庭局長、同社会・援護局長、同老健局長連名通知）

4 計画の見直しに当たって

計画の見直しに当たり、庁内においては、関係課で構成する地域福祉計画連絡会議を組織し、計画内容についての協議検討を行いました。また、身近な地域における住民同士の支え合いに関する意識などを聞く市政モニター調査、地域福祉活動を実践する上での課題認識などを把握するための民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会の会長、事務局長を対象としたアンケートのほか、計画骨子に対する意見や地域福祉に関する地域ごとの課題意識を伺うため、地域まちづくり推進協議会との意見交換会を開催しました。これらを通じて寄せられた意見等を踏まえ、計画骨子及び素案について、附属機関において審議していただくとともに、素案についてパブリックコメントを実施しました。

【計画の見直しの流れ】



第2章 計画策定の背景

第4期旭川市地域福祉計画（以下「第4期計画」といいます。）の策定に当たっては、本市を取り巻く現在の状況だけではなく、国が示した地域共生社会に関わる内容を踏まえたものにする必要が生じています。

1 地域福祉に関わる国の動向

(1) ニッポン一億総活躍プランの閣議決定

平成28年6月に決定されたニッポン一億総活躍プランでは、誰もが活躍できる一億総活躍社会を創るための3つの柱の一つとして「安心につながる社会保障」を掲げ、その具体的な目標として「介護離職ゼロ」を設けるとともに、この目標を実現するための取組の一つとして、「地域共生社会の実現」という方向性が示されています。

この中で、地域共生社会は、「子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会」と定義され、「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成」することなどが言われています。

(2) 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部及び地域力強化検討会における検討

地域共生社会の実現に向けては、平成28年7月に厚生労働省内に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されるとともに、その部会という位置付けの地域力強化検討会（正式名：地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）において、具体的な検討が進められました。

平成29年9月の最終報告においては、①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦＜共生文化＞、②すべての地域の構成員の参加・協働＜参加・協働＞、③重層的なセーフティネットの構築＜予防的福祉の推進＞、④包括的な支援体制の整備＜包括的支援体制＞、⑤福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造＜多様な場の創造＞という5つの視点を重視しながら地域共生社会を目指すべきことが報告されました。

そして、そのための仕組みとして、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけを行う機能として、①「住民に身近な圏域」において、地域住民等⁴が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境を整備すること、②住民に身近な圏域で「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止めるための、地域生活課題を包括的に受け止める体制を整備すること、③市町村圏域や広域での包括的な支援体制として、多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築することのほか、それらを踏まえた市町村地域福祉計画の在り方などが、併せて示されています。

⁴ 地域住民等 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者のこと

(3) 社会福祉法の改正

社会福祉法（以下この号において「法」といいます。）は、平成29年6月に公布された地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律⁵により、その一部が改正され、平成30年4月1日に施行されました。

主な改正内容としては、①「地域住民等」は、地域福祉の推進に当たり、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものと規定したこと（法第4条第2項）、②国及び地方公共団体は、「地域住民等」が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるべきことと規定したこと（法第6条第2項）、③市町村は、「地域住民等」及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものと規定したこと（法第106条の3第1項）、④市町村に対して、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める市町村地域福祉計画を策定するよう努めるものと規定するとともに、当該計画を、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載することにより、いわゆる上位計画と位置付けるように規定したこと（法第107条）等が挙げられます。

【参考】「我が事・丸ごと」地域共生社会づくりに関するこれまでの国の動き

| | | |
|-------|-----|--|
| 平成27年 | 9月 | 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の策定 （「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告） |
| 平成28年 | 6月 | 「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会の実現」の記載 |
| | 7月 | 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置 |
| | 10月 | 地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）の設置 |
| | 12月 | 地域力強化検討会 中間とりまとめ 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業の展開（平成29年度予算） |
| 平成29年 | 2月 | 『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定 |
| | 5月 | 社会福祉法改正案の可決・成立 |
| | 6月 | 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布 |
| | 9月 | 地域力強化検討会 最終とりまとめ |
| | 12月 | 社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の告示 ⁶ |
| | // | 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（通知） |
| 平成30年 | 4月 | 改正社会福祉法の施行 |

⁵ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）

⁶ 社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成29年厚生労働省告示第355号）

2 本市における地域福祉を取り巻く現状

(1) 各種統計指標

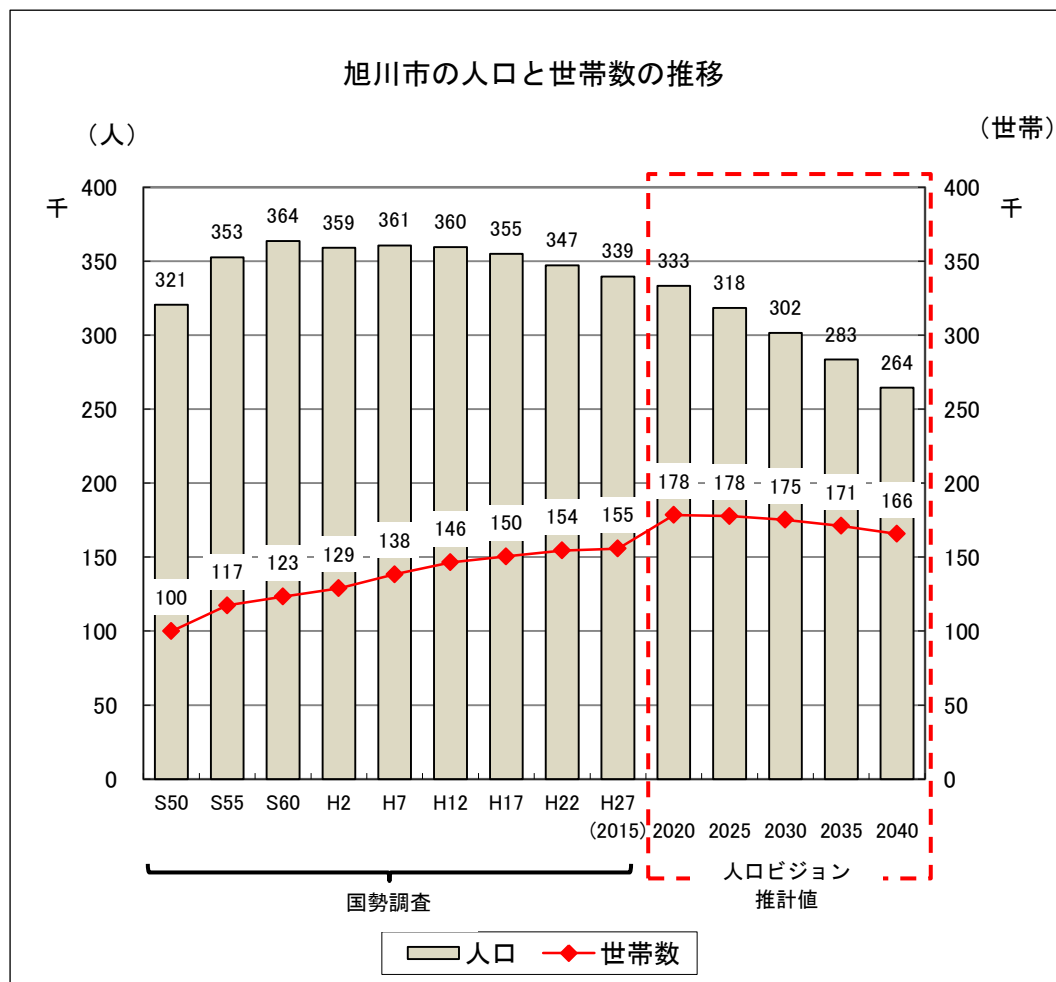
各種統計資料に基づく、本市における地域福祉を取り巻く状況は次のとおりです。

ア 人口・年齢別割合の状況

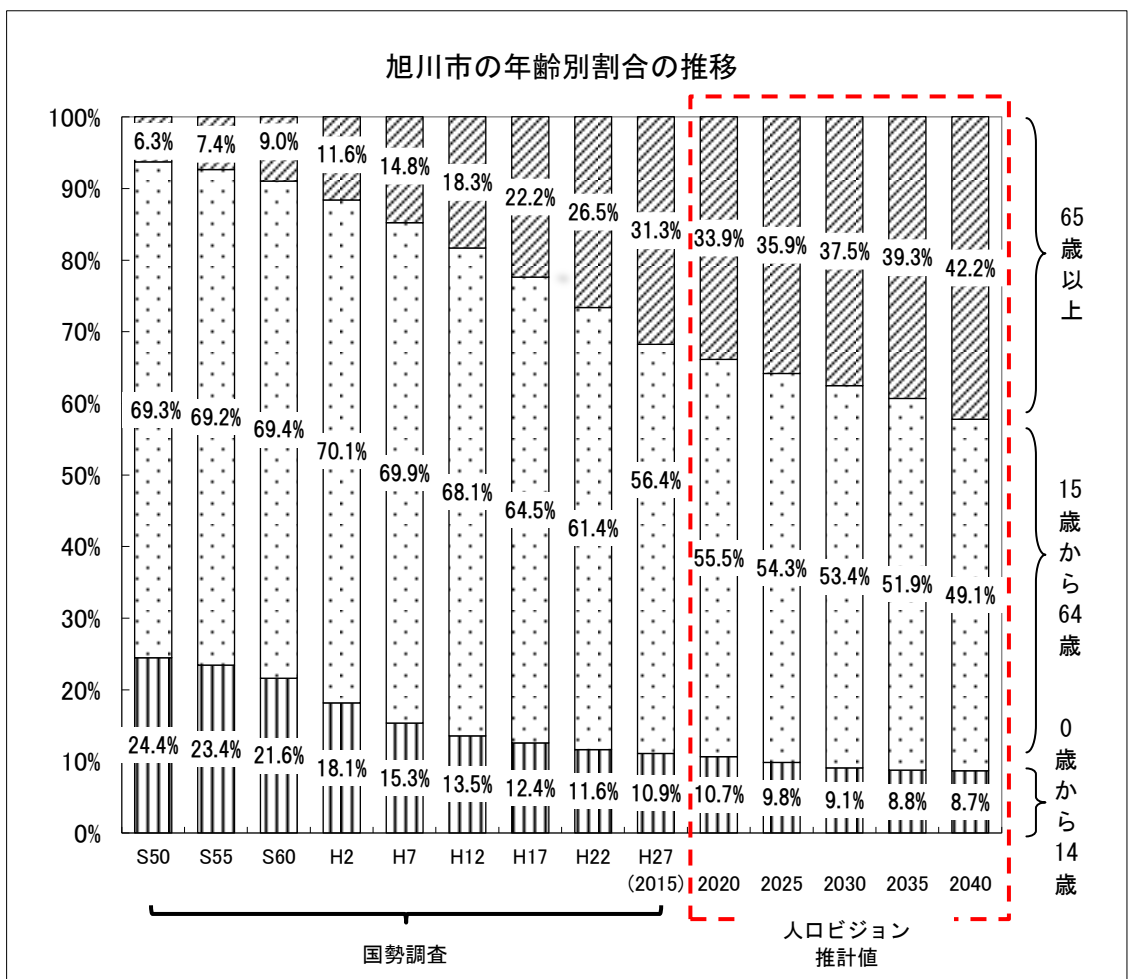
本市の人口は、昭和55年の国勢調査で35万人を超え、その後はほぼ横ばいで推移してきましたが、平成17年以降、減少に転じています。旭川市人口ビジョン⁷においては、今後もこの減少傾向は継続するものと推計しています。

世帯数は、当面右肩上がりの状況が続きますが、人口減少が進むことにより、将来的には減少に転じることが推計されています。

年齢別割合では、若年層や労働年齢層が減少し、65歳以上の高齢者層が増えています。平成27年の国勢調査において、初めてその割合が30%を超え、今後も長期的に高齢化率の上昇が見込まれています。



⁷ 旭川市人口ビジョン 平成27年(2015年)10月策定

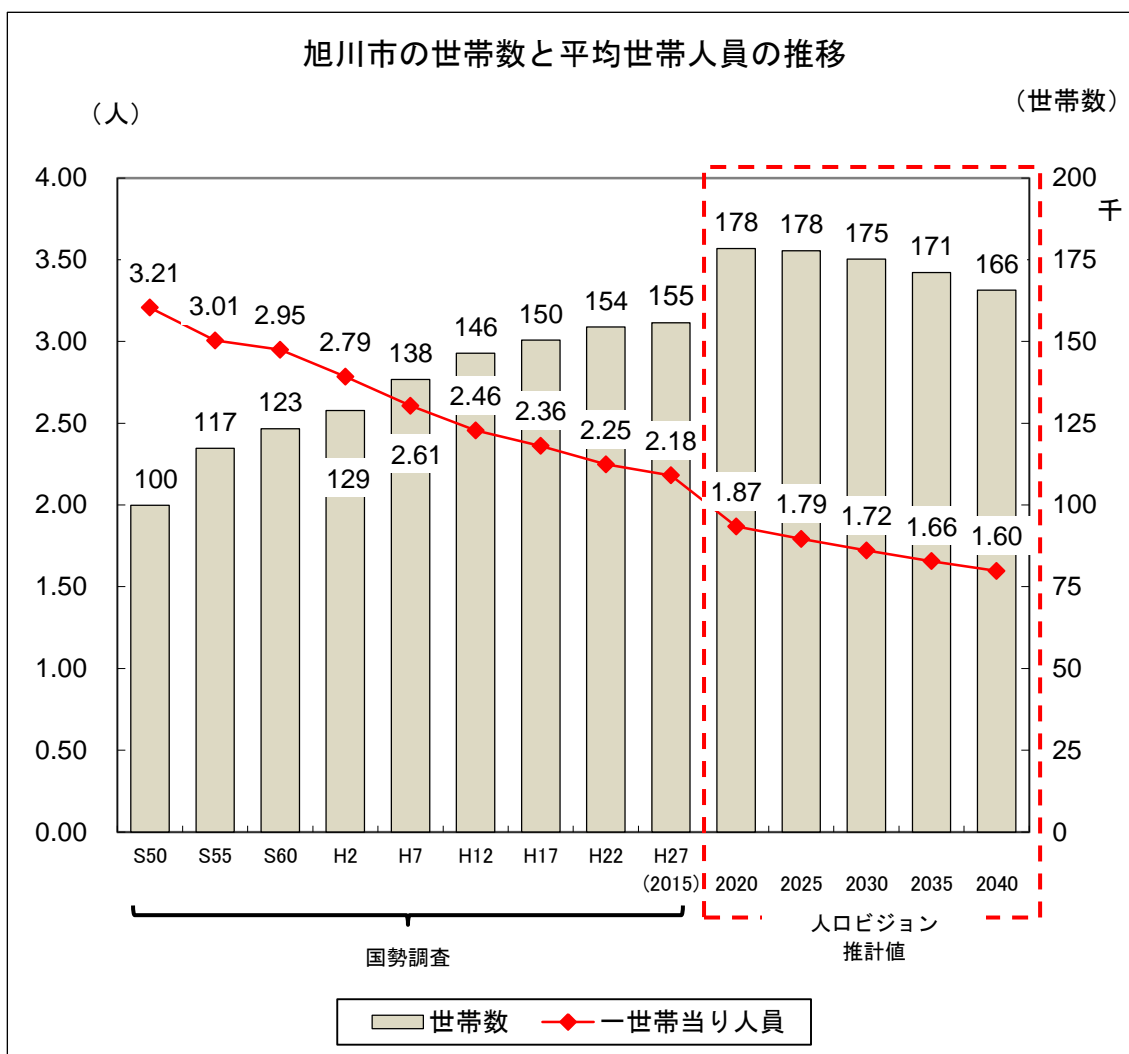


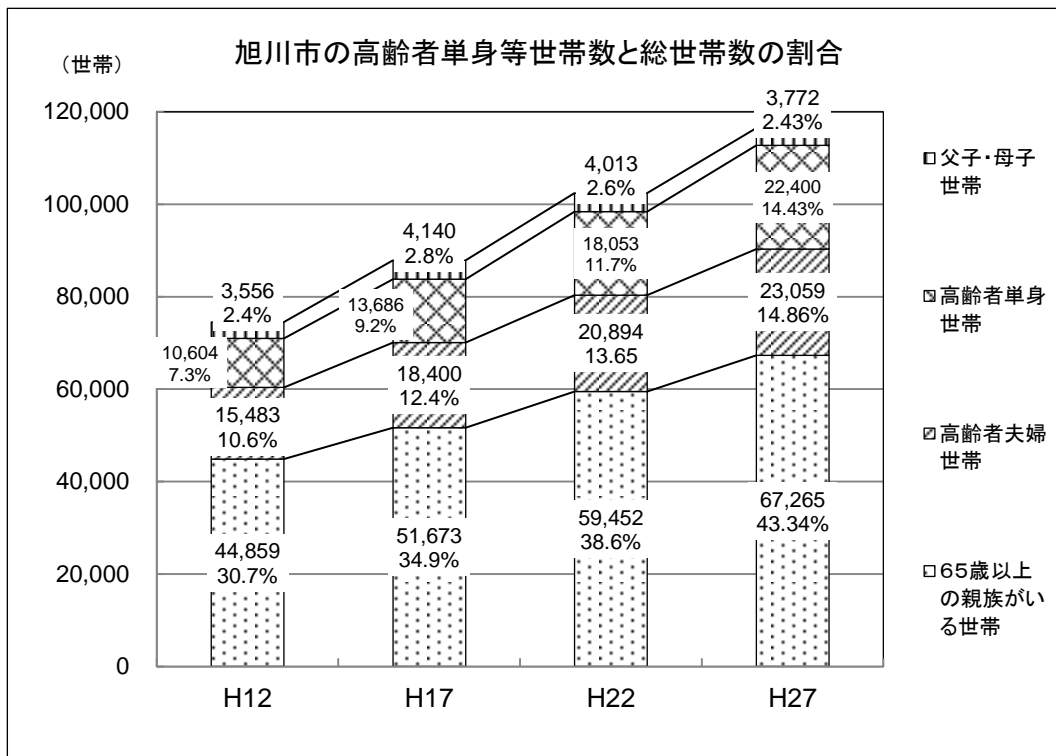
(国勢調査・旭川市)

イ 世帯の状況

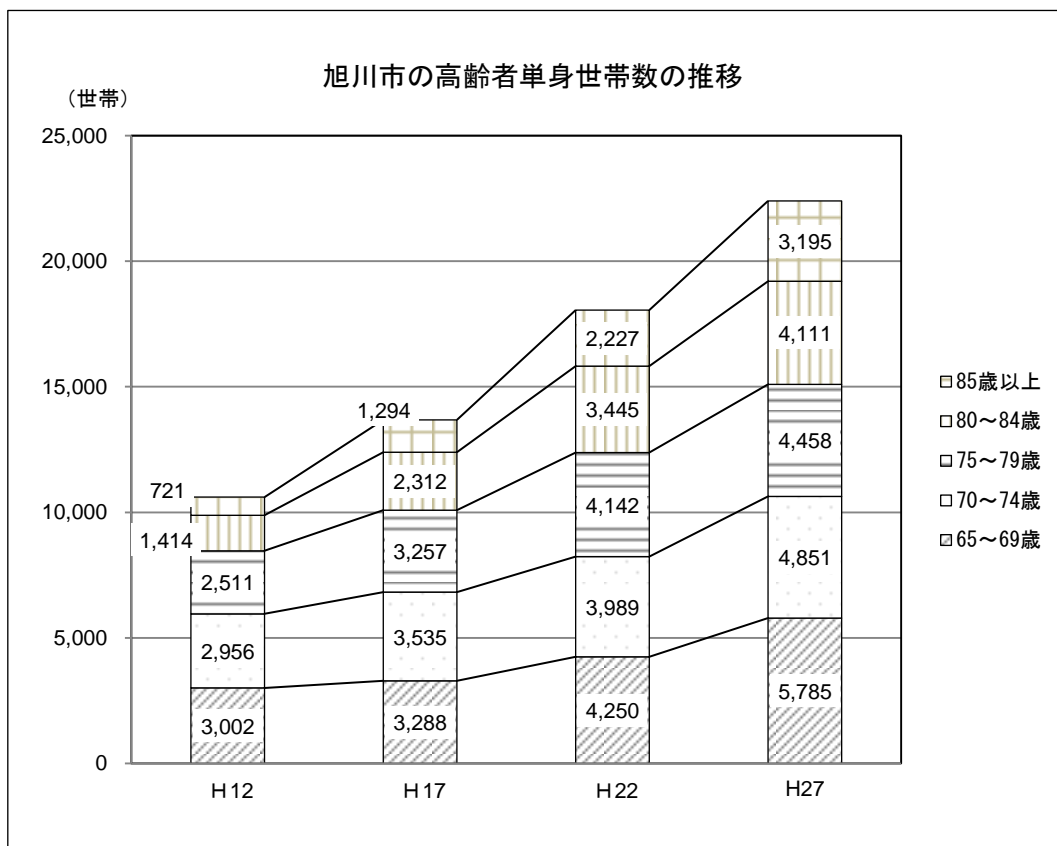
世帯数が増加する一方、一世帯の平均世帯人員は年々減少しており、戦後進んだ核家族化や少子化による影響が及んでいるものと推測されます。長期的にも、世帯人員は、上昇に転じる見込みは示されておらず、単身者世帯は増加していくものと推察されます。

また、総世帯数に占める高齢者がいる世帯や父子・母子世帯という一定の福祉的な支援ニーズが見込まれる世帯の割合は、平成27年において7割を超え、今後の高齢化の進行を踏まえるとその割合はますます大きくなるものと考えられます。





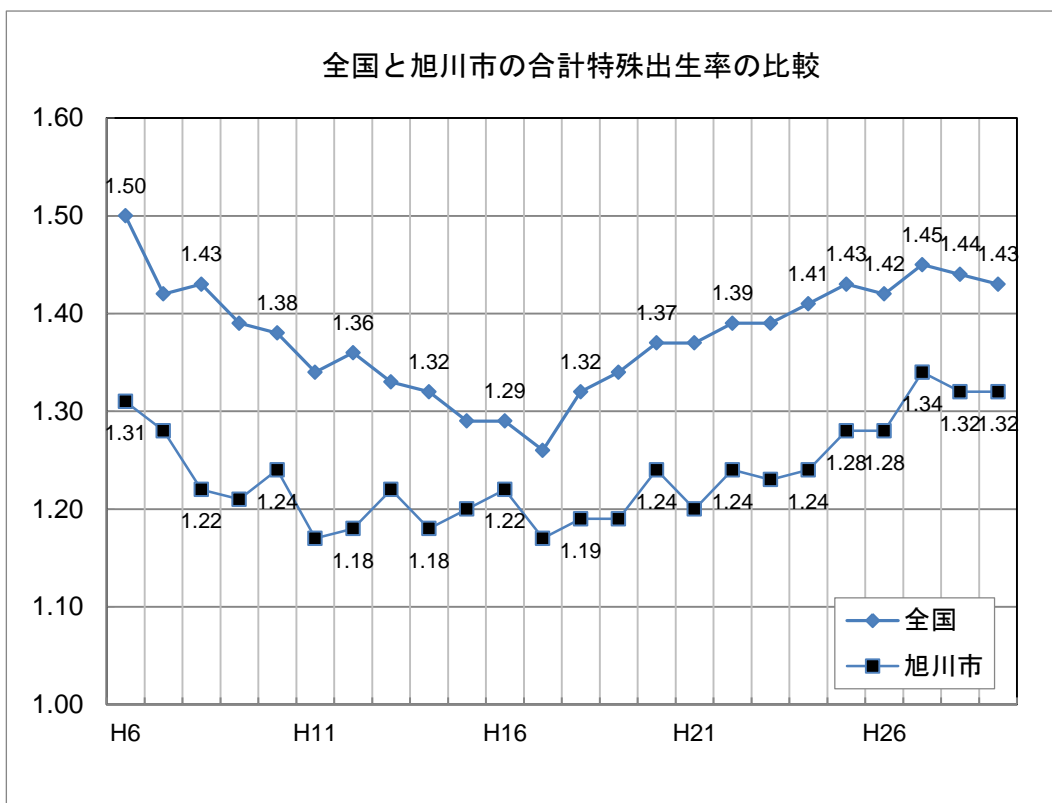
(国勢調査・旭川市)



(国勢調査・旭川市)

ウ 合計特殊出生率・出生数の状況

本市の合計特殊出生率⁸は、全国値と比較すると低く推移していますが、平成17年の1.17から徐々に上昇している傾向がみられます。それでもなお、長期的に人口が維持される人口置換水準（2.07）を大きく下回っており、人口動態における自然減の大きな原因となっています。



(旭川市・各年)

⁸ 合計特殊出生率 調査年次の15から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当

エ 地区別の人口の状況（各年5月末現在／住民基本台帳）

地域まちづくり推進協議会の所管区域を地域づくりの基本的な範囲とし、平成30年度現在、市内を15地域に分けて協議会が設置されています。この地域まちづくり推進協議会の所管区域ごとの人口等の動態を5年前と比較すると、全地域において人口の減少がみられます。世帯数については、大半は全市的な傾向と同様に増加していますが、春光地域、江丹別地域及び西神楽地域については、減少しています。特に郊外地域において、人口減少と世帯数の減少が比例していることは特徴的と言えます。

| 地域まちづくり 推進協議会 | 世帯数 | | | 人口(人) | | |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成20年 | 平成25年 | 平成30年 | 平成20年 | 平成25年 | 平成30年 |
| 中央・新旭川 | 23,756 | 24,469 | 25,014 | 41,848 | 41,263 | 40,686 |
| 東光 | 24,064 | 25,186 | 25,661 | 51,454 | 51,430 | 50,155 |
| 豊岡 | 13,252 | 13,380 | 13,389 | 27,090 | 26,047 | 25,015 |
| 北星 | 16,650 | 16,875 | 17,015 | 33,476 | 32,371 | 31,321 |
| 末広 | 13,419 | 13,895 | 13,930 | 30,617 | 29,942 | 28,623 |
| 春光 | 8,646 | 8,594 | 8,419 | 18,190 | 17,360 | 16,398 |
| 春光台・鷹の巣 | 5,560 | 5,735 | 5,802 | 12,311 | 12,169 | 11,638 |
| 神居 | 16,039 | 16,518 | 16,696 | 34,233 | 33,154 | 31,548 |
| 江丹別 | 163 | 160 | 144 | 378 | 342 | 284 |
| 永山 | 20,370 | 21,277 | 21,831 | 44,681 | 44,286 | 43,165 |
| 東旭川 | 6,193 | 6,620 | 6,774 | 14,581 | 14,673 | 14,022 |
| 神楽 | 7,929 | 8,250 | 8,553 | 16,563 | 16,382 | 16,395 |
| 緑が丘 | 9,298 | 9,731 | 9,751 | 20,612 | 20,458 | 19,818 |
| 西神楽 | 1,674 | 1,659 | 1,595 | 3,852 | 3,527 | 3,143 |
| 東鷹栖 | 2,103 | 2,246 | 2,368 | 5,109 | 5,163 | 5,133 |

※各年5末日現在

また、高齢者割合は、5年前と比較して、全ての地域で増加し、年少割合については、神楽地域を除き減少しています。全市的に少子化と高齢化が進んでいることがうかがえます。

| 地域まちづくり 推進協議会 | 高齢者割合(%) | | | 年少者割合(%) | | |
|------------------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|
| | 平成20年 | 平成25年 | 平成30年 | 平成20年 | 平成25年 | 平成30年 |
| 中央・新旭川 | 26.09% | 29.28% | 32.75% | 9.83% | 9.33% | 9.07% |
| 東光 | 23.08% | 26.67% | 31.56% | 12.16% | 12.15% | 11.64% |
| 豊岡 | 22.30% | 26.64% | 31.86% | 12.35% | 11.66% | 11.33% |
| 北星 | 24.64% | 28.12% | 32.42% | 11.69% | 11.22% | 10.84% |
| 末広 | 23.66% | 28.80% | 34.44% | 12.25% | 11.68% | 11.20% |
| 春光 | 22.56% | 25.98% | 30.61% | 14.89% | 13.48% | 12.40% |
| 春光台・鷹の巣 | 23.36% | 27.87% | 34.85% | 13.30% | 12.22% | 10.57% |
| 神居 | 26.71% | 31.56% | 37.07% | 11.68% | 10.93% | 10.11% |
| 江丹別 | 41.53% | 40.06% | 45.42% | 7.41% | 6.73% | 6.34% |
| 永山 | 20.76% | 25.00% | 30.65% | 13.39% | 12.97% | 11.84% |
| 東旭川 | 25.06% | 27.18% | 32.73% | 12.56% | 12.85% | 11.86% |
| 神楽 | 27.67% | 30.87% | 33.91% | 11.47% | 11.46% | 11.79% |
| 緑が丘 | 18.90% | 23.88% | 30.07% | 14.26% | 13.12% | 12.10% |
| 西神楽 | 39.41% | 42.33% | 47.92% | 8.23% | 8.11% | 7.51% |
| 東鷹栖 | 28.42% | 29.91% | 35.42% | 11.61% | 13.34% | 13.03% |

※各年5月末日現在

各地域まちづくり推進協議会を構成する地区市民委員会ごとの世帯，人口，高齢割合，年少割合の推移は次のとおりとなっています。【各年5月末日現在】

【中央・新旭川地域】

| 市民委員会 | 年 | 世帯 | 人口 | 高齢割合 | 年少割合 |
|-------|------|-------|--------|--------|--------|
| 西 | 平成20 | 6,926 | 12,070 | 26.09% | 9.70% |
| | 平成25 | 7,100 | 11,777 | 30.24% | 8.44% |
| | 平成30 | 7,181 | 11,354 | 34.20% | 7.57% |
| 中央 | 平成20 | 2,426 | 3,576 | 31.04% | 5.29% |
| | 平成25 | 2,407 | 3,419 | 35.10% | 4.88% |
| | 平成30 | 2,449 | 3,405 | 37.50% | 4.90% |
| 大成 | 平成20 | 3,797 | 6,304 | 31.90% | 7.87% |
| | 平成25 | 4,004 | 6,423 | 34.89% | 7.83% |
| | 平成30 | 4,399 | 6,838 | 38.68% | 8.56% |
| 朝日 | 平成20 | 3,914 | 6,924 | 25.46% | 9.68% |
| | 平成25 | 4,061 | 6,860 | 28.80% | 9.39% |
| | 平成30 | 4,137 | 6,791 | 32.07% | 9.63% |
| 新旭川 | 平成20 | 6,693 | 12,974 | 22.24% | 12.22% |
| | 平成25 | 6,897 | 12,784 | 24.27% | 12.06% |
| | 平成30 | 6,848 | 12,298 | 27.17% | 11.58% |

【東光地域】

| 市民委員会 | 年 | 世帯 | 人口 | 高齢割合 | 年少割合 |
|-------|------|-------|--------|--------|--------|
| 啓明 | 平成20 | 4,307 | 8,315 | 24.39% | 11.26% |
| | 平成25 | 4,592 | 8,505 | 27.11% | 11.03% |
| | 平成30 | 4,654 | 8,213 | 30.99% | 10.45% |
| 東光 | 平成20 | 5,044 | 9,937 | 25.47% | 11.17% |
| | 平成25 | 4,989 | 9,341 | 28.35% | 10.93% |
| | 平成30 | 5,073 | 9,105 | 31.36% | 10.50% |
| 東光南 | 平成20 | 3,170 | 6,388 | 25.81% | 11.32% |
| | 平成25 | 3,328 | 6,398 | 29.57% | 10.86% |
| | 平成30 | 3,375 | 6,231 | 33.86% | 10.83% |
| 東豊中央 | 平成20 | 3,062 | 6,360 | 26.10% | 11.87% |
| | 平成25 | 3,165 | 6,316 | 28.93% | 12.02% |
| | 平成30 | 3,200 | 6,051 | 33.94% | 10.91% |
| 東部東光 | 平成20 | 2,441 | 5,780 | 19.90% | 11.63% |
| | 平成25 | 2,543 | 5,540 | 25.34% | 10.42% |
| | 平成30 | 2,591 | 5,410 | 32.26% | 10.50% |
| 千代田 | 平成20 | 6,040 | 14,674 | 19.48% | 14.04% |
| | 平成25 | 6,569 | 15,330 | 23.72% | 14.75% |
| | 平成30 | 6,768 | 15,145 | 29.85% | 14.01% |

【豊岡地域】

| 市民委員会 | 年 | 世帯 | 人口 | 高齢割合 | 年少割合 |
|-------|------|-------|--------|--------|--------|
| 新豊岡 | 平成20 | 1,652 | 3,206 | 22.68% | 11.95% |
| | 平成25 | 1,708 | 3,082 | 25.86% | 10.12% |
| | 平成30 | 1,706 | 3,001 | 30.89% | 10.66% |
| 豊岡 | 平成20 | 5,677 | 10,744 | 25.86% | 11.58% |
| | 平成25 | 5,521 | 10,098 | 29.34% | 11.11% |
| | 平成30 | 5,479 | 9,551 | 33.23% | 10.25% |
| 愛宕 | 平成20 | 5,923 | 13,140 | 19.31% | 13.08% |
| | 平成25 | 6,151 | 12,867 | 24.70% | 12.47% |
| | 平成30 | 6,204 | 12,463 | 31.04% | 12.31% |

【北星地域】

| 市民委員会 | 年 | 世帯 | 人口 | 高齢割合 | 年少割合 |
|-------|------|-------|-------|--------|--------|
| 北星 | 平成20 | 3,178 | 5,728 | 24.42% | 10.61% |
| | 平成25 | 3,048 | 5,310 | 26.87% | 10.60% |
| | 平成30 | 2,949 | 4,898 | 31.73% | 9.47% |
| 旭星 | 平成20 | 3,591 | 6,939 | 24.72% | 11.46% |
| | 平成25 | 3,497 | 6,554 | 27.74% | 11.25% |
| | 平成30 | 3,580 | 6,415 | 31.91% | 10.27% |
| 旭星西 | 平成20 | 2,810 | 6,149 | 24.72% | 12.73% |
| | 平成25 | 2,899 | 5,984 | 28.94% | 11.81% |
| | 平成30 | 2,942 | 5,804 | 32.70% | 11.96% |
| 川端 | 平成20 | 1,786 | 3,503 | 23.24% | 11.28% |
| | 平成25 | 1,837 | 3,382 | 27.47% | 10.05% |
| | 平成30 | 1,857 | 3,302 | 31.83% | 11.14% |
| 近文東 | 平成20 | 2,930 | 6,102 | 23.16% | 12.57% |
| | 平成25 | 3,122 | 6,104 | 26.41% | 11.75% |
| | 平成30 | 3,177 | 5,970 | 30.60% | 11.26% |
| 近文西 | 平成20 | 2,355 | 5,055 | 27.48% | 11.22% |
| | 平成25 | 2,472 | 5,037 | 31.49% | 11.28% |
| | 平成30 | 2,510 | 4,932 | 36.03% | 10.91% |

【末広地域】

| 市民委員会 | 年 | 世帯 | 人口 | 高齢割合 | 年少割合 |
|-------|------|-------|--------|--------|--------|
| 末広中央 | 平成20 | 3,897 | 8,280 | 25.11% | 12.50% |
| | 平成25 | 4,061 | 8,422 | 27.74% | 13.62% |
| | 平成30 | 3,969 | 7,898 | 31.91% | 12.84% |
| 末広 | 平成20 | 6,859 | 16,149 | 22.79% | 12.17% |
| | 平成25 | 7,121 | 15,600 | 28.85% | 11.10% |
| | 平成30 | 7,182 | 15,089 | 34.98% | 11.17% |
| 末広東 | 平成20 | 2,663 | 6,188 | 23.98% | 12.14% |
| | 平成25 | 2,713 | 5,920 | 30.19% | 10.44% |
| | 平成30 | 2,779 | 5,636 | 36.57% | 9.00% |

【春光地域】

| 市民委員会 | 年 | 世帯 | 人口 | 高齢割合 | 年少割合 |
|-------|------|-------|-------|--------|--------|
| 春光西 | 平成20 | 2,750 | 5,866 | 20.85% | 17.73% |
| | 平成25 | 2,667 | 5,519 | 24.08% | 16.25% |
| | 平成30 | 2,495 | 4,990 | 28.94% | 13.83% |
| 春光中央 | 平成20 | 3,986 | 8,478 | 24.17% | 12.85% |
| | 平成25 | 3,542 | 7,210 | 26.09% | 12.47% |
| | 平成30 | 3,510 | 6,890 | 30.30% | 12.09% |
| 春光東 | 平成20 | 1,910 | 3,846 | 21.61% | 15.05% |
| | 平成25 | 2,385 | 4,631 | 28.07% | 11.75% |
| | 平成30 | 2,414 | 4,518 | 32.91% | 11.29% |

【春光台・鷹の巣地域】

| 市民委員会 | 年 | 世帯 | 人口 | 高齢割合 | 年少割合 |
|--------|------|-------|-------|--------|--------|
| 春光台 | 平成20 | 3,956 | 8,944 | 22.61% | 13.52% |
| | 平成25 | 4,083 | 8,753 | 27.81% | 12.40% |
| | 平成30 | 4,054 | 8,259 | 35.21% | 11.20% |
| 鷹の巣福祉村 | 平成20 | 1,604 | 3,367 | 25.36% | 12.71% |
| | 平成25 | 1,652 | 3,416 | 28.04% | 11.77% |
| | 平成30 | 1,748 | 3,379 | 33.97% | 9.03% |

【神居地域】

| 市民委員会 | 年 | 世帯 | 人口 | 高齢割合 | 年少割合 |
|-------|------|-------|--------|--------|--------|
| 神居中央 | 平成20 | 4,603 | 9,437 | 28.10% | 11.27% |
| | 平成25 | 4,609 | 9,003 | 32.89% | 10.51% |
| | 平成30 | 4,665 | 8,613 | 36.60% | 9.67% |
| 神居東 | 平成20 | 4,477 | 9,804 | 26.73% | 11.85% |
| | 平成25 | 4,628 | 9,537 | 31.32% | 11.02% |
| | 平成30 | 4,627 | 8,981 | 37.47% | 10.00% |
| 台場 | 平成20 | 746 | 1,545 | 30.61% | 10.74% |
| | 平成25 | 729 | 1,447 | 36.77% | 10.44% |
| | 平成30 | 756 | 1,353 | 45.97% | 8.87% |
| 忠和 | 平成20 | 5,792 | 12,453 | 24.03% | 12.30% |
| | 平成25 | 6,145 | 12,305 | 29.25% | 11.44% |
| | 平成30 | 6,266 | 11,838 | 35.29% | 10.81% |
| 神居雨紛 | 平成20 | 289 | 677 | 37.81% | 8.12% |
| | 平成25 | 277 | 588 | 42.18% | 8.50% |
| | 平成30 | 266 | 521 | 48.18% | 7.29% |
| 西神居 | 平成20 | 132 | 317 | 47.00% | 6.62% |
| | 平成25 | 130 | 274 | 49.64% | 6.57% |
| | 平成30 | 116 | 242 | 52.89% | 8.68% |

【江丹別地域】

| 市民委員会 | 年 | 世帯 | 人口 | 高齢割合 | 年少割合 |
|-------|------|----|-----|--------|-------|
| 江丹別 | 平成20 | 78 | 183 | 37.16% | 8.74% |
| | 平成25 | 77 | 167 | 34.73% | 8.38% |
| | 平成30 | 71 | 142 | 45.07% | 9.86% |
| 嵐山 | 平成20 | 85 | 195 | 45.64% | 6.15% |
| | 平成25 | 83 | 175 | 45.14% | 5.14% |
| | 平成30 | 73 | 142 | 45.77% | 2.82% |

【永山地域】

| 市民委員会 | 年 | 世帯 | 人口 | 高齢割合 | 年少割合 |
|-------|------|-------|--------|--------|--------|
| 永山第一 | 平成20 | 1,449 | 2,943 | 23.21% | 11.55% |
| | 平成25 | 1,432 | 2,797 | 27.57% | 10.69% |
| | 平成30 | 1,387 | 2,597 | 32.08% | 10.09% |
| 永山南西 | 平成20 | 4,612 | 9,795 | 19.74% | 13.22% |
| | 平成25 | 4,746 | 9,412 | 24.38% | 11.80% |
| | 平成30 | 4,819 | 9,100 | 29.88% | 10.65% |
| 永山南 | 平成20 | 4,547 | 10,395 | 18.51% | 13.54% |
| | 平成25 | 4,751 | 10,139 | 24.05% | 12.34% |
| | 平成30 | 4,907 | 9,785 | 31.72% | 11.12% |
| 永山第三 | 平成20 | 5,040 | 11,588 | 19.80% | 15.13% |
| | 平成25 | 5,511 | 12,294 | 23.04% | 15.98% |
| | 平成30 | 5,754 | 12,283 | 28.27% | 14.69% |
| 永山第二 | 平成20 | 4,722 | 9,960 | 24.49% | 11.94% |
| | 平成25 | 4,837 | 9,644 | 28.35% | 11.60% |
| | 平成30 | 4,964 | 9,400 | 32.99% | 10.50% |

【東旭川地域】

| 市民委員会 | 年 | 世帯 | 人口 | 高齢割合 | 年少割合 |
|-------|------|-------|--------|--------|--------|
| 東旭川中央 | 平成20 | 5,163 | 12,160 | 21.81% | 13.91% |
| | 平成25 | 5,362 | 12,022 | 23.52% | 14.27% |
| | 平成30 | 5,602 | 11,719 | 29.50% | 13.00% |
| 旭正 | 平成20 | 430 | 1,023 | 41.35% | 5.87% |
| | 平成25 | 433 | 922 | 45.12% | 6.51% |
| | 平成30 | 414 | 820 | 50.00% | 5.49% |
| 日の出倉沼 | 平成20 | 106 | 262 | 46.56% | 3.44% |
| | 平成25 | 331 | 710 | 44.37% | 5.35% |
| | 平成30 | 304 | 598 | 52.68% | 4.68% |
| 桜岡 | 平成20 | 159 | 375 | 37.07% | 7.47% |
| | 平成25 | 171 | 383 | 34.46% | 9.92% |
| | 平成30 | 165 | 347 | 40.35% | 10.95% |
| 豊田 | 平成20 | 111 | 269 | 45.72% | 3.35% |
| | 平成25 | 107 | 217 | 49.77% | 3.23% |
| | 平成30 | 97 | 187 | 54.55% | 2.67% |
| 米原瑞穂 | 平成20 | 224 | 492 | 39.63% | 6.91% |
| | 平成25 | 216 | 419 | 45.11% | 6.68% |
| | 平成30 | 192 | 351 | 47.29% | 6.55% |

【神楽地域】

| 市民委員会 | 年 | 世帯 | 人口 | 高齢割合 | 年少割合 |
|-------|------|-------|-------|--------|--------|
| 神楽本町 | 平成20 | 2,066 | 4,021 | 30.14% | 10.25% |
| | 平成25 | 2,119 | 3,922 | 32.56% | 10.25% |
| | 平成30 | 2,213 | 3,967 | 35.92% | 10.97% |
| 神楽宮前 | 平成20 | 1,640 | 3,366 | 26.35% | 11.91% |
| | 平成25 | 1,729 | 3,367 | 29.37% | 12.03% |
| | 平成30 | 1,831 | 3,415 | 33.24% | 11.83% |
| 高野 | 平成20 | 493 | 1,066 | 28.99% | 9.38% |
| | 平成25 | 509 | 1,032 | 30.72% | 11.53% |
| | 平成30 | 531 | 1,032 | 31.59% | 12.60% |
| 神楽岡 | 平成20 | 3,730 | 8,110 | 26.82% | 12.16% |
| | 平成25 | 3,893 | 8,061 | 30.69% | 11.80% |
| | 平成30 | 3,978 | 7,981 | 33.49% | 12.08% |

【緑が丘地域】

| 市民委員会 | 年 | 世帯 | 人口 | 高齢割合 | 年少割合 |
|-------|------|-------|-------|--------|--------|
| 旭神 | 平成20 | 1,592 | 3,367 | 14.11% | 15.24% |
| | 平成25 | 1,658 | 3,347 | 18.76% | 11.74% |
| | 平成30 | 1,690 | 3,243 | 24.05% | 10.27% |
| 神楽岡東 | 平成20 | 2,261 | 4,819 | 21.71% | 11.18% |
| | 平成25 | 2,436 | 4,994 | 25.55% | 12.47% |
| | 平成30 | 2,505 | 4,993 | 32.59% | 12.42% |
| 緑が丘 | 平成20 | 2,509 | 4,854 | 28.90% | 10.86% |
| | 平成25 | 2,435 | 4,453 | 36.18% | 10.71% |
| | 平成30 | 2,207 | 3,876 | 45.49% | 9.06% |
| 西御料地 | 平成20 | 1,519 | 4,238 | 12.53% | 19.61% |
| | 平成25 | 1,660 | 4,324 | 16.30% | 16.86% |
| | 平成30 | 1,783 | 4,483 | 19.94% | 15.41% |
| 緑が丘東 | 平成20 | 1,417 | 3,334 | 13.23% | 15.87% |
| | 平成25 | 1,542 | 3,340 | 19.91% | 13.86% |
| | 平成30 | 1,566 | 3,223 | 27.80% | 12.47% |

【西神楽地域】

| 市民委員会 | 年 | 世帯 | 人口 | 高齢割合 | 年少割合 |
|---------|------|-----|-------|--------|-------|
| 西神楽瑞穂 | 平成20 | 167 | 415 | 46.02% | 5.30% |
| | 平成25 | 169 | 392 | 46.94% | 5.36% |
| | 平成30 | 153 | 341 | 51.32% | 5.87% |
| 西神楽中央 | 平成20 | 956 | 2,149 | 35.18% | 9.40% |
| | 平成25 | 970 | 2,004 | 39.37% | 9.13% |
| | 平成30 | 956 | 1,847 | 45.10% | 9.15% |
| 西神楽聖和 | 平成20 | 279 | 668 | 42.96% | 8.38% |
| | 平成25 | 256 | 580 | 45.17% | 6.90% |
| | 平成30 | 242 | 504 | 50.00% | 4.56% |
| 西神楽千代ヶ岡 | 平成20 | 272 | 620 | 45.81% | 5.97% |
| | 平成25 | 264 | 551 | 46.82% | 7.62% |
| | 平成30 | 244 | 451 | 54.55% | 5.32% |

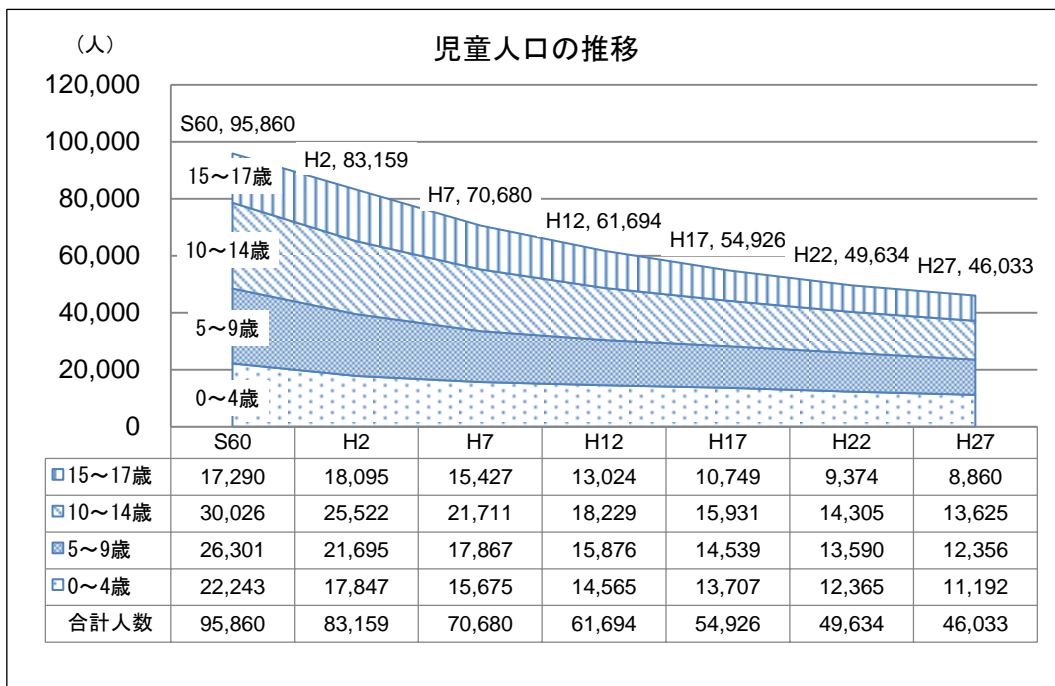
【東鷹栖地域】

| 市民委員会 | 年 | 世帯 | 人口 | 高齢割合 | 年少割合 |
|-------|------|-------|-------|--------|--------|
| 東鷹栖中央 | 平成20 | 1,465 | 3,483 | 22.97% | 14.24% |
| | 平成25 | 1,598 | 3,710 | 25.18% | 16.23% |
| | 平成30 | 1,695 | 3,741 | 31.11% | 15.18% |
| 東鷹栖東 | 平成20 | 410 | 1,025 | 39.32% | 6.44% |
| | 平成25 | 435 | 930 | 40.54% | 7.53% |
| | 平成30 | 465 | 927 | 45.09% | 8.09% |
| 東鷹栖西 | 平成20 | 139 | 370 | 40.00% | 5.68% |
| | 平成25 | 126 | 322 | 42.86% | 4.04% |
| | 平成30 | 126 | 289 | 47.06% | 6.57% |
| 東鷹栖北* | 平成20 | 89 | 231 | 43.72% | 4.33% |
| | 平成25 | 87 | 201 | 47.26% | 1.99% |
| | 平成30 | 82 | 176 | 56.82% | 3.98% |

*東鷹栖北地区市民委員会は、平成30年3月解散

オ 児童人口の状況

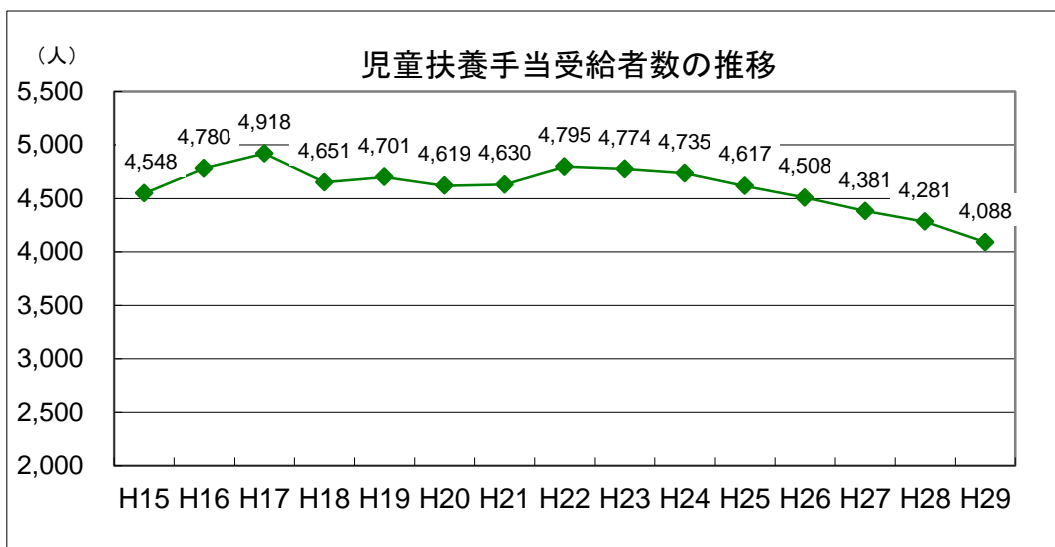
0歳から17歳までの児童人口は、右肩下がりが続いています。その度合いは、緩やかになりつつあります。



(国勢調査・旭川市)

カ 児童扶養手当受給者の状況

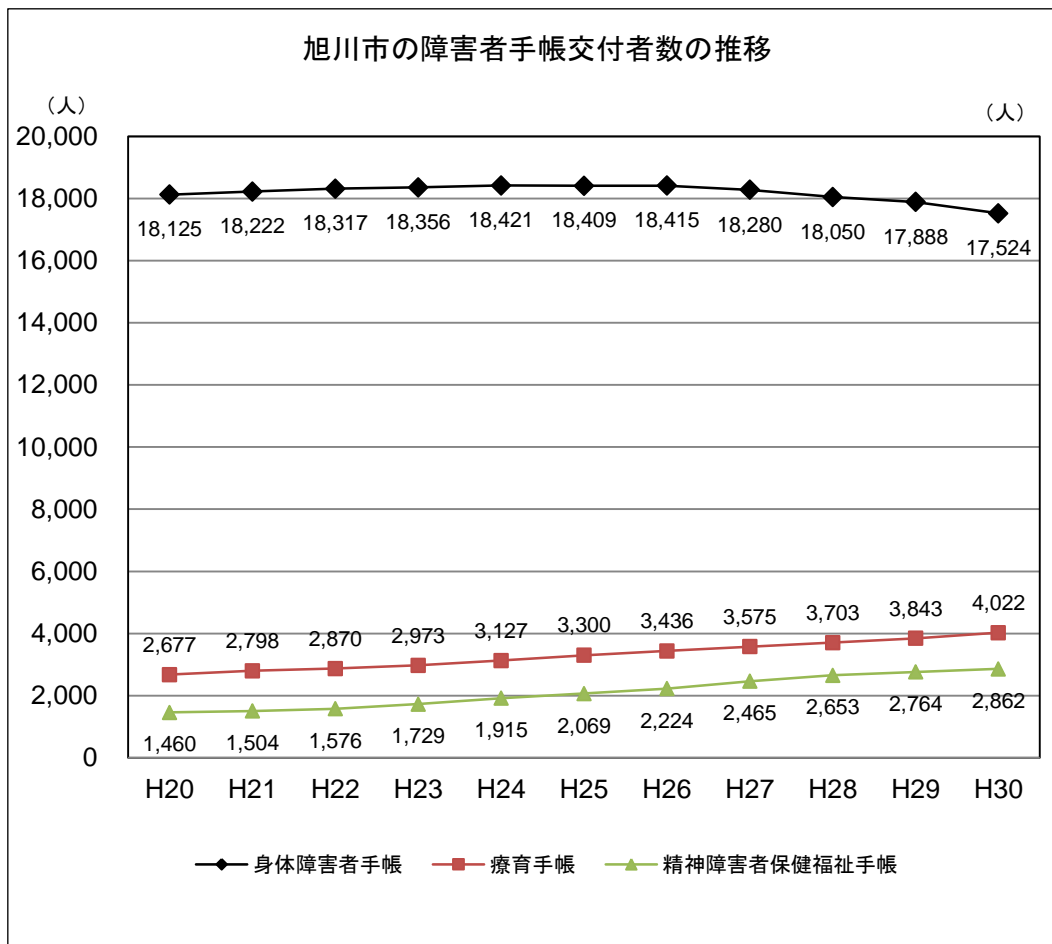
児童扶養手当の受給者数は、児童人口の減少におおむね比例しています。また、全世帯に占める父子・母子家庭の割合が、平成22年以降減少し始めたこともあり(「イ世帯の状況」参照)、その傾向が明確になってきています。



(旭川市・各年度末)

キ 障がい者の状況

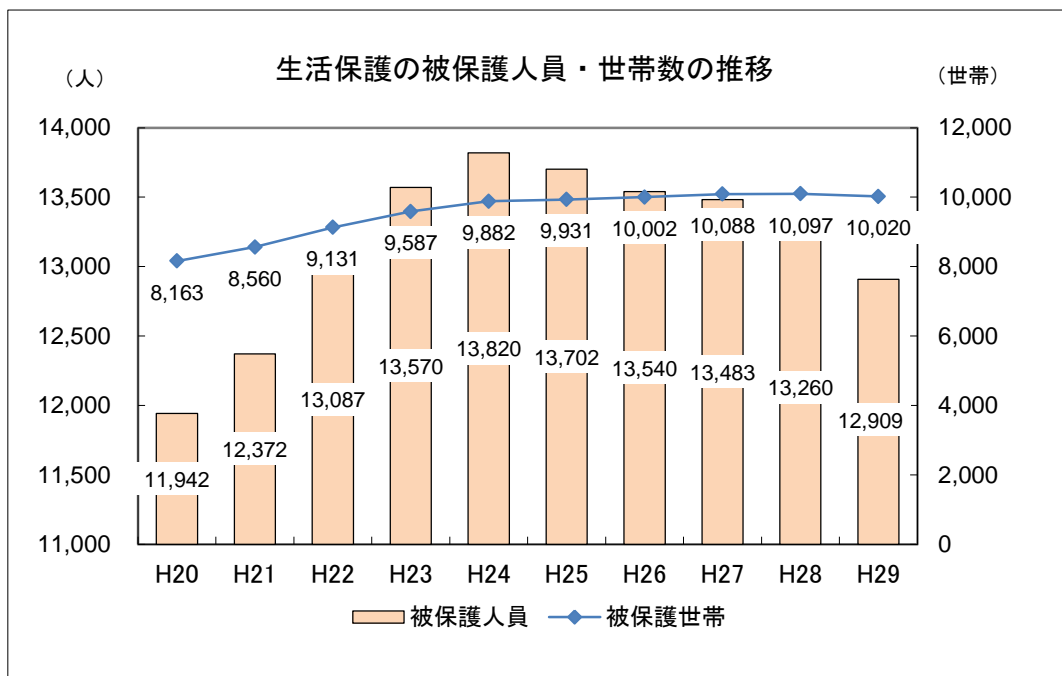
身体障害者手帳の交付者は、平成27年から減少に転じている一方、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、年々増加しています。



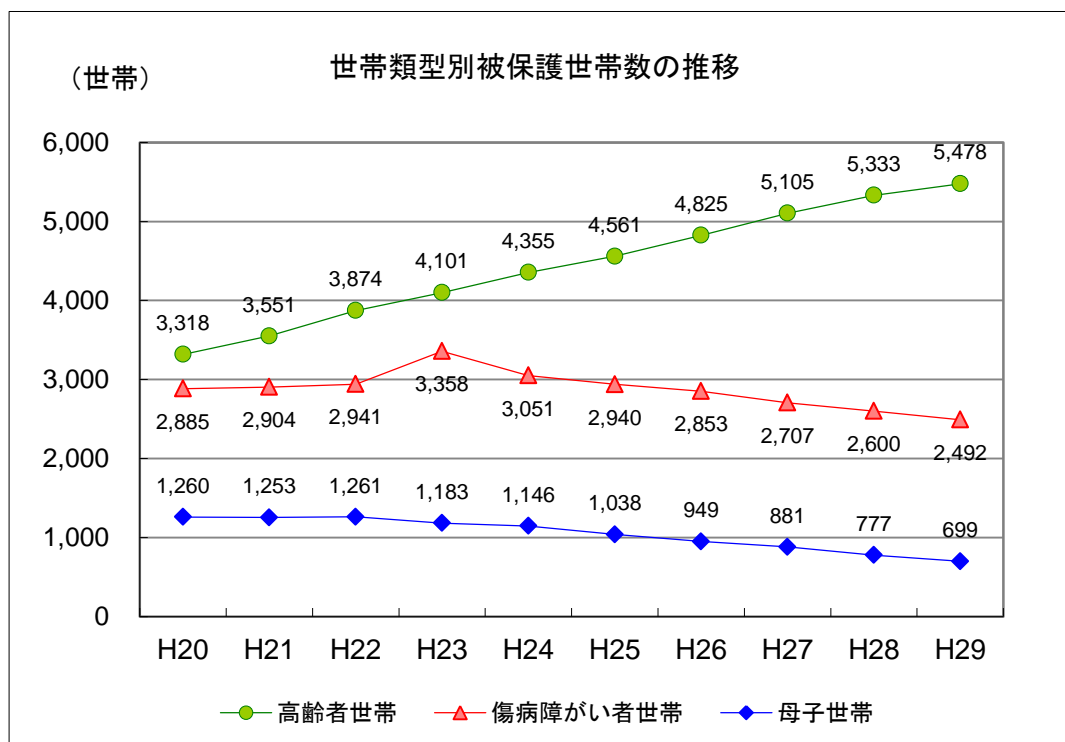
(旭川市・各年3月末)

ク 生活保護法による被保護人員・世帯の状況

被保護人員は、平成24年度にピークを迎えた後、減少傾向にあるものの、世帯数については、ほぼ横ばいとなっています。傷病障がい者世帯及び母子世帯は、減少傾向を示していますが、高齢者世帯は一貫して増加傾向にあります。



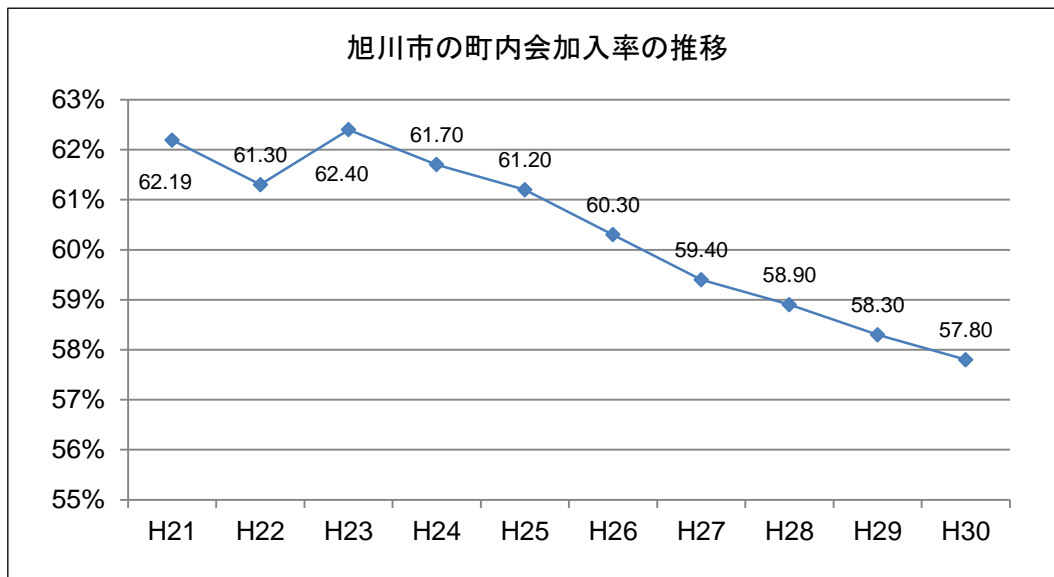
(旭川市・各年度月平均)



(旭川市・各年度月平均)

ケ 町内会加入率の状況

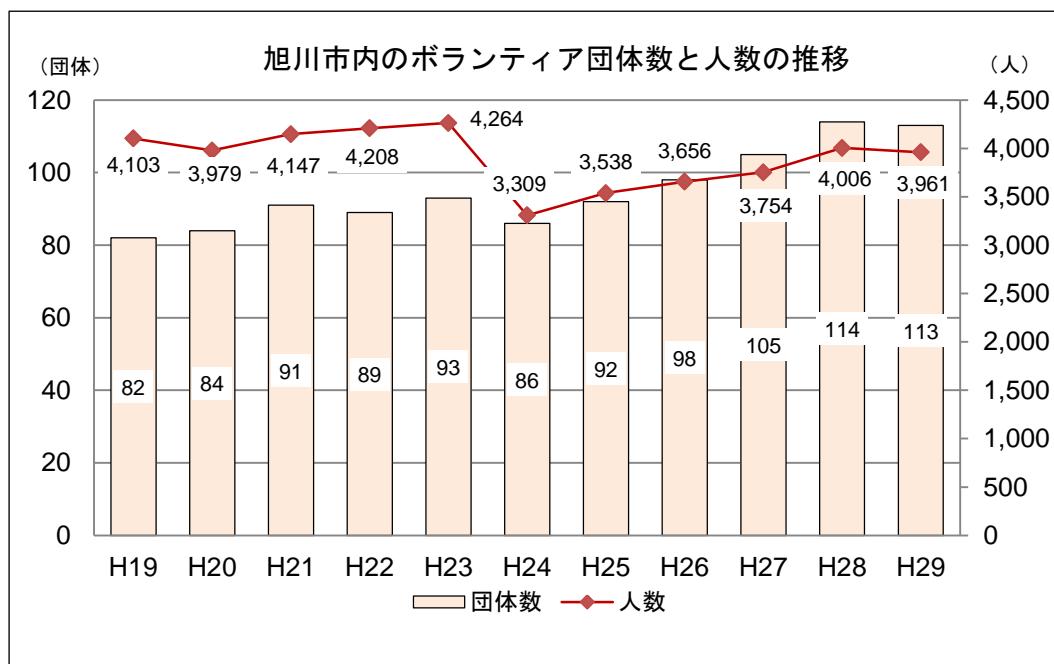
町内会加入率は、平成23年度に一時的に増加に転じたものの、その後は一貫して減少傾向にあります。



(旭川市・各年度当初)

コ ボランティア登録者の状況

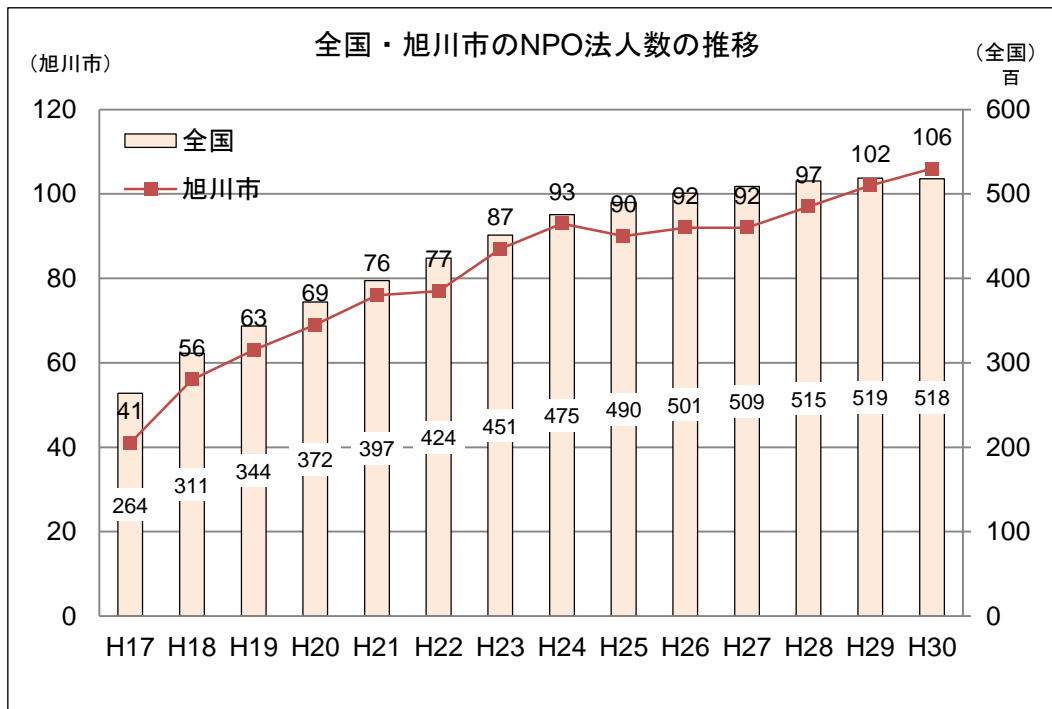
旭川市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターに登録しているボランティア団体数は、おおむね横ばいから微増、団体に参加している人数も同様の傾向を示しています。



(旭川市社会福祉協議会・各年度末)

サ NPO法人の状況

旭川市内に主たる事務所を構えている法人等については、おおむね横ばいから微増の状況であり、全国的な傾向とほぼ同様に推移しています。



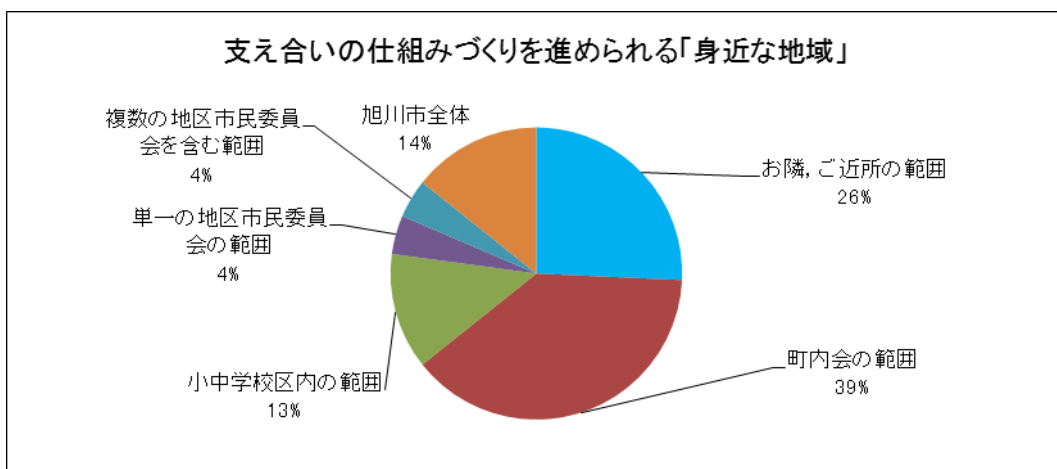
(旭川市・各年度当初)
(内閣府・各年4月末)

(2) アンケート結果等

ア 市政モニター調査

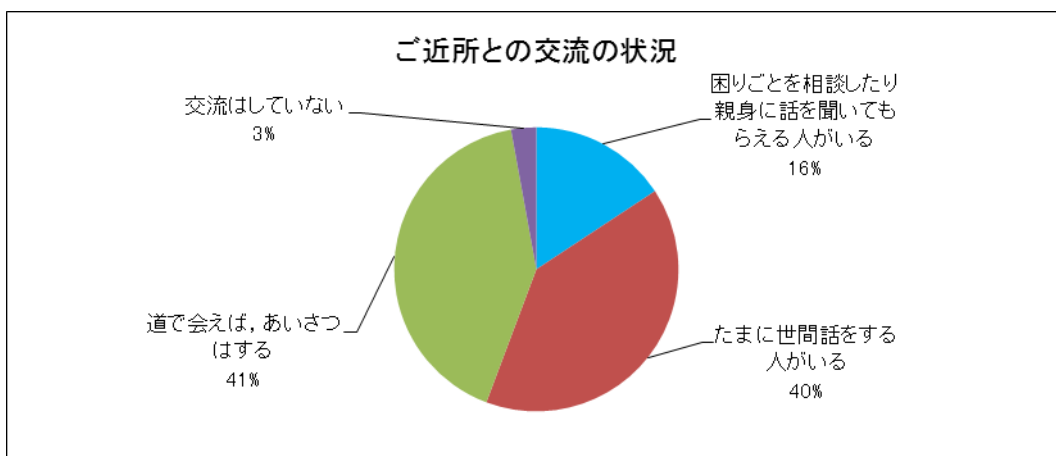
第4期計画策定に当たり、市政モニター制度を利用して、身近な地域における住民同士の支え合いに関する意識等について、調査を行いました。登録モニター112人のうち70人（男性37人、女性33人）の方から、地域福祉の推進に関わる住民の認識や課題について、主に次のような回答が得られました。

【4】あなたが、支え合いの仕組みづくりを進められると思う「身近な地域」はどの範囲ですか



支え合いの仕組みづくりを進められると思う「身近な地域」としては、「町内会の範囲」と回答した方が最も多く、また町内会よりも小さい「お隣、ご近所の範囲」と回答した方と合わせると全体の6割を超えています。住民同士の支え合いを展開するための圏域としては、こうした感覚を意識する必要があります。

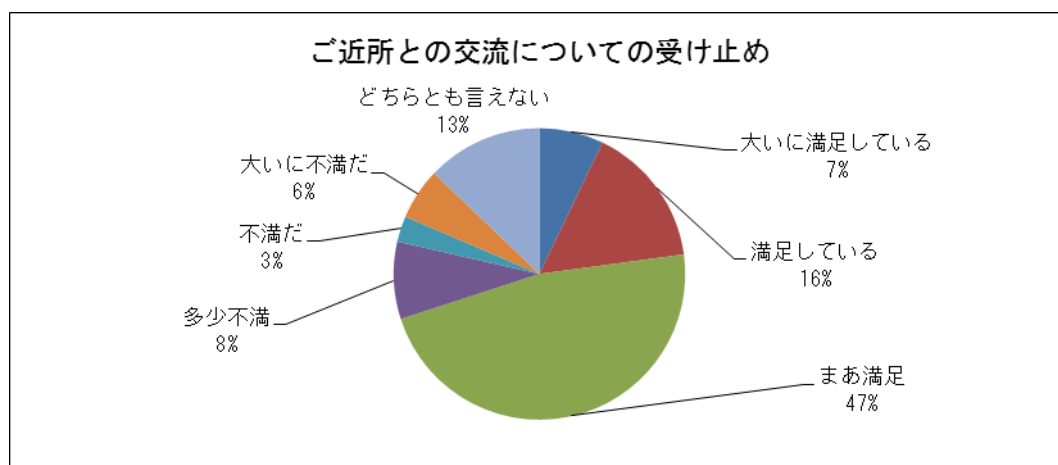
【5】あなたは、ご近所の人とどの程度の交流をしていますか



ご近所との交流の状況（年代別）

| 年代 | 困りごとを相談したり親身に話を聞いてもらえる人がいる | たまに世間話をする人がいる | 道で会えば、あいさつはする | 交流はしていない | 総計 |
|-----|----------------------------|---------------|---------------|----------|----|
| 20代 | | 2 | 1 | | 3 |
| 30代 | | 6 | 8 | 1 | 15 |
| 40代 | 3 | 1 | 7 | 1 | 12 |
| 50代 | 4 | 7 | 8 | | 19 |
| 60代 | 3 | 10 | 2 | | 15 |
| 70代 | 1 | 2 | 3 | | 6 |
| 総計 | 11 | 28 | 29 | 2 | 70 |

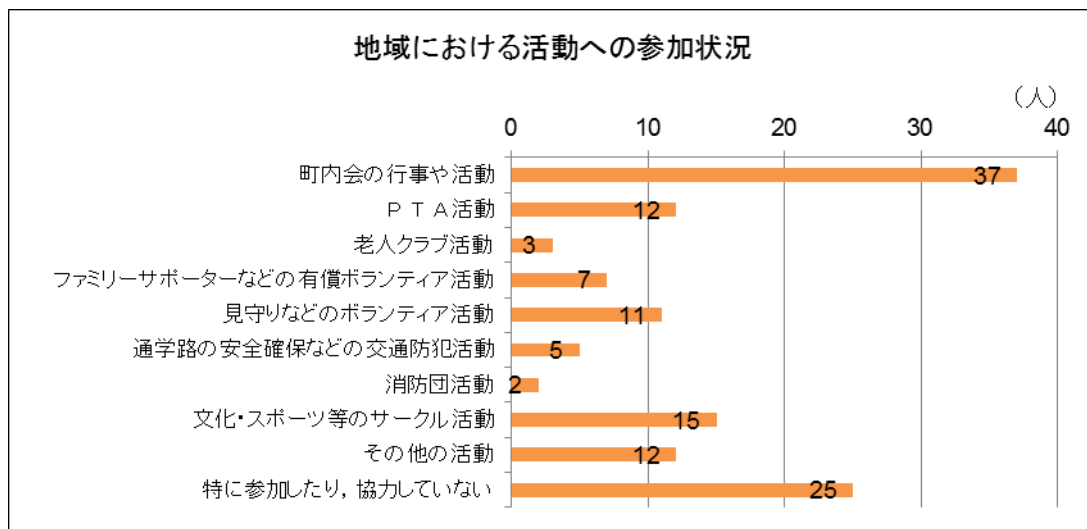
【6】あなたは、ご自身の近所づきあいをどのように感じていますか



ご近所との交流については、「たまに世間話をする人がいる」との回答が最も多く、「困りごとを相談したり親身に話を聞いてもらえる人がいる」との回答と合わせると、半数以上の方が比較的親密に、近所付き合いを行っていることが分かりました。

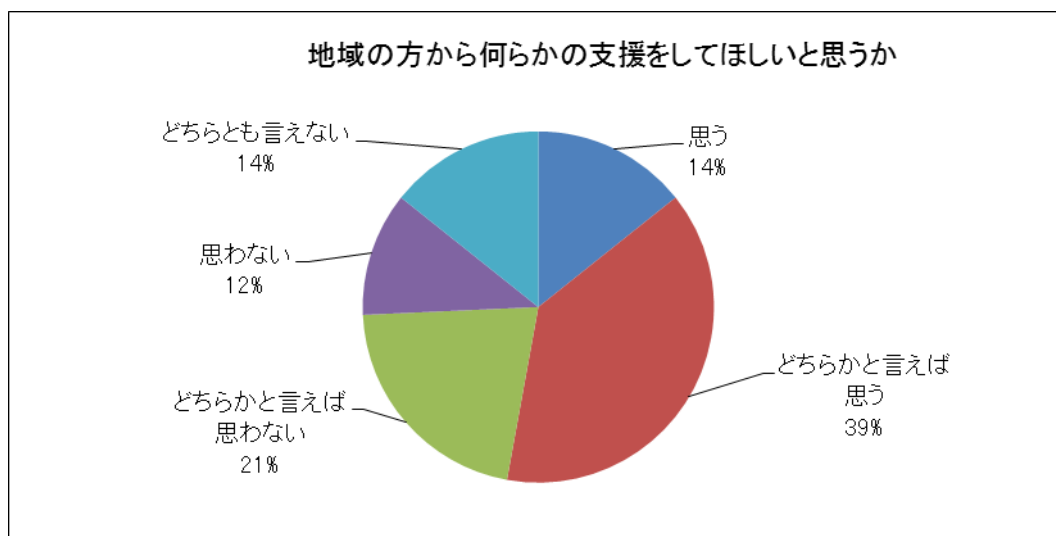
ただし、回答者の年代を30代、40代に限定すると「道で会えば、あいさつはする」との回答が最も多く、交流の深さは相対的に低い結果が見受けられます。交流の深さにかかわらず、それぞれの近所付き合いについて、7割の方が満足感を覚えているとの結果もみられます。

【7】あなたは、地域のどのような活動に参加したり，協力したりしていますか

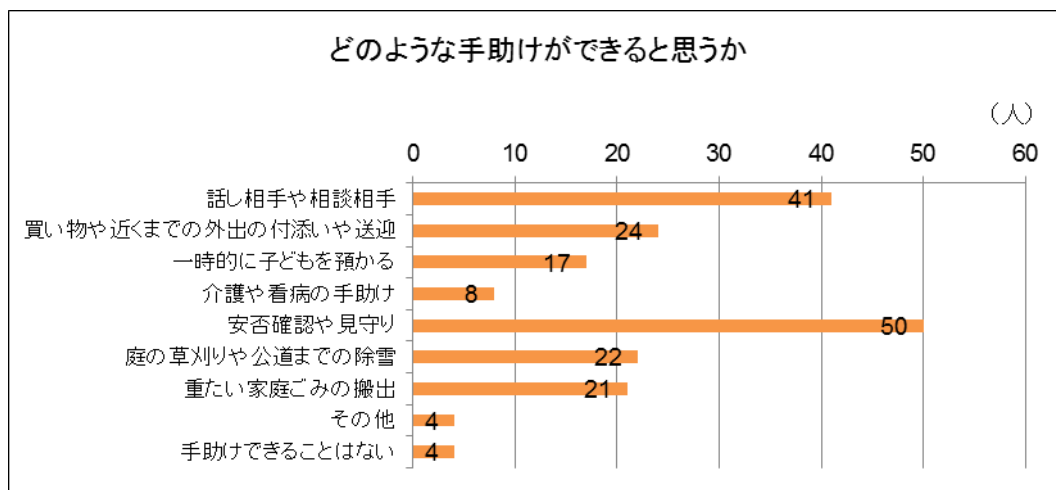


地域における様々な活動への参加状況についての設問では、町内会の行事に参加しているとの回答が最も多いものの、「特に参加したり，協力していない」と回答された方が3割を超えたことは、地域コミュニティへの帰属意識が低い現状を反映したものとと言えます。これは、身近な地域において、住民同士の支え合いを進める上での課題の一つと受け止める必要があります。

【10】あなたは、生活するなかで困ったときに、身近な地域の方に相談に乗ってもらったり、手助けしたりしてほしいと思いますか

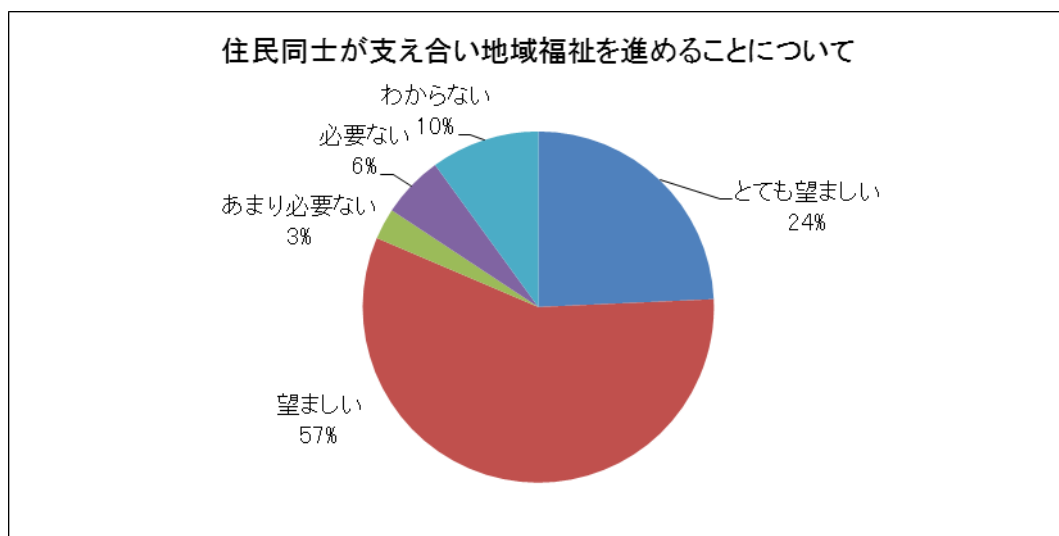


【12】あなた自身は、身近な地域の方にどのような「手助け」ができると思いますか



困ったときに、身近な地域の方に相談に乗ってもらったり、手助けしたりしてほしいと思う人は半数を超えており、逆にどのような手助けができるかとの質問に対して、何らかの手助けができると回答した方が大半を占めていました。

【14】あなたは、地域の住民同士が「支え手」や「受け手」となり、支え合いながら地域福祉を進めていくことについて、どのように思いますか



住民同士が「支え手」や「受け手」となって、地域福祉を進めていくことについて、年代にかかわらず 8 割を超える方が前向きに捉えていることから、地域住民が主体的に支え合いの輪に参加する意識を高めたり、参加しやすくなる仕掛けをつくることも必要と思われます。

イ 地域福祉活動に関わるアンケート

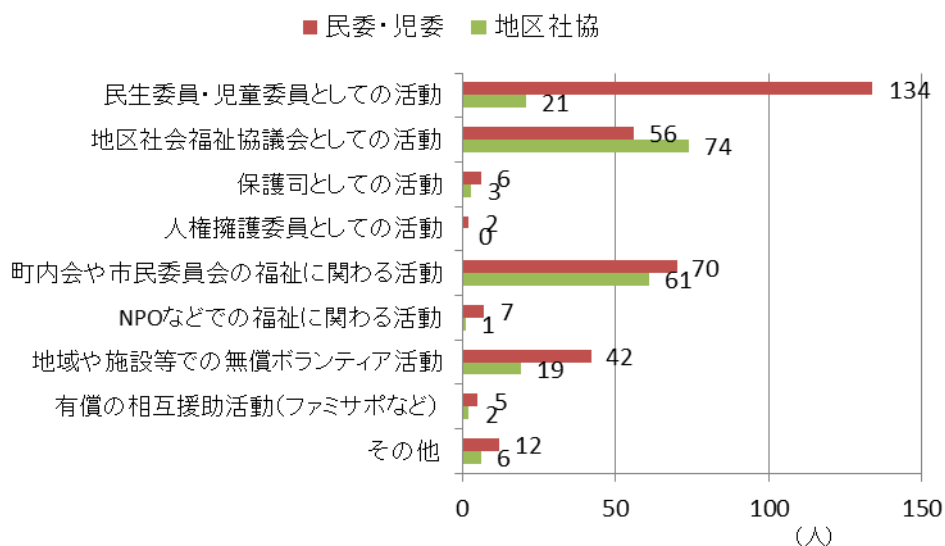
平成30年7月に、地域福祉の中心的な担い手として活動している民生委員・児童委員及び地区社会福祉協議会の会長及び事務局長の方々、272人に対してアンケートを行いました。

その大きな目的としては、第4期計画策定に当たり、地域福祉活動の担い手の方の多くが、ほかの地域活動や地域福祉活動を兼務していたり、あるいはそうした活動の担い手やなり手が足りないという課題認識について、直接、地域福祉活動に携わる方々の活動実態や意識から検証しようとしたものです。

また、地域福祉によって光を当てるべき、課題が複合化したり、複雑な課題を抱えたような世帯について、本市においても増加している現状を、地域福祉を実践している方々の感触から把握しようとしたものです。

主な回答項目は、次のとおりです。

問5 貴方が携わられている福祉活動について教えてください

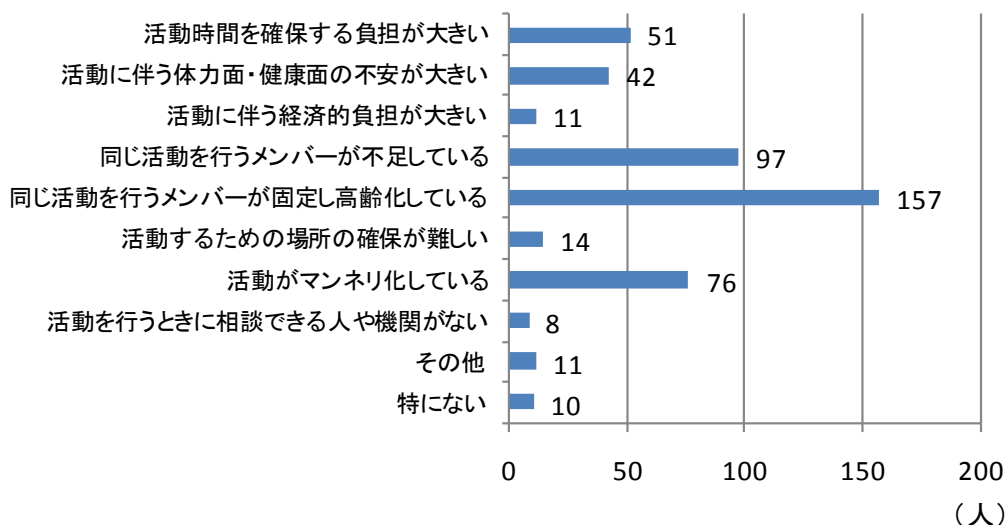


民生委員・児童委員の方からは、民生委員・児童委員以外に兼ねて行っている上位3つの活動として、「町内会や市民委員会の福祉に関わる活動（70人）」、「地区社会福祉協議会としての活動（56人）」、「地域や施設等での無償ボランティア活動（42人）」との回答が得られました。

次に、地区社会福祉協議会の役員の方からは、地区社会福祉協議会以外に兼ねて行っている上位3つの活動として、「町内会や市民委員会の福祉に関わる活動（61人）」、「民生委員・児童委員としての活動（21人）」、「地域や施設等での無償ボランティア活動（19人）」との回答が得られました。

いずれの担い手も、町内会や市民委員会といった地域住民組織での活動に、多くの人が関わっています。これは、地域住民組織での活動が、地域福祉活動の原点となっていることを示唆しています。

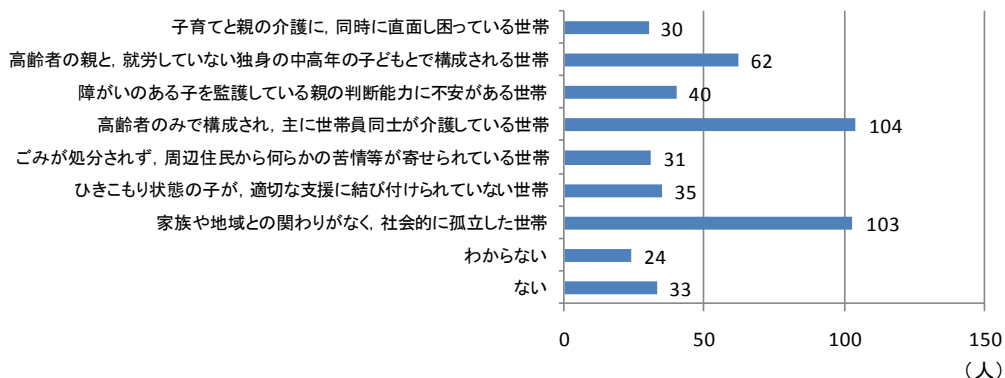
問11 福祉に関わる活動を行う上で、感じている課題を3つまで教えてください



この設問では、「同じ活動を行うメンバーが固定し高齢化している（157人）」ことを課題として感じている方が最も多く、次に「同じ活動を行うメンバーが不足している（97人）」、「活動がマンネリ化している（76人）」と続き、多くの方が、メンバーの固定化や高齢化を課題に感じていることが確認できました。

更にそのほかの回答を踏まえると、人員面での硬直化が、活動のマンネリ化を招き、活動のマンネリ化は、新たな担い手候補者となる若年層の参加意欲の減退につながっているように思われます。

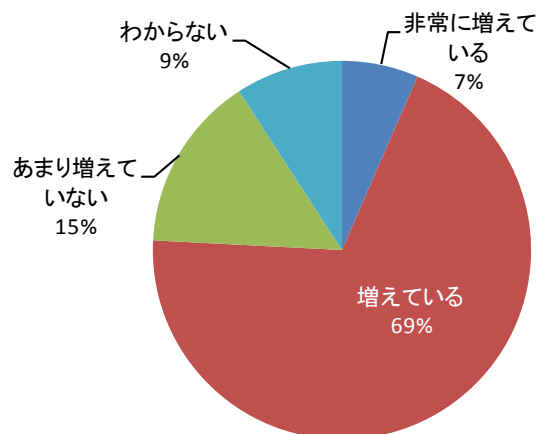
問16 日頃の活動を通じて次のような世帯を把握したりしたことはありますか



回答の結果、「高齢者同士が介護している世帯（104人）」、「社会的に孤立した世帯（103人）」については、多くの方が把握した経験を有しており、次いで“8050問題”とも言われる「高齢者の親と就労していない独身中高年の子どもの世帯（62人）」、「高齢で判断能力に不安がある親と障がいのある子どもの世帯（40人）」と

続いており、本市においても、こうした世帯が確実に存在し、把握されていることが分かりました。

問17 こうした世帯の件数の増減を、どのように感じますか



前問で掲げたような世帯について、実際に地域福祉活動に携わっている方のうち、7割強の方が「非常に増えている（10人）」、「増えている（106人）」と感じていました。本市においても、こうした世帯の増加を課題として認識する必要があります。

ウ 地域まちづくり推進協議会意見交換会

計画策定過程から本計画に関わる意見はもとより、実際に地域活動や地域福祉活動に取り組まれている皆様の課題意識などを伺うため、平成30年6月から8月にかけて、市内15地域の地域まちづくり推進協議会及びその構成団体の方々との意見交換会を実施しました。期間中、合計362人の方に参加していただき、第4期計画の骨子案の概要を説明しながら、それぞれの地域における地域福祉の現状や課題について意見交換を行いました。

この中では、地域活動や地域における支え合いに必要な情報提供の在り方や、町内会加入率が減少していることについての意見、その結果として地域福祉の担い手が足りないという地域課題などについての発言がありました。

【主な発言概要】

(個人情報取扱に関わること)

- ・ 地域で福祉を進めるのは良いことだと思うが、守秘義務のことで課題があると感じている。支援が必要な人のほとんどは町内会に入っていない。そのため、対象者を把握することができない。例えば、社協や民生委員に聞いても、守秘義務があって教えてもらえない。助けようにも助けられないのが実情だと思う。そうすると町内会では何もできず、放っておくしかなくなる。

(町内会に関わること)

- ・ 旭川市の少子高齢化は誰もが認めるところだし、街中に駐車場が増えている様子を見ると過疎化が進んでいるようにも感じる。骨子で示した課題については、そのとおりだと思う。それを解決できるように進めてほしいし、期待もしているが、本当に進んでいくのかという疑問も覚える。施策で住民主体の支え合いの推進を掲げているが、それを進められるのは、市民委員会、町内会などを通じた人間同士のつながりである。結局、町内会活動が重要になるのだが、現状では、町内会活動に関わる人は少ない。役員も交代できない状態で、町内会活動を活性化させるような方法はないのか。

(担い手に関わること)

- ・ 若い世代の世帯が町内会に加入せず、町内会役員のなり手も高齢者に期待されているし、地区社協の担い手も高齢化することで、活動に大きく影響を及ぼしている。
- ・ 地域福祉活動の担い手は、地区社協の役員や社協と関わりのある人が中心で、そうした方は高齢化している現状にあり、その活動には多くを期待しないでほしいし、そうした担い手の現状を踏まえた計画にしてほしい。
- ・ 高齢化が進む地域では、元気な高齢者が支援する側に回ることも考えられる。

平成 22 年からボランティア研修を実施し、40～50 名の方が活動に携わっており、地域の高齢者が地域を活性化していくために、地域と地域包括支援センターが協力して取り組んでいる。

- 子どものころから、学校教育の現場でも、こうした計画とか、地域福祉のことを学習していく必要があるのだと思う。

(災害時の避難等の支援に関わること)

- 災害対応、避難者誘導、全て自分たち消防団が対応している。こうした状況の中では、助けられる側に 100 パーセントなるのではなく、少しでも助ける側に回ってもらうという意識が必要。災害に対し、個人として何ができるかという視点に立つ意識を養うための学校教育、啓蒙について庁内連携して取り組んでほしい。

(様々な連携に関わること)

- 計画を見ると、市社協の理念とも重なるところがあるし、共通的なものもある。地区社協としては、市社協とのつながりが強いこともあり、市社協の福祉計画との関係を意識してほしい。

(包括的支援、地域共生に関わること)

- 相談支援の場面では、高齢で介護支援が必要な世帯に障がいのあるお子さんがいたり、分野を横断した支援が求められることが増えている実感がある。包括的な相談支援体制の整備を課題として掲げているが、今後 5 年間で整備していくビジョンのようなものがあれば教えてほしい。

(全体的な意見、その他の意見)

- 地区でアンケートをとると、困りごとの相談先が分からないという回答が多い。社協もあるし、市の福祉、地域包括支援センターと色々あってよく分からないと言われる。
- 地域福祉計画に掲げた理念や目標について、どのように地域に発信していくのか、具現化していくのか。こういう計画を策定する以上、地域に浸透させていくことが大事だと思う。
- 市民委員会、民児協、地区社協、多くの人が重複して活動をしているのが実態。それぞれがバラバラではなく、同じことをやらないと、活動にまとまりがなくなる。こうした意識から、みんなで同じことに取り組もうとしているところ。各層に担い手がいるが、それぞれ全員が同じ方向を向くようにしてほしい。そのためには、こうした計画、考え方というものをどんどん PR してほしい。

3 第3期計画における取組の成果と課題

平成26年度を始期とする第3期旭川市地域福祉計画（以下「第3期計画」といいます。）においては、「市民一人ひとりが個人として尊重され、人と人とのふれあいを深め、心豊かで住みやすい地域コミュニティを育み、安心して暮らせる地域社会を創ります。」を基本理念に据え、①優しさにあふれるまちづくり、②共に支え合うまちづくり、③自立した生活を送ることができるまちづくり、④安心して生活できるまちづくりの4つの基本目標に従って、施策を展開してきました。

第3期計画の行政の主な取組による成果と課題について、基本目標に基づく「取組の方向」ごとに次のとおり整理しています。

基本目標1 優しさにあふれるまちづくり

| 取組の方向 | 施策 | 行政の主な取組 |
|----------------|---|--|
| 地域福祉活動を担う人材の育成 | 1 福祉教育の推進 2 地域交流活動の推進 3 地域福祉活動の担い手の養成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「福祉出前事業」の実施 ・ 「手話普及事業」の実施 ・ 地域福祉に関する講座の開催 ・ いきいきセンター、近文市民ふれあいセンターの運営 ・ 障害者福祉センター（おびった）の運営 ・ 「障害者週間記念事業」の実施 ・ 認知症サポーターの養成講座の開催 ・ 聴覚障害者協力員養成講習の実施 ・ 点訳奉仕員養成講習の実施 |

[成果と課題]

講習会や養成講座への参加者は一定数確保することができ、とりわけ手話普及に関わる事業については、平成28年7月の旭川市手話言語に関する基本条例⁹施行を受けて、取組を拡充し、受講者も大きく増加させることができました。また、第3期計画策定時には取組として掲げていませんでしたが、子育て支援に関わる人材バンクを立ち上げたり、旭川成年後見支援センターにおいて市民後見人の養成にも取り組むなど、地域福祉活動を担う人材の育成や確保につながる取組を進めることができました。

今後も、支え合いの仕組みに不可欠な人材を確保するため、様々な福祉に関する知識や素養のある人材を育成するとともに、そうした方々が、実際に地域福祉活動に参加してもらえるような環境づくりを進めていく必要があります。

⁹ 旭川市手話言語に関する基本条例（平成28年旭川市条例第50号）

基本目標2 共に支え合うまちづくり

| 取組の方向 | 施策 | 行政の主な取組 |
|-----------------------|--|---|
| 住民主体による地域を支える体制づくりの推進 | 1 住民自治組織の活動の活性化 2 地域福祉活動の推進 3 要援護者の把握 4 本人の同意に基づく要援護者情報の地域福祉活動関係者との共有 5 農村部・郊外地区における地域づくりについての検討 | <ul style="list-style-type: none"> • 町内会への加入促進についての啓発 • 地域まちづくり推進事業 • 民生委員・児童委員の活動の支援 • 老人クラブの活動の支援 • 地区社会福祉協議会の活動の支援 • 社会的に孤立している要援護者の把握 • 要援護者情報の地域福祉活動関係者との共有 • 農村部・郊外地区における地域づくりについての検討 |

【成果と課題】

地域住民が主体となった団体等としては、町内会、地区市民委員会、地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会や老人クラブ等があり、行政としてそれらの活動を支援するとともに、そうした地域団体が連携する場として、市内15地域に設置する地域まちづくり推進協議会での検討を踏まえた住民主体の地域づくりを進めることができました。第3期計画において掲げた農村部・郊外地区における地域づくりについては、まちづくりの方向性にも関わる案件であり、具体的な検討には至りませんでした。公共交通機関を補完する目的で乗り合いタクシーが導入されたり、地域の魅力を高める取組について、地域まちづくり推進協議会において主体的に検討されている状況がみられます。

地域において支え合う互助の力は、町内会加入率の低下に象徴されるように、弱まってきているのが現状であり、大きな課題となっています。地域福祉のベースとなる住民自治組織の活動を活性化したり、育成した地域福祉活動の担い手を地域の支え合いの輪に加え、地域主体の支え合いを促進していく必要があります。

また、要援護者については、乳幼児健診の未受診者に係る調査や民生委員・児童委員に出産後の家庭を訪問してもらい絵本を配布する事業、避難行動要支援者名簿に登載した者から同意不同意確認書の返送がないものに係る調査、ほのぼの防火訪問事業における世帯訪問といった取組を通じて把握に努めたほか、協定に基づく民間事業者による見守りや、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会による見守り活動を通じた取組を中心に進めてきました。

今後も、要援護者の把握等に関しては、高齢化や単身者世帯が増加し、社会的に孤立しがちな世帯が増えていく状況の中、各事業の所管部署が個別に対応している現状にとどまらず、把握すべき対象、把握する方法、支援を拒否する者への対応など、要援護者支援に係る考え方を整理したり、組織的で円滑な連携の手法を検討していく必要があります。

| 取組の方向 | 施策 | 主な取組 |
|------------------|--|--|
| 地域福祉を支える団体の活動の推進 | 1 市社会福祉協議会との連携 2 ボランティア・NPO法人等の活動の推進 3 地域福祉を支える団体や関係機関のネットワークの構築 4 社会福祉法人の地域福祉活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> • 市社会福祉協議会との連携 • 会員制の相互援助活動を行う事業の実施 • 市民活動交流センターにおける市民活動の支援 • 地域福祉を支える団体や関係機関のネットワークの構築 |

[成果と課題]

会員制の相互援助活動を行う事業については、ファミリーサポートセンター事業（介護型・育児型）や福祉除雪サービス、認知症高齢者見守り事業、こども緊急さぼねっとにおいては、支える側の登録会員を一定数確保することができ、地域福祉の推進につながる互助の取組を進めることができました。

しかし、登録していても活動できない会員が一定数いることや、福祉除雪サービスのよう需要が多く、それが一時期に集中するような事業においては、供給が追いつかない状況もみられるなど、提供会員の安定的な確保に向けた取組は今後も必要となっています。

また、地域福祉を支える団体や関係機関同士のネットワークの構築については、例えば、地域ケア推進会議や要保護児童に関するケース検討会などで連携が図られているほか、平成30年度からは、生活支援コーディネーターを配置し、地域包括支援センターや関係団体と連携しながら高齢者を支える仕組みづくりに着手しました。

こうした状況を踏まえながら、地域福祉の推進を目的として、既存のネットワークや社会資源を組み合わせた連携の在り方を検討する必要があります。

基本目標3 自立した生活を送ることができるまちづくり

| 取組の方向 | 施策 | 行政の主な取組 |
|-----------------|---|---|
| 福祉サービスの適切な利用の推進 | 1 福祉サービスの充実 2 相談体制の充実 3 分かりやすい情報提供の推進 | <ul style="list-style-type: none"> • 福祉サービスの充実 • 福祉サービスを提供する事業者等への指導監査の実施 • 民生委員・児童委員活動の推進 • 介護119番，地域包括支援センターの設置による支援 • 障害者総合相談支援センター あそーと・指定相談支援事業所（指定特定相談事業所）の設置による支援 • （仮称）総合子ども・教育センター（現・子ども総合相談センター）の設置による支援 • 旭川市自立サポートセンターの設置による支援 • 休日夜間福祉電話相談事業の実施 • 支所まちづくり相談窓口の設置 • 相談窓口の連携による問題解決 • 各種ガイドブック，パンフレット，ホームページの作成 |

[成果と課題]

第6期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画¹⁰において，高齢者の日常生活圏域を11圏域に細分化し，地域包括支援センターを中心とした地域における高齢者の総合相談機能の強化を図ることができました。また，生活困窮者向けの自立サポートセンターについては，平成26年度から市役所庁舎内に移転し，生活保護や生活相談，就労相談まで一体的に対象者の自立支援が行える体制を構築しました。

また，平成28年度からは，旧常盤中学校校舎を改修し，子ども・子育てに関する相談窓口を一元化した子ども総合相談センターを開設しました。同センターにおいては，ワンストップによる相談対応のほか，教育委員会と連携してスクールソーシャルワーカーを配置するなど，相談体制の強化を図ることができました。

その他地域においては，各支所に設置したまちづくり相談窓口において，地域住民に身近な相談窓口として幅広い相談を受けているほか，民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会においては，日常的に地域住民からの福祉に関わる困りごとに耳を傾けていただいています。

このように，様々な相談機関，相談窓口が設置されていますが，今後とも相談者の立場に寄り添った対応を行うため，それぞれの連携を深め，総合的な観点から支援に当たれるような体制を整える必要があります。

¹⁰ 第6期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成27（2015）年3月策定）

| 取組の方向 | 施策 | 主な取組 |
|-------------------|---------------------------------------|---|
| 切れ目のない権利擁護システムの推進 | 1 日常生活自立支援事業の周知 2 成年後見制度の利用支援体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> • 旭川成年後見支援センターの設置による支援 • 成年後見制度利用支援事業 • 日常生活自立支援事業の周知 |

[成果と課題]

旭川成年後見支援センターにおいては、相談、啓発、申立支援に加えて、平成26年度からは市民ならではの目線に立ち、地域とのつながりを意識した後見活動が期待できる市民後見人の養成に取り組みました。また、成年後見制度利用支援事業については、市民後見人の広がりを側面的に支援できるよう制度改正を行いました。

平成28年に公布された成年後見制度の利用の促進に関する法律¹¹（以下「成年後見制度利用促進法」といいます。）等に基づき、地域連携ネットワークの構築や新たな利用促進施策について、計画的に進めていく必要があります。

¹¹ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）

基本目標4 安心して生活できるまちづくり

| 取組の方向 | 施策 | 主な取組 |
|----------------|-----------------------------|--|
| 安全で快適な環境づくりの推進 | 1 生活環境の整備 2 災害時に備えた体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> • ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共施設及び道路のバリアフリー化 • やさしさ住宅補助制度（高齢化対応住宅普及促進事業） • 高齢者等屋根雪下ろし事業・高齢者等住宅前道路除雪事業 • 雪処理機器の貸出し • 福祉避難所の整備 • 視聴覚障害者災害時情報発信事業 • 避難行動要支援者名簿の作成と避難支援等関係者への名簿情報の提供に向けた取組 |

[成果と課題]

住宅のバリアフリー改修に対する補助制度を始め、福祉制度に基づく住宅改修などの取組により、バリアフリー化を促進しました。また、雪対策事業としての高齢者等屋根雪下ろし、高齢者等住宅前道路除雪は、例年多数の申請を受け付けており、高齢者等の生活維持に必要なものである一方、年々対象世帯が増加している中で、除雪事業者への負担が過大になっていることから、持続可能な制度の在り方を協議、検討していく必要があります。

また、災害対策基本法¹²において作成が義務付けられた避難行動要支援者名簿については、平成26年度に対象範囲を検討し、翌年度に名簿として整備することができました。名簿の作成と同時に、平常時における名簿情報の外部提供に関する同意不同意の確認を進め、地域における避難支援関係者への提供を開始していますが、できる限り多くの地域から支援が得られるよう努めていく必要があります。

また、拠点的な福祉避難所については、平成28年度に新たに1団体（1施設）と協定を締結することができ、災害時に備えた体制の整備を進めることができました。

¹² 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第3章 課題認識と重点的な取組

前述した国の動向や本市の現状、第3期計画に基づき取り組んできた結果を踏まえ、第4期計画において考慮すべき地域福祉に関する主な課題として、次の5つに焦点を当てて、それらの解消につながる取組を重点的に進めることとします。

1 課題認識について

課題1 暮らしにくさや困りごとを抱える市民の増加

本市の人口構成に占める高齢者や障がいのある方の割合は増えており、各種相談窓口で応じる相談件数も右肩上がりの状況にあります。また、平成29年度に行われた旭川市民アンケート（以下「市民アンケート」といいます。）では、悩みや不安を感じたときの相談機会に対して、約26%の方が充実していると回答する一方で、約25%の方が充実していないと回答するなど、その評価は分かれており、相談で解消されないまま、暮らしにくさや困りごとを抱えている市民の増加が懸念されます。

課題2 社会的なつながりが弱まった世帯の増加

一般に社会的に孤立しがちな、単身の高齢者や高齢者のみの夫婦で構成される世帯が増えていきます。また、市民アンケートにおいては、地域の行事や活動に参加しない理由として、関心がない又は地域との関わりは最低限でよいとの回答が増加しているなど、そもそも周囲との交流を望まず、身近な地域での交流に消極的な世帯が増えていることがうかがえます。地域社会とのつながりが弱まり、社会的に孤立したような、相談窓口では把握しづらい世帯の増加が懸念されます。

課題3 複合的な課題や制度の狭間にある課題を抱える世帯の増加

高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯（「8050」問題）、介護と育児に同時に直面する世帯（「ダブルケア」問題）に象徴されるような複合課題を抱えた世帯や、いわゆる「ごみ屋敷」やひきこもりなど、既存の制度に明確に位置付けられておらず、縦割りの制度を当てはめただけでは解決に結び付かなかったり、そもそも当事者の問題意識が希薄なために、必要な支援が行き届かないような個人や世帯が増えています。

課題4 地域福祉活動基盤の弱体化，担い手不足やその固定化

基礎的な住民自治組織である町内会の加入率は低下しており，組織運営においても役員のなり手が慢性的に不足するなどの課題があります。とりわけ，身近な地域における福祉の担い手である民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会，保護司などには，欠員が生じていたり，なり手が固定している状況や，次の担い手に引き継ぎたいのに引き継げないような状況がみられます。

課題5 包括的相談支援体制の未整備

本市では，個別の制度に基づく専門相談機関や分野ごとの総合相談窓口の整備は進んでおり，対象者を高齢者や障がいのある方，子どもやその保護者，生活困窮者に区別し，それぞれの機関において可能な支援を行っています。しかし，支援対象者の世代や世帯の属性にかかわらず，地域住民等が生活に身近な圏域で把握した地域生活課題を包括的に受け止めたり，そのようにして受け止めた課題が，複雑多様化して解決が難しい場合に，市圏域で包括的な相談支援が十分に提供できるような仕組みづくりには至っていない状況にあります。

2 重点的に取り組むこと

(1) 包括的支援体制の在り方についての検討

社会福祉法の改正に伴い，同法第106条の3において，市町村は，地域住民等及び支援関係機関による，地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ，地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものと規定されたところです。

そのためには，地域福祉活動の舞台となる身近な地域において，地域福祉活動を担ったり，関わることのできる人材を育成するとともに，そうした方が地域福祉活動に参加できる環境づくりが必要です。また，身近な圏域における地域住民等が包括的に地域生活課題を受け止めたり，そうして受け止めた課題が，専門的な知識や技術を要する場合などには，市圏域における支援関係機関が有機的に連携して，その解決に資する支援を一体的に行う体制の整備が求められています。

本市において活用し得る社会資源を踏まえた中で，具体的な在り方や展開方法について，持続可能性なども見極めながら検討していきます。

(2) 地域福祉活動の担い手が広がる取組

地域福祉活動は，多くの方の善意や使命感によって支えられています。人と人との深く関わる活動を通じて，地域福祉活動の担い手の多くは，活動の有意性や達成感を感じています。福祉に関心の高い方が，貴重な人材として活動できることに加えて，小さな

関心や興味の芽を育むことができるよう、より多くの方が地域活動や身近な地域の福祉活動の大切さを見つめ直す取組など、地域福祉活動の担い手となり得る人材の掘り起こしにつながる取組を進めていきます。

第4章 第4期における地域福祉推進の基本

1 基本理念

本市には、およそ34万人の市民が暮らし、市民の皆さんの日常生活の舞台となる地域においては、性別や年齢、障がいや疾病の有無、家族構成や世帯所得などの違いに加え、様々な価値観を有した人々が集まり、特色のある地域コミュニティが形成されています。

私たちが、そうした住み慣れた地域において、安心・安全を実感しながら暮らし続けていくには、個人の個性や尊厳が尊重されるとともに、身近な地域における住民同士が関わり合う中で、時に支え、時に支えられながら、お互い様の心で支え合う絆が生まれることが必要です。

地域福祉の推進を通じて目指すのは、市民一人一人が、その人らしく生き生きと、住み慣れた地域や居場所で暮らし続けられるまちの姿であり、笑顔であふれた人の姿です。そうした姿を実現するためには、家族や友人、知人、そして住民同士による支え合いの輪を広げ、人の温もりと安心安全を感じられる地域社会づくりを進めていくことが必要であり、こうした取組があらゆる人を寛容に包み込み、そして地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の素地となるものと考えます。

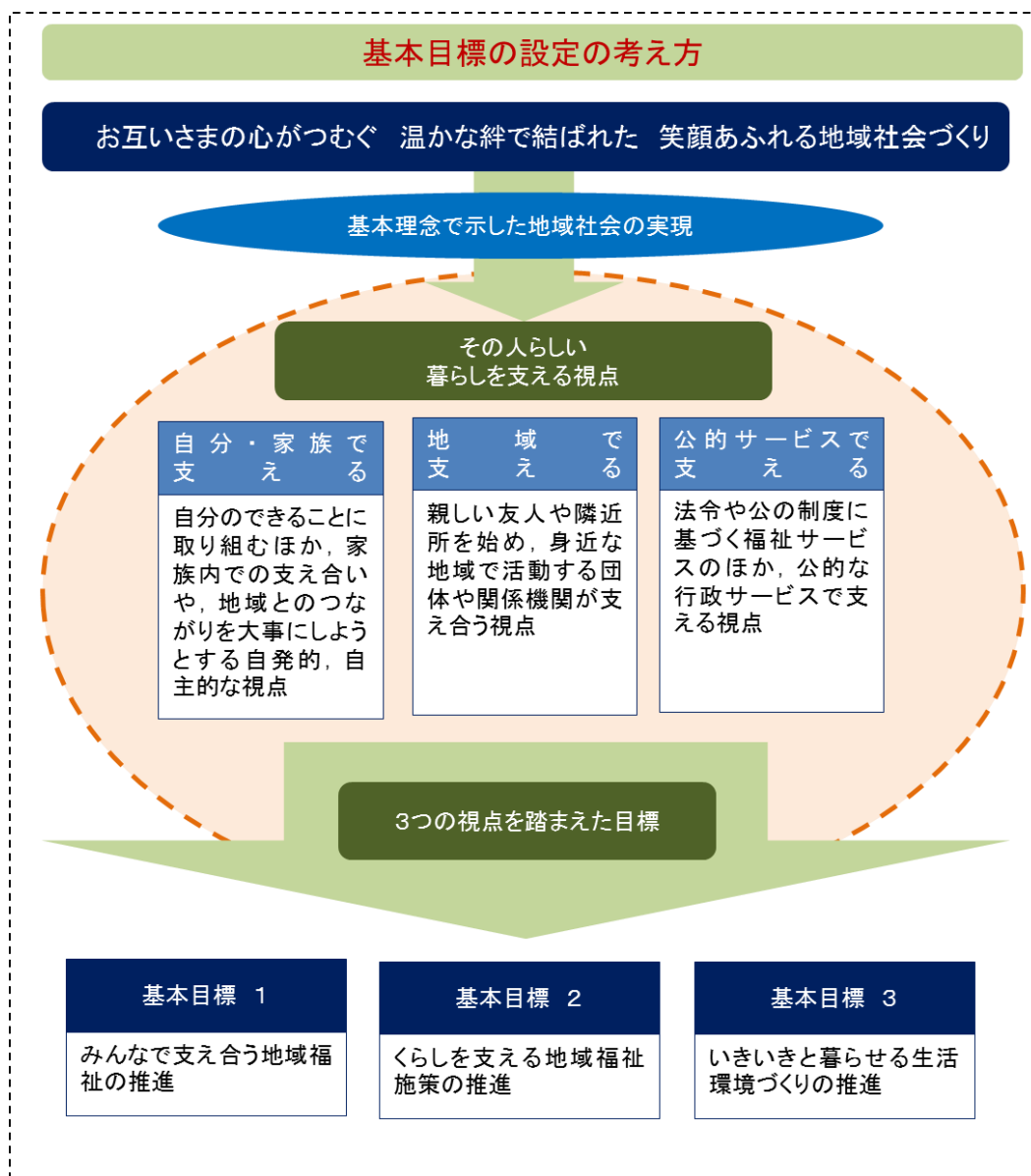
第4期計画においては、こうした考え方の下、次の基本理念を掲げて、地域福祉を推進していきます。

基本理念

**お互いさまの心がつむぐ
温かな絆で結ばれた
笑顔あふれる地域社会づくり**

2 基本目標

基本理念で示した地域社会を実現するため、その人らしい暮らしを支える3つの視点を踏まえて基本目標を設定することとします。



基本目標 1 みんなで支え合う地域福祉の推進

地域福祉の大切さが共有され、地域福祉活動を担う人材が育ち、市民が地域福祉課題に主体的に関われる環境づくりを進めます。また、市民主体の支え合いや地域福祉を支える団体の活動との連携を進め、暮らしにくさや困りごとを抱えた世帯に寄り添いながら、緩やかな支援の手が差し伸べられる取組を促します。

基本目標2 暮らしを支える地域福祉施策の推進

福祉サービスが、必要な方に的確に行き渡るよう、社会福祉を目的とする団体等と連携し、相談体制の充実と適切な制度利用を促進します。また、生活困窮者の自立支援や多機関の協働による包括的相談支援体制づくりを始め、判断能力の低下した方の権利擁護に資する取組など、暮らしを支える取組を進めます。

基本目標3 いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進

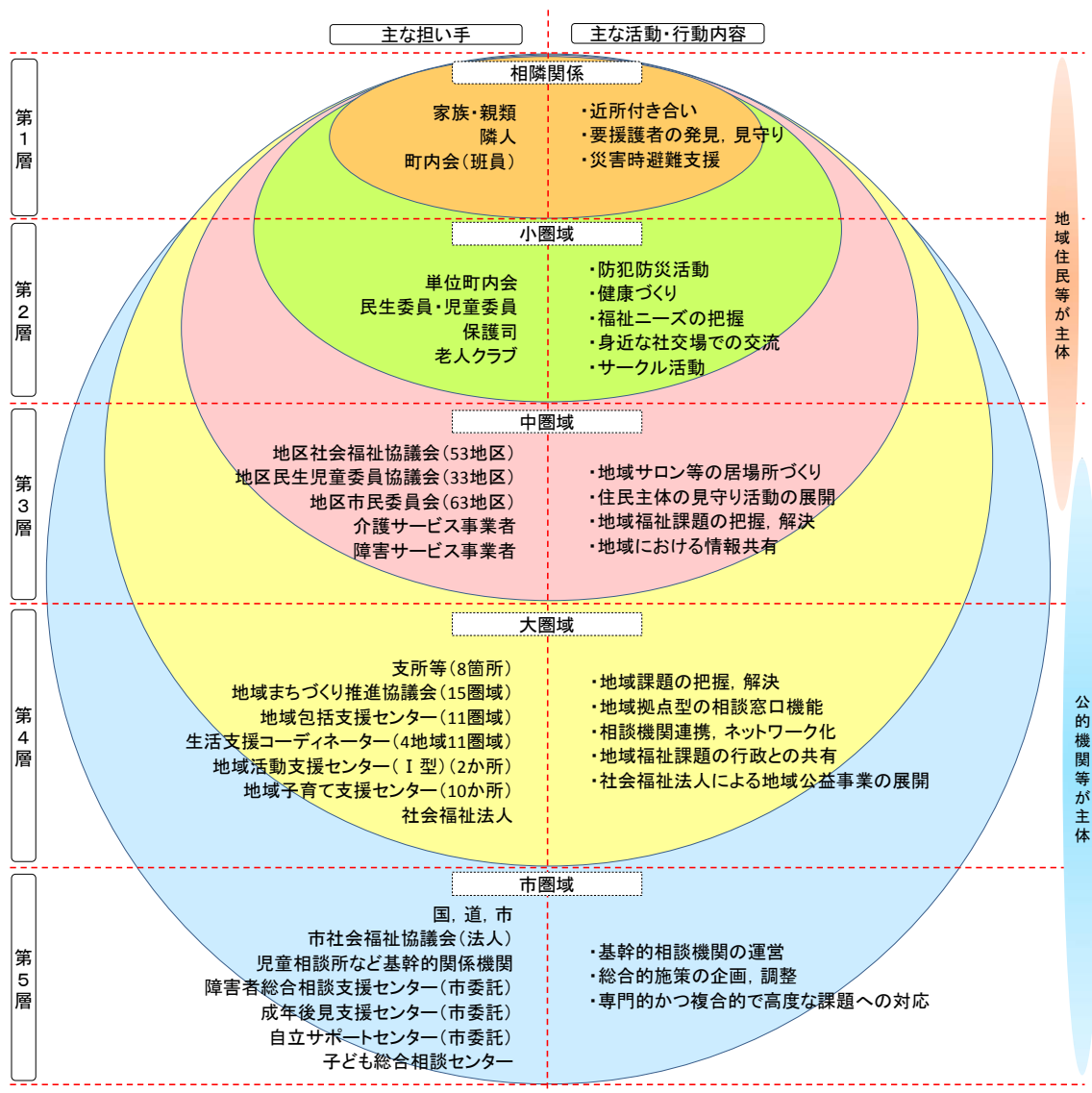
住み慣れた地域や居場所において、日常生活上のバリアを軽減したり取り除いたりすることや、地域住民等が主体となった健康増進や介護予防等の取組などを通じて、安心して地域生活を営むことができるための取組を進めます。また、避難行動要支援者を的確に把握するなど、災害時の不安の解消につながる取組を支援します。

3 地域福祉活動圏域

地域福祉活動は、隣近所で作られるごく小さな範囲から、市全体を俯瞰する大きな圏域までの幾つかの階層に分かれ、それぞれの階層に応じた機能や役割が発揮されるとともに、各層をまたがって円滑な情報共有や連携が行われることにより、全体としての地域福祉の推進が図られるものです。本計画では、次のとおり、第1層から第5層までの圏域を概念として示します。

| 階層 | 規模 | 圏域の概念、役割等 |
|-----|------|---|
| 第1層 | 相隣関係 | 町内会のうち所属する班レベルで、常日頃の挨拶や近所付き合いを通して、変化や異変に気付いたり、災害などの緊急時には、実際に助け合ったりすることが期待できる範囲又は互助関係です。 |
| 第2層 | 小圏域 | おおよそ町内会レベルの圏域で、地域の防犯や防災活動を始め、趣味や特技を生かしたサークル活動や付き合いが日常的に行われている範囲。日常の活動や交流を通して、参加者の福祉ニーズに気付くことが期待される圏域です。 |
| 第3層 | 中圏域 | 地区市民委員会や地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会などが組織されるレベルで、行政機関や地域の事業所等とも連携しながら、組織的な自治活動や福祉活動が行われている圏域。より小さな圏域からの情報を共有したり、ボランティアによる見守り活動など、アウトリーチ型の支援が行われたりする中で、地域で課題の把握及び解決を試みるような取組が期待される圏域です。 |
| 第4層 | 大圏域 | 支所や地域まちづくり推進協議会が組織されるレベルで、地域自治を推進する母体として、福祉に限らず様々な地域課題を捉え、地域包括支援センターを始め、地域にある公的な相談支援機関がネットワークを構築し、課題の解決に向けた取組や、より大きな圏域へつなぐ役割が期待される圏域です。 |
| 第5層 | 市圏域 | 市全体にわたる基幹的な相談支援機関を運営するほか、各種計画の企画や施策の推進を進める役割があり、主に行政機関が担います。専門的かつ複合的で高度な課題への対応を行ったり、各層の役割を整理していくことを含めて、包括的な相談支援体制の構築に責務を有します。 |

【圏域イメージ】



4 施策体系

| 基本理念 | |
|--|----------------------------------|
| お互いさまの心がつむぐ 温かな絆で結ばれた 笑顔あふれる地域社会づくり | |
| | 取組の方向 |
| | 関連施策 |
| 基本目標 1 | (1) 地域福祉活動への主体的参加の促進と人材育成 |
| みんなで支え合う地域福祉の推進 | ①地域福祉の推進を担う人材の育成 |
| | ②地域交流活動の推進と活動拠点の整備 |
| | ③地域福祉活動への主体的参加の促進 |
| (2) 住民主体による支え合いの促進 | |
| ①地域住民等による地域福祉活動の推進 | |
| ②住民に身近な圏域で地域生活課題を受け止める体制の整備 | |
| (3) 地域福祉を支える団体との協働による地域福祉力の向上 | |
| ①地域福祉を支える団体等とのネットワークの構築 | |
| ②社会福祉協議会との連携 | |
| ③社会福祉法人等による地域における公益的な取組の推進 | |
| 基本目標 2 | (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進 |
| くらしを支える地域福祉施策の推進 | ①福祉サービスの利用に関する相談体制の確保 |
| | ②福祉サービスの提供体制の充実 |
| | ③福祉サービスの適切な選択につながる情報提供の推進 |
| (2) 困りごとを抱えた市民に対する包括的な相談支援の促進 | |
| ①社会的要援護者の把握と支援 | |
| ②生活困窮者に対する自立支援方策の推進 | |
| ③市圏域における包括的な相談支援体制の構築 | |
| (3) 地域における権利擁護の体制の整備 | |
| ①日常生活自立支援事業等の周知 | |
| ②成年後見制度の利用促進 | |
| 基本目標 3 | (1) ひとにやさしい生活環境づくりの推進 |
| いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進 | ①ユニバーサルデザインの考え方に基づく各種施策の実施 |
| | ②生活環境の向上 |
| | (2) 災害時に備えた地域づくりの推進 |
| ①災害に備えた地域による避難行動支援の取組 | |
| ②災害時における避難所受入体制の整備 | |
| ③災害ボランティアセンターの体制整備 | |
| (3) 地域における介護予防や健康づくりの取組の推進 | |
| ①住民主体の介護予防・健康づくりの取組の推進 | |

第5章 施策の展開

基本目標1

みんなで支え合う地域福祉の推進

取組の方向（1）

地域福祉活動への主体的参加の促進と人材育成

〔現状と課題〕

地域福祉活動は、これまでも地域住民で構成する町内会や民生委員・児童委員を始め、各地区の社会福祉協議会の方々など、市民の皆さんがその中心的な役割を担ってきました。近年では、ボランティアやNPO法人等、多様な福祉活動を行う新たな担い手も現れてきましたが、とりわけ比較的若年の現役世代における地域活動への参加機会が少なく、地域福祉活動の担い手が足りずに固定化し、支える側の高齢化の問題も指摘されています。

住民主体による支え合いの仕組みを支えるためにも、地域福祉活動に関わる人材の育成や地域住民等が地域の課題を「我が事」として捉え、支え合いの輪への主体的な参加意欲を高めていく取組が大切です。

〔取組方針〕

地域福祉に関する理解を深めるとともに、その担い手を育てるほか、幅広い世代、様々な立場の住民が福祉活動に対して主体的に参加できるような環境づくりを進めます。

基本目標1＞取組の方向（1）

関連施策①

地域福祉の推進を担う人材の育成

〔概要〕

福祉に関わる各種講習会や講座等を通じて、地域に暮らす全ての人が、地域から支えられる存在であると同時に、地域を支える重要な一員であるという意識を持てるよう、児童・生徒、学生を含む若年の世代にも焦点を当てて、地域福祉活動の担い手となる人材を育てていきます。

| 主な取組 | 担当課 |
|--|----------------------------------|
| <p>○福祉出前講座の実施</p> <p>障がいのある方が、地域、企業等を訪問し、自らの体験や障がいの理解に向けた講話を行います。</p> | <p>障害福祉課</p> |
| <p>○手話普及事業の実施</p> <p>聴覚に障がいのある方と日頃接する機会のある企業等の団体を対象に、日常会話や専門用語等の手話を習得する講座を実施します。</p> | <p>障害福祉課</p> |
| <p>○認知症サポーター養成講座の実施</p> <p>認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」を養成します。</p> | <p>長寿社会課</p> |
| <p>○聴覚障がい者協力員養成講習の実施</p> <p>手話表現や要約筆記の技術を習得するための講座を開催し、聴覚障がい者と健聴者の意思疎通を支援する聴覚障がい者協力員を養成します。</p> | <p>障害福祉課</p> |
| <p>○点訳奉仕員養成講習の実施</p> <p>文書点訳に必要な技術を習得する講習会を実施し、点訳奉仕員を養成します。</p> | <p>障害福祉課</p> |
| <p>○児童や生徒、学生を対象とした福祉の啓発</p> <p>児童や生徒、学生が、認知症や様々な障がいに関する理解を深め、地域における助け合いの大切さを感じることができるよう啓発活動を行います。</p> | <p>長寿社会課 障害福祉課 教育指導課</p> |
| <p>○公民館事業における高齢者人材の育成</p> <p>高齢者が、自ら自立や協働の学びを通して、地域が抱える課題解決の担い手としての活動を行えるように促し、地域の活性化に寄与する人材を育成します。</p> | <p>公民館事業課</p> |

| 主な取組 | 担当課 |
|--|---|
| <p>◎子育て支援人材バンクの運営</p> <p>子どもや子育て支援に理解と意欲のある方を人材バンクに登録し、児童センターや地域子育て支援センターなどの子育て支援に係る施設、育児サークルや子育てサロンなどを行う地域から求めに応じて派遣調整を行います。</p> <p>◎市民後見人の養成</p> <p>判断能力の不十分な成年被後見人等の財産管理とともに、様々な地域における福祉活動と連携しながら、身上面の充実に配慮できる市民後見人を養成します。</p> <p>◎民生委員・児童委員に対する研修の実施</p> <p>新たに厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員に対して、地域住民への相談・支援活動が行えるような基本的知識の習得に係る研修のほか、民生委員・児童委員活動をより充実したものとするために必要な知識の習得を図ることを目的とした研修を実施します。</p> <p>★地域福祉計画の周知</p> <p>地域福祉計画を題材として、地域における支え合いの重要性を啓発し、世代にかかわらず、多くの市民が地域活動や地域福祉活動に対する関心が高まるよう出前講座を実施します。</p> | <p>子ども総合相談センター</p> <p>福祉保険課</p> <p>福祉保険課</p> <p>福祉保険課</p> |

○…継続 ◎…新規（実施中） ★…新規（未実施）

基本目標1＞取組の方向（1）

関連施策②

地域交流活動の推進と活動拠点の整備

〔概要〕

地域福祉活動は、地域内における世代を超えた住民同士の交流がその下地となるものです。こうした交流が活発に行われるように、その舞台となる地域に開かれた場所や拠点が、有意義に活用されるよう取り組みます。

| 主な取組 | 担当課 |
|--|--------------|
| <p>○いきいきセンター，近文市民ふれあいセンターの運営 いきいきセンターや近文市民ふれあいセンターを運営し、高齢者同士の交流のみならず、世代にかかわらず住民同士の交流を促進します。</p> | <p>長寿社会課</p> |
| <p>○障害者福祉センター（おびった）の運営 障害者福祉センター（おびった）を運営し、障がいのある方と健常者との交流を促進します。</p> | <p>障害福祉課</p> |
| <p>◎生活館の運営 市民生活館及び近文生活館を運営し、自主事業を通じてアイヌ文化に親しむ機会を提供したり、アイヌの方と地域住民とが交流できる場所を確保します。</p> | <p>福祉保険課</p> |
| <p>◎高齢者いこいの家の運営支援 高齢者いこいの家については、地域における高齢者同士の交流拠点として活用されるとともに、地域福祉の推進につながる老人クラブ活動との相乗効果を期待し、その運営を支援します。</p> | <p>長寿社会課</p> |
| <p>★共生型の取組についての周知啓発 地域共生社会の実現に向けて、民間主導で展開されている制度横断的な取組や地域生活課題を把握できるような地域のサロンや居場所づくりに関わる好事例を収集し、周知啓発します。</p> | <p>福祉保険課</p> |

○・・・継続 ◎・・・新規（実施中） ★・・・新規（未実施）

基本目標1＞取組の方向（1）

関連施策③

地域福祉活動への主体的参加の促進

〔概要〕

誰もが地域社会の一員であることの意識を高め、地域福祉の在り方についての理解や関心を深める取組を通じて、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みる事ができるように取り組むほか、地

域福祉活動を実践するためのボランティアやNPO法人による活動を促進します。

| 主な取組 | 担当課 |
|---|--------------|
| <p>○支え合う地域づくりに向けた町内会への加入促進</p> <p>互いに協力しながら地域づくりを進めるためにも、地域活動に取り組みやすい環境づくりを進め、より多くの住民の方が地域活動に参加したり、関わり合いを持てるよう、町内会活性化を図る取組を推進します。また、町内会や集合住宅の建築主などに加入促進のチラシを配付するなど、町内会への加入を促進するための取組を行います。</p> | <p>市民活動課</p> |
| <p>○市民活動交流センターにおける市民活動の支援</p> <p>市民活動交流センター（CoCoDe）において、市民活動の情報収集・発信、活動相談、会議室・作業の場や学習機会の提供、市民活動団体の交流や協働のサポートなど、市民活動全般への支援を実施します。</p> | <p>市民活動課</p> |
| <p>◎社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携</p> <p>ボランティアとして活動したい人とボランティアを必要としている人や団体をつなぐボランティアセンターと連携し、地域福祉の推進につながる活動を促進します。</p> | <p>福祉保険課</p> |
| <p>○（再掲）地域福祉計画の周知</p> <p>（53ページ） 基本目標1 取組の方向（1） 関連施策①からの再掲のため割愛</p> | <p>福祉保険課</p> |

○・・・継続 ◎・・・新規（実施中） ★・・・新規（未実施）

基本目標1

みんなで支え合う地域福祉の推進

取組の方向（2）

住民主体による支え合いの促進

〔現状と課題〕

単身高齢者の増加や高齢の夫婦のみの世帯の増加，少子化の進展，あるいは価値観の多様化などを背景として，住民同士の親しい付き合いや助け合いといった地域における互助機能が弱まっています。

こうしたことは，何らかの困りごとを抱えた方が，その解決の糸口を見出せないまま，更なる課題を抱えてしまい，社会的な孤立に陥る要因にもなっています。

地域における住民主体の支え合いを組織的に実施している民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会などによる様々な地域福祉活動を促進するとともに，地域住民等が地域生活課題を「丸ごと」受け止めて，その解決を試みることができるような新たな仕組みの構築が求められています。

〔取組方針〕

住民に身近な圏域における地域福祉活動の展開について促進するとともに，地域住民等が地域生活課題を主体的に把握し，受け止めて，解決を試みることができるような仕組みについて，その在り方を含めた検討を行います。

基本目標1＞取組の方向（2）

関連施策①

地域住民等による地域福祉活動の推進

【概要】

住民に身近な圏域において、地域づくりや地域福祉に関わる人材が参加する組織や団体等による地域福祉活動の展開を促進します。

| 主な取組 | 担当課 |
|---|---|
| <p>○地域まちづくり推進協議会を通じた地域づくり 市内15地域に設置した地域まちづくり推進協議会において、地域情報の共有化を図り、地域の課題やその解決方法を検討し、住民主体の地域づくりを進めます。</p> <p>○民生委員・児童委員の活動の支援 民生委員法¹³に基づく地区民生児童委員協議会の運営を支援し、地区内の民生委員・児童委員同士の連携や個々の委員活動を支える組織的な活動を促進します。</p> <p>○老人クラブの活動の支援 老人クラブが実施している「健康」「友愛」「奉仕」をテーマとした活動や、高齢者いこいの家を活用した取組を支援します。</p> <p>○会員制の相互援助活動を行う事業の実施 ファミリーサポートセンター介護型、ファミリーサポートセンター育児型、こども緊急さぼねっと事業、福祉除雪サービスなど、住民同士が提供会員と利用会員に分かれた有償の相互援助活動を実施します。</p> <p>○地区社会福祉協議会との連携及び活動支援 地区社会福祉協議会が実施している「安心見守り事業」や「ふれあいサロン開催事業」など、身近な地域において実践されている地域福祉活動について支援するほか、市社会福祉協議会を介して連携を深めます。</p> <p>○子ども食堂の活動支援 困難を抱える家庭の孤立を防ぎ、子どもが安心して暮らせるように、地域全体で子どもたちを見守る環境づくりにつながる子ども食堂の活動を支援します。</p> | <p>地域まちづくり課 各支所</p> <p>福祉保険課</p> <p>長寿社会課</p> <p>長寿社会課 子ども総合相談センター</p> <p>長寿社会課 福祉保険課</p> <p>子育て支援課</p> |

○…継続 ◎…新規（実施中） ★…新規（未実施）

¹³ 民生委員法（昭和23年法律第198号）

基本目標1＞取組の方向（2）

関連施策②

住民に身近な圏域で地域生活課題を受け止める体制の整備

【概要】

住民に身近な圏域において、困りごとを抱えている世帯の相談を包括的に受け止めた課題、又は地域福祉活動等を通じて把握した地域生活課題に対して、情報提供や助言を行うほか、必要に応じて支援関係機関につなぐ体制づくりについて検討します。

| 主な取組 | 担当課 |
|--|--------------|
| <p>★包括的支援体制構築に関する検討</p> <p>社会福祉法において、市町村は、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとされています（同法第106条の3第1項）。</p> <p>具体的には、「地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業（同法第106条の3第1項第2号）」、「生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業（同法第106条の3第1項第3号）」について、本市の実情を踏まえた上で、それらの在り方について検討します。</p> | <p>福祉保険課</p> |

○・・・継続 ◎・・・新規（実施中） ★・・・新規（未実施）

基本目標1

みんなで支え合う地域福祉の推進

取組の方向（3）

地域福祉を支える団体との協働による地域福祉力の向上

〔現状と課題〕

地域には、それぞれの場所に活動の軸足を置いた様々な団体や機関があります。支援が必要な個人や世帯の課題を把握し、地域住民等が主体的に解決を試みていくためにも、地域の中の様々な団体や関係機関がネットワークを構築し、地域住民等と連携しながら支援活動ができるような体制をつくる必要があります。

また、旭川市社会福祉協議会は、市圏域において地域福祉を中心的に担う存在であり、行政とは車の両輪として、引き続き連携した地域福祉活動の取組を進めていく必要があります。さらに、地域において様々な社会福祉事業を展開している社会福祉法人には、社会福祉法において地域の実情に応じた公益的な取組が求められており、拠点性や専門性を活かした地域への貢献が期待されています。

〔取組方針〕

地域住民が主体となった地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会、老人クラブを始め、市社会福祉協議会や社会福祉事業を行う社会福祉法人、多様な取組を行うNPO法人やボランティア団体など、地域福祉を支える様々な団体とのネットワークを構築し、地域福祉の向上に向けて、協働しながら施策を進めます。

基本目標1＞取組の方向（3）

関連施策①

地域福祉を支える団体等とのネットワークの構築

【概要】

支援が必要な人を地域の中で支えるためには、地域づくりや地域福祉に関わる住民が主体となった組織，福祉事業者，関係機関，社会福祉法人などが連携する必要がある，既存のネットワークを縦横に結びながら，地域における互助の仕組みにつながるネットワークづくりに取り組みます。

| 主な取組 | 担当課 |
|--|---------------------------|
| <p>◎生活支援コーディネーター等によるネットワーク構築</p> <p>地域包括支援センターによる各日常生活圏域における高齢者支援のネットワークや，第2層の生活支援コーディネーターが核となった地域の社会資源を結ぶネットワークなど，地域福祉の推進につながるネットワークを重層的に構築します。</p> <p>★（再掲）包括的支援体制構築に関する検討 （58ページ） 基本目標1 取組の方向（2） 関連施策② からの再掲のため割愛</p> | <p>長寿社会課</p> <p>福祉保険課</p> |

○・・・継続 ◎・・・新規（実施中） ★・・・新規（未実施）

基本目標1＞取組の方向（3）

関連施策②

社会福祉協議会との連携

【概要】

市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」や地区社会福祉協議会の実践的な取組と連携しながら、市全体の地域福祉を推進していきます。

| 主な取組 | 担当課 |
|---|-------------------------------------|
| <p>○社会福祉協議会との連携・支援</p> <p>市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」や地区社会福祉協議会の実践的な取組とも連携しながら、全市的に地域福祉を推進するほか、市社会福祉協議会の公益的な活動を踏まえ、その運営に関する支援を行います。</p> <p>◎（再掲）地区社会福祉協議会との連携及び活動支援 （57ページ） 基本目標1 取組の方向（2） 関連施策① からの再掲のため割愛</p> | <p>福祉保険課</p> <p>長寿社会課 福祉保険課</p> |

○…継続 ◎…新規（実施中） ★…新規（未実施）

基本目標1 > 取組の方向 (3)

関連施策③

社会福祉法人等による地域における公益的な取組の推進

【概要】

社会福祉法人による地域における公益的な取組や、福祉サービス事業者、NPO 法人等による制度の狭間を埋める活動など、民間主導の組織的で柔軟な地域福祉活動に対する関心を高め、全市的な地域福祉の底上げを図ります。

| 主な取組 | 担当課 |
|--|---------------------------|
| <p>★地域における公益的な取組の周知啓発</p> <p>社会福祉法によって規定された社会福祉法人による地域における公益的な取組に関する好事例や、民間主導の様々な地域福祉活動に関する情報を把握し、周知啓発します。</p> <p>○(再掲) 市民活動交流センターにおける市民活動の支援 (55ページ) 基本目標1 取組の方向(1) 関連施策③からの再掲のため割愛</p> | <p>福祉保険課</p> <p>市民活動課</p> |

○…継続 ◎…新規(実施中) ★…新規(未実施)

基本目標2

くらしを支える地域福祉施策の推進

取組の方向（1）

地域における福祉サービスの適切な利用の促進

〔現状と課題〕

公的な福祉サービスは、「自分らしい暮らし」を送るために利用するものですが、介護と育児、障がいと生活困窮など、複数の要素が絡み合っている場合や、当事者だけでなく世帯全体の状況も併せて考える必要がある場合には、幾つかの分野の福祉サービスを組み合わせて利用することや、福祉分野以外のサービスやインフォーマルな支援なども組み合わせることが必要なときもあります。

また、生活の土台となる住宅の確保などを含め、複雑化、複合化した支援ニーズに対応するためには、サービス利用に関する相談体制を確保するだけでなく、相談機関同士の連携を深めて対応していく必要があります。また、適切なサービス提供につなげられる計画作成やケアマネジメントも必要となっています。

〔取組方針〕

各種制度に基づく福祉サービスが必要な方に確実に行き届くよう、福祉サービスの利用に関する相談体制の確保や相談機関同士の連携を進めます。また、住宅確保要配慮者¹⁴の居住安定に資する取組を行うほか、適切なサービスを提供するための体制を充実させるとともに、分かりやすい情報提供を進めていきます。

¹⁴ 住宅確保要配慮者 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条に定義されている経済的な困窮者、災害被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者などのこと

基本目標2 > 取組の方向(1)

関連施策①

福祉サービスの利用に関する相談体制の確保

【概要】

相談は、福祉制度における基本的な支援の入口となることから、個別の福祉計画において、各種相談窓口や相談支援機関が設置されており、それらによる専門的で高度な相談体制が確保されることにより、福祉サービスの適切な利用を進めるほか、そうした窓口等につなぐ体制も併せて確保していきます。

| 主な取組 | 担当課 |
|---|--------------------|
| <p>○高齢者に関する相談体制の確保</p> <p>介護119番や地域包括支援センターを設置し、高齢者に関する総合相談窓口として、高齢者に関する様々な相談に応じ、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように支援します。</p> | <p>長寿社会課</p> |
| <p>○障がい児・者に関する相談体制の確保</p> <p>障害者総合相談支援センター（あそーと）における総合相談や指定特定相談支援等事業所による計画相談支援等の提供を通じて、障がいのある方の様々な相談に応じたり、障がいのある方が安心して暮らすことができるように支援します。</p> | <p>障害福祉課</p> |
| <p>○子ども・子育てに関する相談体制の確保</p> <p>子ども総合相談センターにおいては、子どもの発達や子育て、学校生活に関することなどについての子ども自身、保護者、子ども・子育てに関わる方からの相談に応じるほか、関係機関との連携により必要な支援につなげます。</p> | <p>子ども総合相談センター</p> |
| <p>○母子保健に関する相談体制の確保</p> <p>乳幼児から就学前の子どもを持つ保護者の方が、安心して子育てできるよう、直接、健康相談等を行うほか、電話による子育て相談も実施します。</p> | <p>母子保健課</p> |
| <p>○生活困窮者に関する相談体制の確保</p> <p>生活困窮者自立支援法¹⁵に基づく自立相談支援機関として、自立サポートセンターを設置し、経済的な困窮を始め、様々な困りごとに関する相談を受け、解決策を一緒に考えながら、より自立的に暮らすことができるように支援します。</p> | <p>生活支援課</p> |

¹⁵ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）

| 主な取組 | 担当課 |
|---|-------|
| <p>○支所まちづくり相談窓口の設置</p> <p>各支所において、まちづくりに関する活動支援や、市役所の手続に関する問合せ、日常生活での悩みなど、様々な相談を受け付け、適切な担当部署や専門の相談窓口につなぎます。</p> | 各支所 |
| <p>○民生委員・児童委員活動の推進</p> <p>最も身近な相談援助者として、地域で様々な相談に応じたり、必要な支援が受けられるように助言し、専門機関につなぐ役割を果たしている民生委員・児童委員の活動を推進します。</p> | 福祉保険課 |
| <p>◎こころの健康に関する相談窓口の設置</p> <p>精神障がい者やひきこもり、アルコール依存等の当事者及びその家族からの相談に、保健師が電話、面接で相談に応じたり、自殺予防を目的とした「旭川のちの電話」の運営を支援します。</p> | 健康推進課 |
| <p>◎成年後見制度に関する相談窓口の設置</p> <p>旭川成年後見センターを設置し、成年後見制度に関する様々な相談に応じ、判断能力に不安のある方やその家族等の不安感を解消します。</p> | 福祉保険課 |
| <p>◎地域再犯防止推進モデル事業の実施</p> <p>物質使用障害の回復支援に関わる関係機関や関係団体とのネットワーク構築などのモデル事業を実施し、地域における再犯防止の取組を進めます。</p> | 福祉保険課 |

○…継続 ◎…新規（実施中） ★…新規（未実施）

基本目標2 > 取組の方向（1）

関連施策②

福祉サービスの提供体制の充実

【概要】

相談者の抱える困りごとには、複数の課題が絡み合っている場合や、世帯全体の状況も併せて考える必要がある場合もあります。複数の福祉サービスやインフォーマルな支援、福祉分野以外の支援なども組み合わせて利用できるように、各相談窓口や相談機関が連携しながら課題の解決につながるような出口支援を行うほか、計画作成体制の充実に努めます。

| 主な取組 | 担当課 |
|---|--|
| <p>○相談窓口の連携による問題解決</p> <p>一つの相談窓口で解決できない問題の場合は、複数の相談窓口が連携して、問題解決に努めます。</p> <p>○支援関係機関等の連携（地域ケア会議）</p> <p>地域ケア会議においては、地域包括支援センターの担当圏域ごとに、高齢者に対する多職種の協働によるネットワークを構築し、ケアマネジメントの支援や地域課題の把握に努めます。</p> <p>○支援関係機関等の連携（自立支援協議会）</p> <p>自立支援協議会を中心として、各相談支援機関相互の連携及び関係機関等との連携を密接にし、課題の情報共有を図るほか、個別事例の検討等により抽出された地域における福祉的な課題についての情報共有や解決に向けた取組を行います。</p> <p>○支援関係機関等の連携（要保護児童対策地域協議会）</p> <p>要保護児童対策地域協議会においては、地域の関係機関等が連携し、支援を要する子どもやその家庭に関する情報や課題を共有し、支援の内容に関する協議を行います。</p> <p>◎ケアプラン等作成体制の充実</p> <p>公的サービスを利用する際の入口となる介護保険制度のケアプランや、障がい福祉サービスの利用に係るサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成体制の充実に努めます。</p> | <p>関係課</p> <p>長寿社会課</p> <p>障害福祉課</p> <p>子ども総合相談センター</p> <p>介護保険課 長寿社会課 障害福祉課</p> |

| 主な取組 | 担当課 |
|---|--------------|
| <p>★住宅確保要配慮者に対する居住支援</p> <p>年齢や障がい、経済状況などにより、住宅の確保に困難さを抱える方に対して、賃貸住宅の供給を促進し、円滑な入居のための支援体制を構築します。</p> | <p>建築総務課</p> |

○…継続 ◎…新規（実施中） ★…新規（未実施）

基本目標2 > 取組の方向 (1)

関連施策③

福祉サービスの適切な選択につながる情報提供の推進

【概要】

福祉サービスの利用を必要としている方が容易に情報を入手し、適切なサービスを選択することができるよう、福祉制度やサービス、福祉サービス提供事業者について、障がい等に配慮した方法による情報提供を推進します。

| 主な取組 | 担当課 |
|--|---|
| <p>○ガイドブック、パンフレット、ホームページの作成</p> <p>各種ガイドブックやパンフレット、ホームページを作成し、福祉制度や福祉サービスの情報提供を行います。なお、作成に当たっては、分かりやすい表現や障がい等に配慮した内容となるように努めます。</p> | <p>長寿社会課 介護保険課 障害福祉課 子育て支援課 関係課</p> |

○…継続 ◎…新規（実施中） ★…新規（未実施）

基本目標2

くらしを支える地域福祉施策の推進

取組の方向（2）

困りごとを抱えた市民に対する包括的な相談支援の促進

〔現状と課題〕

困りごとを抱えているのに、自らSOSを発信できない個人や世帯、あるいは他者の関わりや支援を拒み、結果的に孤立状態に陥っている世帯などにおいては、例えば児童虐待や家庭内暴力、自殺や孤立死といった社会的な問題として表面化するまで、行政はもとより身近な地域においても認知されていなかったという事案も見られます。このような社会や地域から孤立した状態にある世帯やそのおそれのある世帯、又は何らかの支援が必要であるにもかかわらず意図的に支援を受けず、若しくは意図せずに支援が得られていない世帯については、より意識的な取組によって把握していく必要があります。

また、そうした世帯の抱える問題を始めとして、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みようとしても、その課題自体が専門的な支援を要したり、複数の要素が重なることなどにより、課題の解決に大変な困難さがある場合があり、そうした課題の解決に対しては、高度な知識や専門的な支援機能を有する複数の機関が協働して支援に取り組む必要があります。行政は、このような多機関の協働による支援の調整を行うとともに、本市における包括的な相談支援体制を整備していくことが求められています。

〔取組方針〕

現に社会から孤立していたり、ともすれば孤立するおそれのある世帯については、行政機関における情報や地域における重層的な見守り体制を通じて把握し、適切な支援につなげていきます。また、生活困窮者の自立を促すための施策を展開するほか、市圏域における複合化した課題や制度の狭間にある課題を抱えた世帯等に対する包括的な相談支援体制の構築について検討します。

基本目標2 > 取組の方向(2)

関連施策①

社会的要援護者の把握と支援

【概要】

困りごとを抱えているにもかかわらず、社会的に孤立し、自らSOSを発信することもできず支援ニーズが捕捉できない者、支援が必要なのに拒絶したり、そもそも必要性を否定する者、又はそれらの可能性が高い者などについて、地域における重層的な見守りや行政機関の取組による把握に努めます。また、北海道が発行している「要援護者を地域で支える関係機関連携マニュアル」を参考として、社会的要援護者¹⁶に対する支援の在り方について検討します。

| 主な取組 | 担当課 |
|--|---|
| <p>○社会的に孤立している要援護者の把握</p> <p>直接住民と接し、様々な相談を受ける機会の多い庁内の各部署においては、社会的に孤立し、必要な福祉的支援を得られていなかったり、支援の必要性そのものを認識できないような要援護者の把握に努めます。</p> <p>★「要援護者を地域で支える関係機関連携マニュアル」等に基づく取組の検討</p> <p>孤立死防止を目的として、北海道が発行する「要援護者を地域で支える関係機関連携マニュアル」等を参考とし、社会的要援護者の情報の整理を目的とした庁内連携組織の設置や、個人情報保護の原則を踏まえながら、支援の在り方などについて検討します。</p> <p>◎地区社会福祉協議会との連携及び活動支援（再掲）</p> <p>(57ページ) 基本目標1 取組の方向(2) 関連施策①からの再掲のため割愛</p> <p>○民生委員・児童委員活動の推進（再掲）</p> <p>(65ページ) 基本目標2 取組の方向(1) 関連施策①からの再掲のため割愛</p> | <p>福祉保険課 長寿社会課 障害福祉課 子ども総合相談センター 関係課</p> <p>福祉保険課</p> <p>長寿社会課 福祉保険課</p> <p>福祉保険課</p> |

○…継続 ◎…新規（実施中） ★…新規（未実施）

¹⁶ 社会的要援護者 援護が必要な方については、心身に関わる支援ニーズだけに留まらず、社会的な孤立という要素も含むことを示すため、第3期計画において「要援護者」としていたものを、第4期計画においては「社会的要援護者」と表現しています。

基本目標2＞取組の方向（2）

関連施策②

生活困窮者に対する自立支援方策の推進

【概要】

生活困窮者は、長期間の離職や多重債務、住まい、家族関係、障がい、傷病、ひきこもり、介護など、多様かつ複合的な問題を抱えていることも多く、地域で孤立している場合もあることから、支援の対象となる方の把握や包括的な支援が重要となっています。

このため、生活困窮者の自立に向け、庁内外の様々な関係機関や地域ネットワーク等との連携を深めながら、一人一人の課題や状況に応じた適切な支援が図られるよう、生活困窮者自立支援法に基づく各種支援方策¹⁷を計画的に推進します。

■生活困窮者自立支援制度の背景

生活保護受給者や非正規労働者、低所得者が増加するなど、近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を抜本的に強化するため、平成25年12月、生活困窮者自立支援法が成立しました。さらに、生活困窮者の一層の自立の促進を図るため、平成30年6月、改正生活困窮者自立支援法が公布されました。

本市では、平成25年度からモデル自治体として事業を実施しており、法が施行された平成27年度からは、必須事業である自立相談支援事業、住居確保給付金の支給を始めとして、任意事業である就労準備支援事業、一時生活支援事業、子どもに対する学習支援事業を実施するほか、就労訓練事業に取り組む事業所の認定も行っています。

■生活困窮者の状況

経済的に困っている方は、仕事探しや生活費の面だけでなく、その背景に、疾病や障がいなどの困難な状況を本人のみならず世帯全体で複合的に抱えていたり、社会的に孤立していたりするために、適切な時期に適切な相談窓口につながることができず、結果として生活困窮に至っている事例が多く見られます。

相談に来られた場合でも、何らかの障がいや疑われるにもかかわらず、それを受容していない方や、医療機関を受診することに前向きでない方がいます。また、失業期間の長さや就労経験の少なさから、直ちに求職活動を行うことが難しい方もおり、こうした場合には、相談者と支援者との信頼関係を構築してから、支援やサービスにつなげる必要があります。

また、ニートやひきこもりのように、現在は家族の収入で生活できているものの、行く行くは経済的に困窮することが強く見込まれるという、親子や家族の在り方が社

¹⁷ 国においては、生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であり、地域福祉計画の中に位置付け、計画的に取り組むこととされています。

会問題となっているほか、所得が少ない世帯ほど、子どもの教育にかかる費用やお子さん自身の進学意欲が低い傾向があり、いわゆる「負の連鎖」を防止するための対策も課題となっています。

特に、生活困窮状態にあって、困窮に至る過程の中で自己肯定感を失い、社会との関係が薄れている方の自立に向けては、自己有用感を得たり、自尊感情の回復を図ったりするために、地域や社会の中で居場所や役割を見出し、人とのつながりが実感できることが必要であり、社会参加しやすい環境づくりや、住民理解の促進等の取組が重要となっています。

【施策の方向性】

生活困窮者の自立支援に向けては、困りごとを抱えている方を早期に把握し、支援につなげることで、本人のみならず世帯全体が抱える複合的な課題を把握し、多様な課題を解きほぐしながら包括的な支援を行うこと、さらに、段階に応じた就労支援を充実させることが重要となります。

このため、庁内外の様々な関係機関や民間団体、地域ネットワーク等との連携を深めながら、現在、実施している取組を継続するとともに、まだ実施していない家計改善支援事業を含めた各取組について、制度改革や社会経済の動向を注視しながら、計画的に実施していきます。

生活困窮者の把握に関わっては、制度の狭間で支援を受けられず地域で孤立することのないよう、他制度に基づく支援機関や庁内の関係部署、民生委員・児童委員を始めとする住民組織との連携を図るとともに、出張相談会を開催するなど、早期発見の仕組みづくりを進めます。

また、生活困窮者自立支援制度や自立サポートセンターへの理解を深めてもらうため、関係機関との事例検討を重ね、複合的な課題を抱える生活困窮者への適切な支援を行えるよう、包括的な支援体制を構築していきます。

このほか、就労支援については、社会参加の機会や働く場を創出しながら、企業や社会福祉法人、NPO、市民活動団体と連携した取組を進めます。

■連携体制の構築

生活困窮者の自立支援に当たっては、従来からある制度を自ら利用することができなかつた方への支援が求められており、多様な機関とのネットワークを構築することが重要であるため、庁内外の関係する部署や機関が一堂に参集する場として「旭川市自立サポートセンター支援調整会議全体会議」を開催しています。今後も、生活困窮者の発見機能と出口機能の充実を図り、本人の意欲や思いに寄り添った支援を行えるよう、関係機関や民間団体、地域ネットワーク等との連携体制の強化に努めます。

| 主な取組 | 担当課 |
|---|-------|
| <p>○生活困窮者自立相談支援事業 (旭川市自立サポートセンター)</p> <p>仕事や生活に関する経済的な困りごとについての相談を受け、解決するためのプランを一緒に考え、利用できる制度やサービス、就労支援に関する社会資源を活用しながら、自立して暮らすことができるように個々の状況に応じた支援を行います。</p> | 生活支援課 |
| <p>◎生活困窮者住居確保給付金</p> <p>離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失した又は喪失するおそれがあり、収入や預貯金の額、受給期間中の就職活動など一定の要件を満たす方に、一定期間、家賃相当分の給付金を支給します。</p> | 生活支援課 |
| <p>◎生活困窮者就労準備支援事業 (ステップアップ支援プログラム)</p> <p>直ちに求職活動や一般就労をすることが困難な方に、就労意欲の喚起や動機付けを行い、就労に向けた基礎能力を形成するなど、その方の状況に応じた段階を設け、伴走型の支援を行います。</p> | 生活支援課 |
| <p>◎生活困窮者一時生活支援事業<一時生活支援事業></p> <p>一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定期間、宿泊場所や日常生活に必要な物資の提供等を行い、安定した生活を営めるよう支援します。</p> | 生活支援課 |
| <p>◎生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業 (子どもの健全育成支援事業)</p> <p>生活困窮者世帯の中学生に対して、学習支援や居場所の提供を行い、基礎的な学力を養成し、日常的な生活習慣を身に付けさせることにより、社会人として自立できるように支援し、貧困の連鎖を防止します。</p> | 生活支援課 |
| <p>◎生活困窮者就労訓練事業の認定</p> <p>必要な訓練や生活面の助言をしながら、軽作業等の就労の場を提供する就労訓練事業所に対し、一定の基準に該当することについての認定を行います。</p> | 生活支援課 |
| <p>★生活困窮者家計改善支援事業</p> <p>制度改正を見据えつつ、家計に関する相談に応じ、情報提供や助言、再生プランの作成などを行い、自ら家計を管理する力を高め、早期に生活の立て直しができるような取組を進めます。</p> | 生活支援課 |

○…継続 ◎…新規(実施中) ★…新規(未実施)

【生活困窮者自立支援制度に基づく主な取組の実績】

| 取組 | 実績区分 | H27 | H28 | H29 |
|--------------|-------------|-------|-------|-------|
| 自立サポートセンター | 新規相談受付件数(件) | 348 | 641 | 450 |
| | プラン作成件数(件) | 92 | 72 | 188 |
| | 相談延べ件数(件) | 2,965 | 2,890 | 2,773 |
| 住居確保給付金 | 支給者数(人) | 30 | 16 | 6 |
| | 支給額(千円) | 2,250 | 1,516 | 340 |
| 就労準備支援事業 | 参加者数(人) | 6 | 8 | 17 |
| | 延べ参加者数(人) | 204 | 499 | 624 |
| 一時生活支援事業 | 延べ利用件数(件) | 5 | 3 | 2 |
| | 借上部屋数(室) | 1 | 1 | 1 |
| 子どもの健全育成支援事業 | 参加者数(人) | 39 | 37 | 23 |
| | 延べ参加者数(人) | 715 | 591 | 398 |
| 就労訓練事業の認定 | 新規事業所(件) | 1 | 1 | 1 |
| | 累計事業所(件) | 1 | 2 | 3 |

基本目標2＞取組の方向（2）

関連施策③

市圏域における包括的な相談支援体制の構築

【概要】

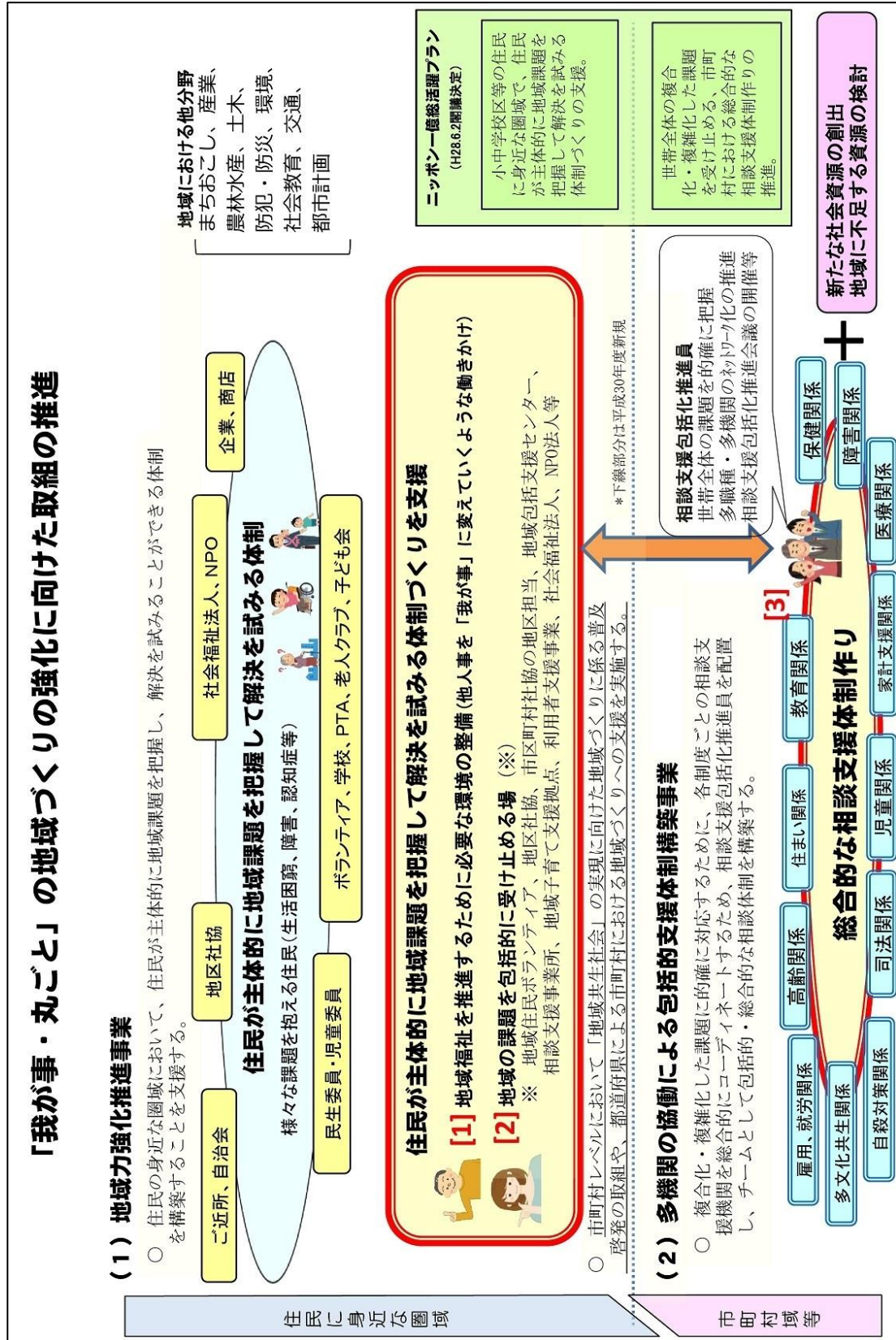
住民に身近な圏域において、包括的に受け止めた地域生活課題について、複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題等に対応が難しい場合、それらを多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制の構築に向けて検討します。

※次ページに参考イメージを記載

| 主な取組 | 担当課 |
|---|--------------|
| <p>★（再掲）包括的支援体制構築に関する検討 （58ページ） 基本目標1 取組の方向（2） 関連施策② からの再掲のため割愛</p> | <p>福祉保険課</p> |

○…継続 ◎…新規（実施中） ★…新規（未実施）

【参考】包括的支援体制の構築に係る図の概略図】



住民に身近な圏域

市町村域等

ニッポン一億総活躍プラン
(H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りの推進。

基本目標2

くらしを支える地域福祉施策の推進

取組の方向（3）

地域における権利擁護の体制の整備

〔現状と課題〕

認知症高齢者や知的又は精神障がいのある方など、判断能力が不十分な方が増える一方で、それを補ってきた親族が少なくなり、成年後見制度を利用する場合も専門職が選任されることが多くなっています。また、障がいの親など、監護者自身が高齢になる中で、親亡き後に対する不安感が増大するなどの状況も見られます。あらゆる人が住み慣れた地域でその人らしく日常を送ることができるよう、それぞれの方の身上に寄り添った権利擁護の取組が必要となっています。

〔取組方針〕

判断能力に不安がある方であっても、基本的な権利が守られ、適切なサポートを受けながら、各種サービスの利用や地域における交流を通じて、自分らしい生活を地域で送れるような取組を進めます。本計画における成年後見制度の利用促進施策については、成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画¹⁸として位置付けて推進します。

¹⁸ 市町村計画 成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画のこと。

本目標2＞取組の方向（3）

関連施策①

日常生活自立支援事業等の周知

【概要】

単身高齢者世帯が増える中で、判断能力が不十分な方のうち、成年後見制度の活用には至らない程度の方については、日常の見守りなどの生活支援に加えて、適切な金銭管理を支援することにより、その人らしい生活が送られるように取り組みます。

| 主な取組 | 担当課 |
|--|------------------------------------|
| <p>○日常生活自立支援事業等の周知</p> <p>各種媒体を通して、北海道社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業など、判断能力が成年後見制度の活用に至らない程度の方の生活支援につながる仕組みの周知に努めます。また、制度利用が必要と思われる方がいた場合には、各種制度の利用について助言していきます。</p> | <p>長寿社会課 障害福祉課 保護第1～3課</p> |

○…継続 ◎…新規（実施中） ★…新規（未実施）

基本目標2＞取組の方向（3）

関連施策②

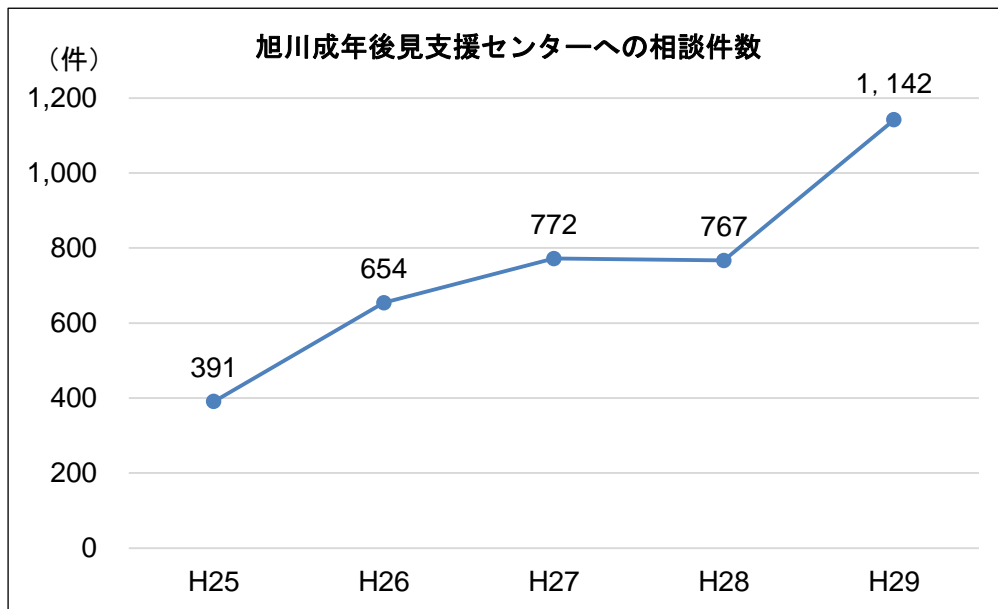
成年後見制度の利用促進

【概要】

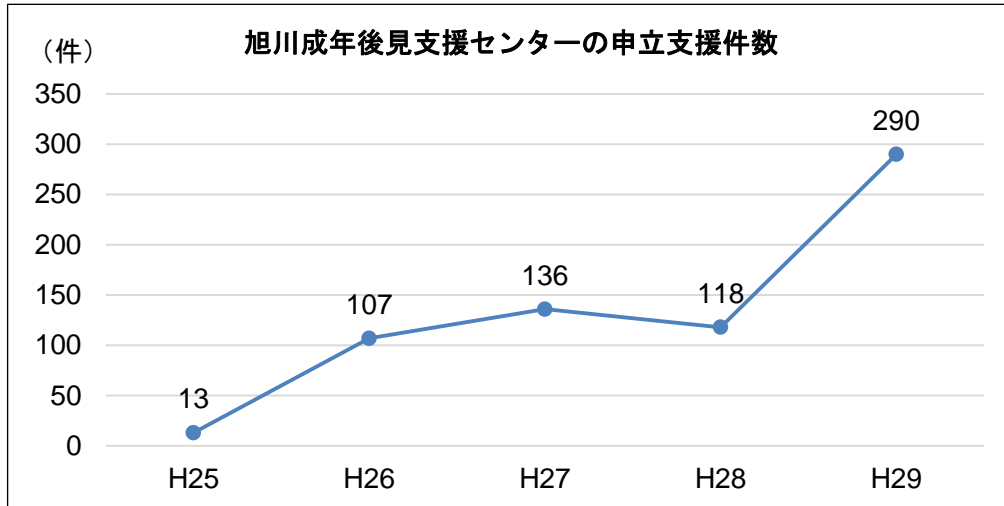
判断能力が不十分な方に対する権利擁護を支援する地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関（以下「中核機関」といいます。）の設置、市民後見人の養成や本市が実施主体となる利用支援事業など、成年後見制度の利用促進に関わる施策を計画的に推進します。なお、この施策については、成年後見制度利用促進法に規定する市町村計画と位置付けることとします。

■これまでの取組と主な実績

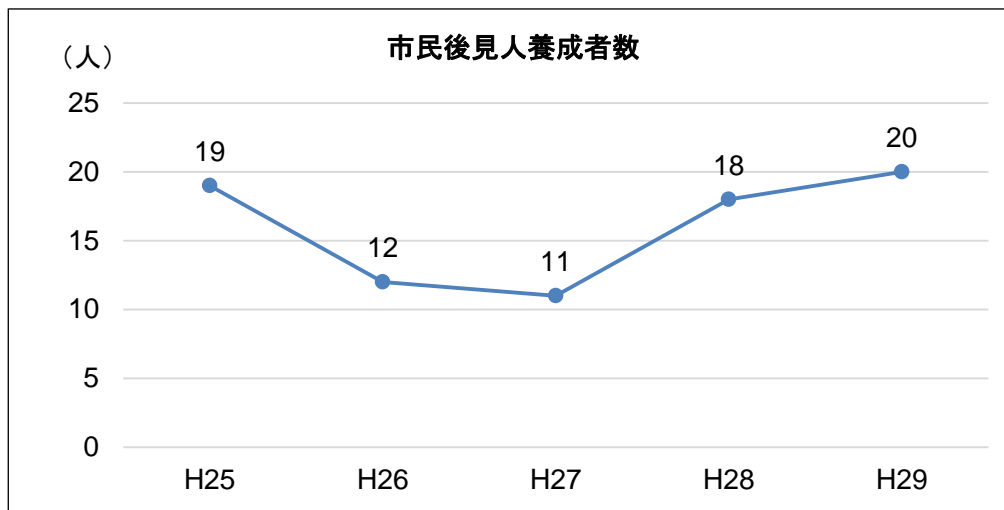
第3期計画では、旭川成年後見支援センターにおいて、判断能力が不十分な方の生活や財産管理に関する相談、成年後見制度の利用に関わる手続の支援、成年後見制度の普及啓発、市民後見人の養成に取り組みました。また、成年後見制度が利用しやすくなるように、本市が実施主体となる成年後見制度利用支援事業として、制度利用の申立てを行う親族等がない方の市長による申立手続のほか、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」といいます。）へ支払う報酬について、一定の基準に従って助成してきました。



(旭川市・各年度実績)



(旭川市・各年度実績)



(旭川市・各年度実績)

■成年後見制度利用促進法の施行

平成28年5月に成年後見制度利用促進法が施行され、国の利用促進に係る基本理念及び基本方針が定められるとともに、同法第12条に基づく成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。成年後見制度利用促進法では、自主的かつ主体的に地域に応じた施策を策定し実施することが、地方公共団体の責務とされ、また、成年後見制度利用促進基本計画では、制度を必要とする方が、適切に制度を利用できるような地域連携ネットワークの構築を始め、中核機関の整備等の具体的な施策目標が示されています。

■地域連携ネットワークの構築

第4期計画期間においては、成年後見制度利用促進法及び成年後見制度利用促進基本計画の趣旨を踏まえ、これまでの取組をさらに推進していくため、「チーム」及び「協議会」という2つの仕組みを有した地域連携ネットワークの構築に向け、次の3つの取組を連動させながら進めていきます。

○「チーム」の整備

権利擁護支援においては、支援が必要な方を地域において発見し、必要な支援に結びつけるための体制が重要と考えられます。本市では、地域包括支援センターや障害者総合相談支援センター等が支援対象者を発見した場合、医療・介護・福祉関係者及び旭川成年後見支援センター等が一堂に会した会議を催して、必要な情報共有を始め、支援の在り方や方向性の検討を行っています。

このような既存の仕組みを活用し、これに成年後見人等が加わったものを「チーム」と位置付けて、その方の意思能力を補いながら、一体的に支える体制を整えます。

○「協議会」の設置

医療・介護・福祉関係者だけではなく、法律の専門職団体等も参加し、成年後見制度に関する専門相談や、家庭裁判所との情報交換・調整等に対応するとともに、「チーム」を支援する存在として「協議会」を設置します。

平成25年に設置した旭川成年後見支援センターでは、従前から法律の専門職団体等も参加した「旭川成年後見支援センター運営委員会」を設置し、多角的な支援・助言を可能とする体制を整えているため、これを「協議会」と位置付けて、「チーム」への支援に当たることとします。

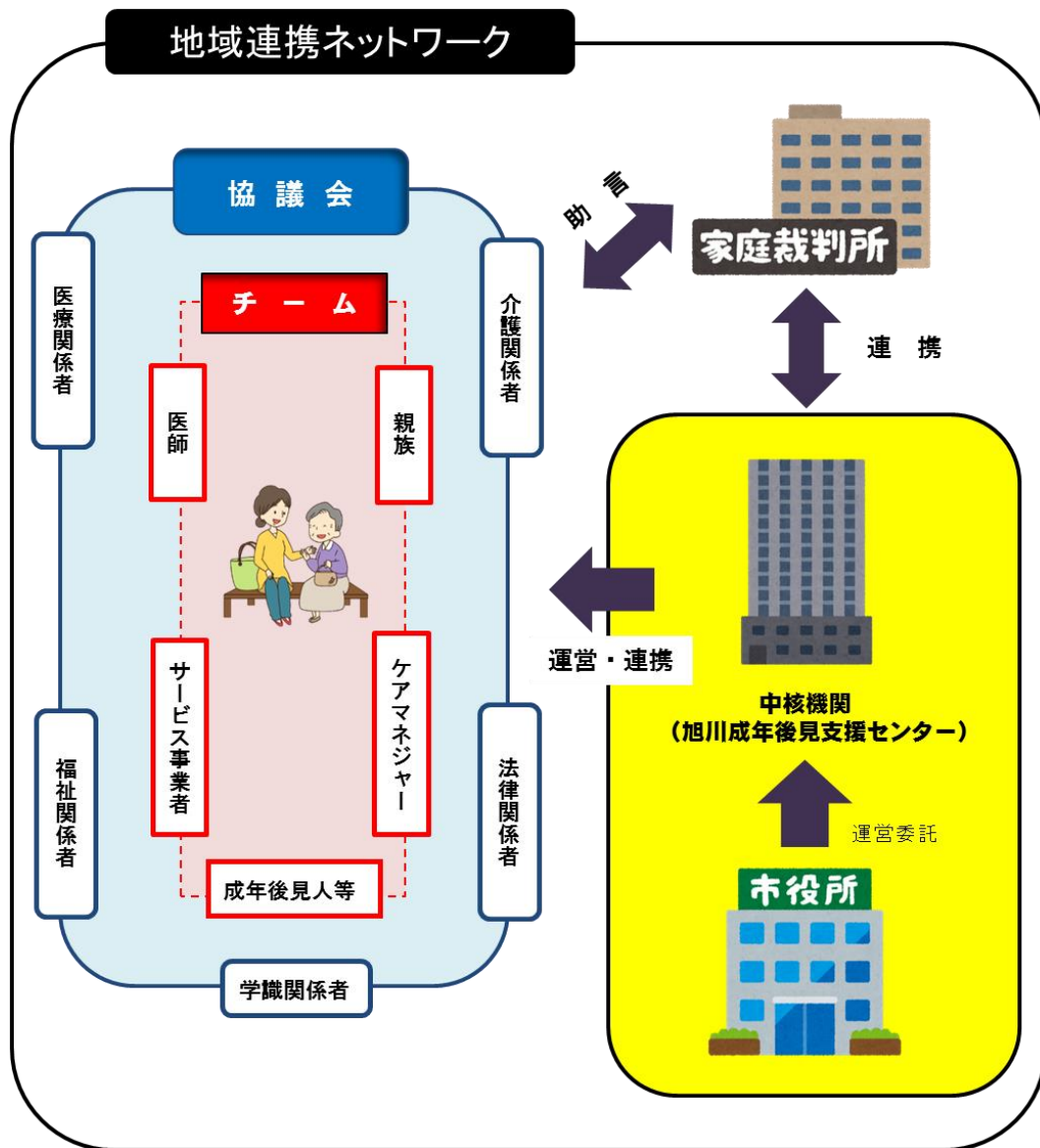
既存のネットワークを生かし、地域における医療・介護・福祉・法律等の各関係者団体（以下「各関係者団体」といいます。）との地域連携ネットワークの構築につなげていきます。

○「中核機関」の設置

旭川成年後見支援センターにおいては、成年後見制度に関わる主要業務（相談対応、普及啓発、市民後見人養成、申立等支援）を担うほか、日常的に各関係者団体との調整を行っています。

本市では、このセンターを「中核機関」と位置付けることで、各関係者団体との連携を推進するほか、従来のセンター機能と相乗効果を発揮させ、権利擁護に関わる切れ目のない支援を行える体制の整備を進めていきます。

【地域連携ネットワークのイメージ】



| 主な取組 | 担当課 |
|--|---|
| <p>○旭川成年後見支援センターによる支援</p> <p>旭川成年後見支援センターにおいて、判断能力が不十分な方の生活や財産管理に関する相談、成年後見制度の申請や市民後見人の支援、成年後見制度の普及啓発、市民後見人の養成を行います。</p> <p>○成年後見制度利用支援事業</p> <p>成年後見制度の申請を行う親族等がない方の市長による申請手続、成年後見人等への報酬助成を行い、制度の利用を支援します。</p> <p>◎日常生活自立支援事業との連携</p> <p>日常生活自立支援事業は、旭川市社会福祉協議会が北海道社会福祉協議会から受託し、実施しているものでありますが、その利用者について法定後見の利用が適当な場合、成年後見制度に円滑に移行できるよう、旭川市社会福祉協議会と連携して、取り組んでいきます。</p> <p>★法人後見実施機関の整備</p> <p>長期的な支援や多様な特性への対応が必要な方は、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用な場合もあるため、新たな法人後見実施機関の整備を進めます。</p> | <p>福祉保険課</p> <p>福祉保険課 長寿社会課 障害福祉課 生活支援課 保護第1～3課</p> <p>福祉保険課</p> <p>福祉保険課</p> |

○…継続 ◎…新規（実施中） ★…新規（未実施）

基本目標3

いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進

取組の方向（1）

ひとにやさしい生活環境づくりの推進

〔現状と課題〕

住み慣れた地域での生活が、年齢や身体状況にかかわらず、住みやすさを実感できるように、バリアフリーやユニバーサルデザインの普及を進める必要があります。

また、冬期間の積雪は、特に日常の生活動作に支障があるような高齢者や障がいのある方において、冬期間に雪のために閉じこもりがちな生活を送るようになり、買物や通院などの日常生活自体が立ち行かなくなったりする積雪寒冷地特有の課題を生んでいることから、冬期間の生活環境をより快適に安全なものになるように配慮するほか、地域での支え合いの仕組みを生かしながら、持続可能な対策が求められています。

〔取組方針〕

地域において安心した暮らしを営めるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた生活環境を整備するほか、本市特有の冬期間の積雪への対応に関わる取組などを推進します。

基本目標3 > 取組の方向（1）

関連施策①

ユニバーサルデザインの考え方に基づく各種施策の実施

【概要】

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「北海道福祉のまちづくり条例」に基づいた、あらゆる人が快適さ、優しさを感じられるユニバーサルデザインの考え方を施設整備に取り込むことや、人の多様性を認め合い、人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」に向けて、心のバリアを取り除くための取組を進めます。

| 主な取組 | 担当課 |
|---|--------------------------------|
| <p>○ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共施設及び道路のバリアフリー化</p> <p>公共施設の新築、改築時や道路の新設、改修時には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、バリアフリー化に努めます。</p> | <p>公共建築課 土木建設課 関係課</p> |
| <p>○高齢化対応住宅普及促進事業</p> <p>高齢者が自宅で安全に安心して暮らすことができる住まいづくりに向けて、住宅のバリアフリー化工事を行う場合に、その費用の一部を補助するほか、住宅改修を的確に行うための相談対応や人材育成を行います。</p> | <p>建築総務課</p> |
| <p>○「障害者週間記念事業」の実施</p> <p>「障害者週間」の趣旨に基づき、障がいや障がいのある方に対する関心と理解を深め、障がいのある方自身の社会参加を促すことができるよう、記念事業を実施します。</p> | <p>障害福祉課</p> |
| <p>◎障害者差別解消法¹⁹に基づく取組</p> <p>旭川市では、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する旭川市職員対応要領を制定し、それに基づき不当な差別的取扱いを行わず、合理的配慮を提供する責務を果たせるように窓口対応します。</p> | <p>障害福祉課</p> |
| <p>◎生活館における自主事業の実施</p> <p>アイヌの生活福祉を目的とした生活館の運営に当たり、アイヌ文化の一端に触れられる自主事業を実施し、地域におけるアイヌの方々との交流促進に努めます。</p> | <p>福祉保険課</p> |

¹⁹ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

| 主な取組 | 担当課 |
|---|----------------------|
| <p>★（仮称）旭川市福祉のまちづくり条例の制定に向けた検討</p> <p>旭川市まちづくり基本条例で示された、市民等が支え合いながら、安心して暮らせるまちづくりという基本理念などを踏まえ、個人の個性や尊厳が尊重され、多様性が認められる社会や互いに支え合う地域づくりなどを考慮して、（仮称）旭川市福祉のまちづくり条例の制定に向けた検討を行います。</p> | <p>福祉保険課 関係課</p> |

○・・・継続 ◎・・・新規（実施中） ★・・・新規（未実施）

基本目標3 > 取組の方向(1)

関連施策②

生活環境の向上

【概要】

冬期間の積雪による生活不安の軽減や衛生的な生活環境を維持するための取組を進めます。

| 主な取組 | 担当課 |
|--|---|
| <p>○高齢者等屋根雪下ろし事業・高齢者等住宅前道路除雪事業</p> <p>高齢者や障がいのある方の世帯などで自分や家族等で住宅の屋根の雪下ろしができない世帯に雪下ろしの費用を助成し、またそうした世帯の住宅前については、除雪作業車からこぼれた雪を残さないように配慮する道路除雪を行い、地域での暮らしを支えます。</p> <p>○雪処理機器の貸出し</p> <p>高齢者世帯等の除雪を支援する個人や団体に対して、小型除雪機、移動式小型融雪機を貸し出し、地域における助け合いを促します。</p> <p>○ふれあい収集の実施</p> <p>自らごみをステーションに排出することが困難で、他の方の協力を得ることができない市民に対して、家庭ごみの戸別収集を実施し、合わせて一人暮らし高齢者などの安否の確認等を行います。</p> <p>◎福祉除雪サービスの実施</p> <p>高齢者の方などが、住み慣れた住まいで冬期間も安心して暮らせる生活環境を実現するため、玄関前から道路までの間、一定の範囲の除雪作業について、地域のボランティア人材を活用した会員制の相互援助活動として実施します。</p> <p>◎地域除雪活動の推進</p> <p>市民委員会や町内会などと協働して行う生活道路の除排雪やパトロール、地域の雪押し場の確保などを行う地域除雪活動を全市的に推進し、地域の連帯感や豪雪時の防災力の向上を図るとともに、冬期の安心安全な生活環境づくりを進めます。</p> | <p>長寿社会課 障害福祉課 土木事業所</p> <p>土木事業所</p> <p>クリーンセンター</p> <p>長寿社会課</p> <p>土木事業所</p> |

○…継続 ◎…新規(実施中) ★…新規(未実施)

基本目標3

いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進

取組の方向（2）

災害時に備えた地域づくりの推進

〔現状と課題〕

災害発生時や災害のおそれがあるときには、そのレベルに応じて、地域防災計画²⁰に基づき地域住民に対して避難勧告や避難指示の発令が行われます。また、災害の状況によっては、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令される場合もあります。そのような場合、高齢者や障がい者など、自ら避難することが困難な方には、家族や地域住民の手による避難行動の支援が必要となります。さらに、避難後においても、避難生活が長期化するような場合には、その方の状況に応じて、福祉避難所等で受け入れられるような体制を整備する必要があるほか、災害復旧時には、旭川市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターとの連携した対応が求められます。

〔取組方針〕

災害時等において特に配慮が必要な高齢者や障がい者などのうち、自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、地域が主体的に避難支援に取り組めるよう、本人の同意を得た上での情報提供を進めます。また、避難所での円滑な受入体制の整備に係る取組を進めるほか、旭川市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの体制整備を進めます。

²⁰ 旭川市地域防災計画 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく計画

基本目標3 > 取組の方向 (2)

関連施策①

災害に備えた地域による避難行動支援の取組

【概要】

災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意を得て、平常時から避難支援等関係者に情報提供することや、災害時における情報収集が難しい視聴覚障がい者に対する情報発信を行います。

| 主な取組 | 担当課 |
|---|--|
| <p>○避難行動要支援者等に係る避難支援</p> <p>災害時において避難行動に地域の支援が必要な避難行動要支援者等の名簿を整備し、本人同意を得た場合には、平常時から地域の避難支援関係者に情報提供を行い、住民同士の交流を深めつつ、実効性のある避難支援計画の策定を推進します。</p> <p>また、災害時における情報収集が困難な視聴覚に障がいのある方に対し、災害時に市からFAX又は電子メールにより避難情報等の提供を行います。</p> | <p>防災課 福祉保険課 介護保険課 障害福祉課 健康推進課</p> |

○…継続 ◎…新規（実施中） ★…新規（未実施）

基本目標3 > 取組の方向 (2)

関連施策②

災害時における避難所受入体制の整備

【概要】

社会福祉施設等の指定による福祉避難所の充実はもとより、災害時に配慮が必要な方の避難所における受入れについて、地域における身近な福祉避難所や拠点的な福祉避難所の役割分担、実際の受入手順、行政職員の配置などについて具体的な検討を行います。

| 主な取組 | 担当 |
|---|--------------|
| <p>★福祉避難所の開設・運営手順の策定</p> <p>学校保健室や公民館を活用した「地域における身近な福祉避難所」、社会福祉施設等の「拠点的な福祉避難所」との役割を明確にし、一般避難所から福祉避難所での受入れに至る手順のほか、実際に福祉避難所を開設した場合の適切な人員配置計画など、具体的な検討を行います。</p> | <p>福祉保険課</p> |

○…継続 ◎…新規（実施中） ★…新規（未実施）

基本目標3 > 取組の方向(2)

関連施策③

災害ボランティアセンターの体制整備

【概要】

大規模災害が発生した際には、被災者や避難所等のニーズを把握し、市内外から集まったボランティアをコーディネートしたり、資金や資機材の調達を行うための災害ボランティアセンターが、旭川市社会福祉協議会によって設置されることから、設置に向けた体制整備への協力やその運営について支援します。

| 主な取組 | 担当課 |
|---|--------------|
| <p>★災害ボランティアセンターの運営支援</p> <p>大規模災害発生時、被災地域の復旧復興と被災者の生活支援を図るため、旭川市社会福祉協議会において設置される災害ボランティアセンターと災害対策本部が連携し、その運営を支援します。</p> | <p>福祉保険課</p> |

○…継続 ◎…新規（実施中） ★…新規（未実施）

基本目標3

いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進

取組の方向（3）

地域における介護予防や健康づくりの取組の推進

〔現状と課題〕

本市においては、団塊の世代が、介護や医療のニーズが急激に高まる後期高齢者になる2025年を目途として、旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めているほか、健康日本21旭川計画に基づき、長期的な健康づくりの施策を展開しています。

地域住民の健康を守り、年齢を重ねても日常生活動作に支障が生じないようにする取組は、結果的に地域そのものの活力を維持し地域福祉の向上にも寄与するものです。さらに、そうした取組が住民主体で行われることで、高齢者等の居場所づくりや、住民同士の交流の促進につながっていくことが期待されます。

〔取組方針〕

地域住民が主体となった介護予防や健康づくりなどを通じ、生活の質の向上はもとより、気軽に参加できる通いの場を創出することで、地域における居場所づくりや住民同士の交流促進につながる取組を進めます。

基本目標3 > 取組の方向 (3)

関連施策①

住民主体の介護予防・健康づくりの取組の推進

【概要】

要介護状態になるのを防いだり、健康増進という目的とは別に、高齢化がますます進む中、元気な高齢者自らが支える側に回ることで、地域づくりや地域福祉の推進につなげていく必要があり、地域における自主的な介護予防や健康維持の取組を促進することで、閉じこもりがちな高齢者の通いの場の拡充や居場所づくりにもつなげます。また、地域における健康づくりに取り組みやすい環境の整備を行います。

| 主な取組 | 担当課 |
|---|---------------------------|
| <p>◎地域介護予防運動教室の実施</p> <p>地域における高齢者の自主的な介護予防活動を促進するため、介護予防に関する運動教室終了後の自主的な活動継続を見据えた指導や地域包括支援センターと連携した自主グループの立ち上げに向けた支援を行います。</p> <p>◎地域における各種がん検診の実施</p> <p>市内の各地域において、巡回検診車による各種がん検診を実施するなど、地域における健康づくりに取り組みやすい環境を整備するほか、市民委員会等を通じて受診勧奨を行い、住民自らが健康づくりの意識を高め、がんの早期発見や早期治療につなげます。</p> | <p>長寿社会課</p> <p>健康推進課</p> |

○…継続 ◎…新規（実施中） ★…新規（未実施）

第6章 計画の推進

1 市民、事業者、社会福祉に関する活動を行う団体、行政の協働による計画の推進

第4期計画は、市民、事業者、社会福祉に関する活動を行う団体及び行政が互いに連携し、次に掲げるそれぞれの役割を認識しながら、それぞれの地域福祉活動圏域において、できることを積み重ねることで、基本理念として示した地域社会の実現を目指して推進していきます。

(1) 市民の役割

市民一人一人が、地域を支える重要な一員である意識を持ち、地域の課題を「我が事」として捉え、町内会に加入するなど、主体的に地域福祉活動やボランティア活動等に参加することが必要です。年齢などを理由として、支える側と支えられる側とに明確に棲み分けすることなく、時に支え、時に支えられる関係を地域において築き、多くの方が支え合いの仕組みの一端を担うことにより地域福祉の推進が図られます。

なお、社会福祉法においては、地域住民等は、支援が必要な方のみならず、その方が属する世帯全体に着目し、福祉、介護、保健医療に限らない地域生活課題を「把握」とするとともに、その解決に支援関係機関と連携し、課題の解決を図ることによって、地域福祉を推進していくことを求めています。

(2) 事業者の役割

福祉サービスの事業者は、サービス提供者として、その利用者の自立支援や権利擁護、提供サービスの質の向上、事業内容等の情報提供や情報公開、他のサービスと連携しながら、利用者の「その人らしい暮らし」を支えていく役割があります。同時に、それぞれが保有する福祉に関する専門的な知見や支援技術を生かしながら、地域住民とともに地域福祉活動に参加したり、協力したりすることで地域福祉の推進を図る役割も期待されます。

特に社会福祉法人については、社会福祉法において「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が規定されました。特定の社会福祉事業の領域にとどまることなく、住民に身近な圏域における地域生活課題や幅広い福祉ニーズに対して、総合性や専門性を備える法人として向き合うことが期待されています。また、災害時においては、その運営施設等について、福祉的なケアが必要な避難住民を受け入れる福祉避難所としての役割を担っていただくことが期待されています。

(3) 社会福祉に関する活動を行う団体の役割

地域には、住民自治組織として、町内会や市民委員会があり、地域福祉活動を実践している地区社会福祉協議会や地区民生児童委員協議会もあります。高齢者が組織する老人クラブでは、高齢者いこいの家の運営を主体的に担うことが期待され、NPO法人や

ボランティア団体は、非営利を原則として、様々な領域で主体的に活動が行われています。

こうした団体には、支援を必要とする方の近くにあるからこそ、各人の特性や個別事情を踏まえつつ、公的な制度に基づく福祉サービスでは対応できないような、多様な困りごとに柔軟に応じたり、団体同士で連携したり、専門的な支援が必要な場合に関係機関につなぐ役割が期待されています。

(4) 行政の役割

もとより行政は、市民の福祉の向上を目指して、福祉施策を総合的に推進する責務があります。加えて、社会福祉法においては、「地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されました。

これを受けて、同法において、「市町村は、(中略)地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するように努める」と規定されています。

こうした新たな規定を踏まえ、第4期計画に基づきながら、地域福祉の推進に努めていきます。

2 旭川市社会福祉協議会との連携による計画の推進

社会福祉法において、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられており、本市を管轄する旭川市社会福祉協議会についても、より地域住民に身近な存在として、地区社会福祉協議会の組織づくりやその地域福祉活動を支援しているほか、ボランティアの養成や活動促進に取り組み、地域福祉の推進に努めています。

市では、旭川市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画や地区社会福祉協議会が個別に策定している実践計画に基づく取組と相互に連携しながら、第4期計画を推進していきます。

3 計画の進行管理及び評価

第4期計画を円滑に推進していくために、施策の実施状況等を把握し、目標に対する進捗状況を測るなど、適切な進行管理を行っていきます。

(1) 実施状況の把握及び附属機関への報告

施策を構成する個別の取組に係る実施状況等については、旭川市地域福祉計画の円滑な推進と調整を行うことを目的とした旭川市地域福祉計画庁内連絡会議を通じて調査し、取りまとめた結果について、定期的に旭川市社会福祉審議会に報告し、意見を聴取することとします。

(2) 指標の設定

地域福祉の推進に関わる取組を進めた結果、第4期計画において設定した目標が進んでいるのかを測るための目安として、指標を設定します。地域福祉計画については、理念的な要素の強いことから、定量的な実績や事業量からその進捗を測ることは、万人にとって分かりやすい反面、必ずしも地域住民の方の感覚と一致するとは限りません。そのため、第4期計画においては、基本目標ごとに定性的な指標と目標値を設けることとします。

基本目標 1

| みんなで支え合う地域福祉の推進 | |
|-----------------|---|
| 指標 | 身近な地域の住民が、お互いに助け合いながら暮らしていると「感じている」か「少し感じている」市民の割合 |
| 現状値 | 40.8%（平成 29 年市民アンケート） |
| 目標値 | 50.0%以上 |
| 目標値の考え方 | 少なくとも市民の過半数が、助け合いや支え合いを実感することが、支え合いの輪を更に広げるために必要であると考え設定したもの。 |

基本目標 2

| くらしを支える地域福祉施策の推進 | |
|------------------|---|
| 指標 | 悩みや不安を感じたときの相談機会が「充実している」か「まあ充実している」と感じている市民の割合 |
| 現状値 | 26.3%（平成 29 年市民アンケート） |
| 目標値 | 34.0% |
| 目標値の考え方 | 第8次旭川市総合計画推進計画の評価指標の目標値と同様に設定したもの。 |

基本目標 3

| いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進 | |
|---------------------|---|
| 指標 | 地域の総合的な快適性について「よい」か「まあよい」と感じている市民の割合 |
| 現状値 | 38.8%（平成 29 年市民アンケート） |
| 目標値 | 44.4% |
| 目標値の考え方 | 防災や除雪排雪体制、ごみ処理体制といった生活環境に対する総合的な評価を測るに当たり、現状値から毎年 3% ずつ増加していくように設定したもの。 |